

第3期

湯沢市地域福祉計画

2019年度～2023年度

平成31年3月
秋田県 湯沢市

市長あいさつ

近年、少子高齢化、核家族化や人口減少などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しました。地域のつながりも希薄化し、世帯が抱える福祉課題は以前より複雑化・多様化しています。このことから、従来の子育て、障がい、高齢等の縦割りの制度ごとでは十分な対応が難しい現状にあります。

そこで、各制度が連携して包括的な支援を提供するために、当市では全国に先駆けて、平成 28 年 7 月から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組んでおります。その一方で、制度では解決できない課題には、住民同士で支えあい、助け合える地域を実現していく必要があります。

この度、社会福祉法が改正され地域住民等は地域福祉の推進に努めること、そして市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努めることが条文に明記されました。

この理念を実現するために、平成 26 年 3 月に策定した「第 2 期湯沢市地域福祉計画」を見直し、新たに平成 31 年度からの 5 か年計画とする「第 3 期湯沢市地域福祉計画」を策定しました。本計画では重点施策として、多世代交流やサロン活動の推進と、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制づくりの構築を掲げており、「支えあい、誰もがつながる共生社会の地域づくり」を目指すものであります。

この計画に則して、地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進を図って参りますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり多くの貴重なご意見を賜りました湯沢市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただきました市民並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

湯沢市長

鈴木 俊夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

【 計画策定の趣旨 】	2
【 計画の位置づけ 】	2
【 計画の期間 】	2

第2章 湯沢市の現状と課題

【 本市における地域福祉を取りまく現状 】	3
【 湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果 】	11
【 主要課題 】	11

第3章 計画の基本的な考え方

【 計画の基本目標 】	13
【 基本目標の実現のために取り組む施策 】	18
【 施策の体系 】	19
【 重点的に取り組んでいく施策 】	20

第4章 施策の展開

【 施策の展開図 】	22
【 各事業の概要 】	24
【 基本施策1 】	34
【 基本施策2 】	39
【 基本施策3 】	43

第5章 計画の推進と進捗管理

【 推進体制の考え方 】	46
【 計画の進捗管理 】	47

資料編

○湯沢市地域福祉計画策定委員会条例	48
○湯沢市地域福祉推進庁内会議要綱	51
○計画策定までのスケジュール	53
○「湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果報告書」	54

第1章 計画策定にあたって

【 計画策定の趣旨 】

本市では、平成21年3月に「湯沢市地域福祉計画」を策定した後、平成26年3月には「第2期湯沢市地域福祉計画」を策定して“自助・互助・共助・公助の連携による支えあい、助け合いによる安心ゆざわ”を目指し、地域福祉の推進を図ってきました。

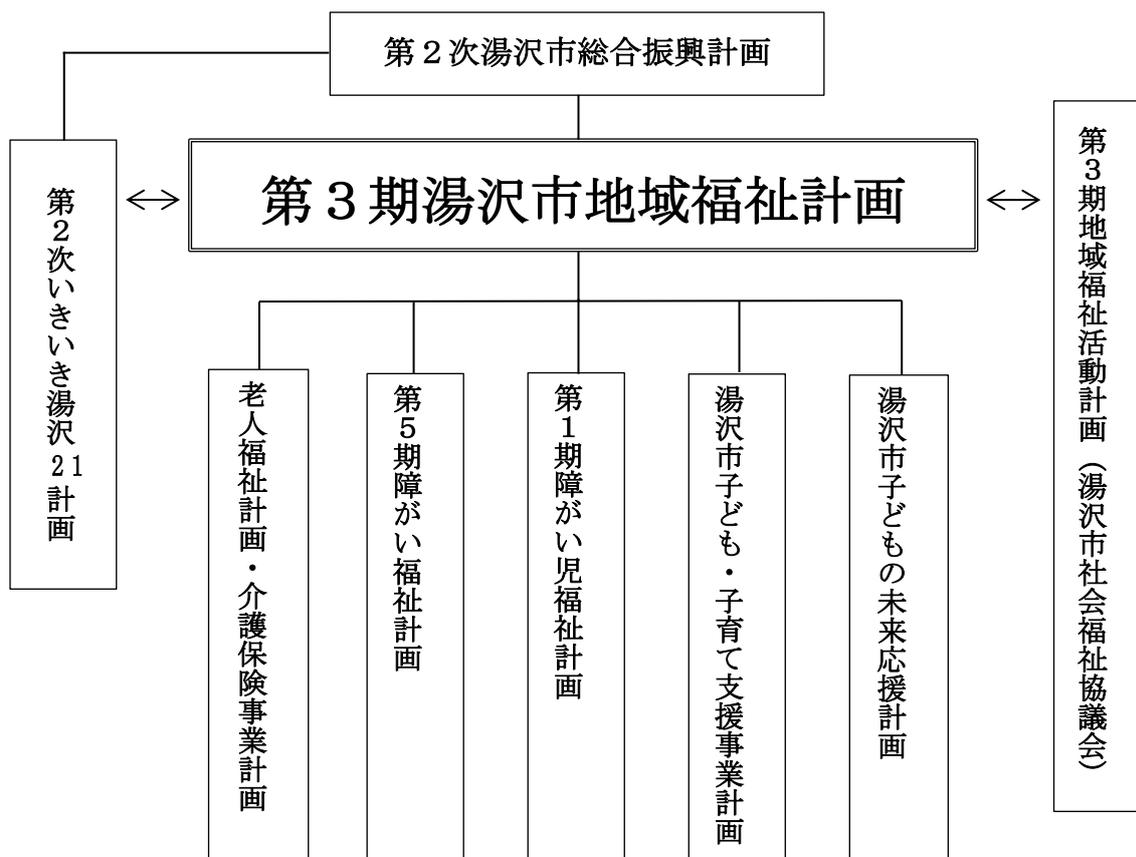
そのなかで、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、社会福祉法の一部が改正されました。これにより市町村は「地域住民等（※注1）並びに支援関係機関（※注2）による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるもの」とされました。

この理念を実現するための具体的な方向性を示し、支えあい、誰もがつながる共生社会の地域づくりを目指し「第3期湯沢市地域福祉計画」を策定するものです。

※注1 → 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者

※注2 → 地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関

【 計画の位置づけ 】



【 計画の期間 】

計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

第2章 湯沢市の現状と課題

【本市における地域福祉を取りまく現状】

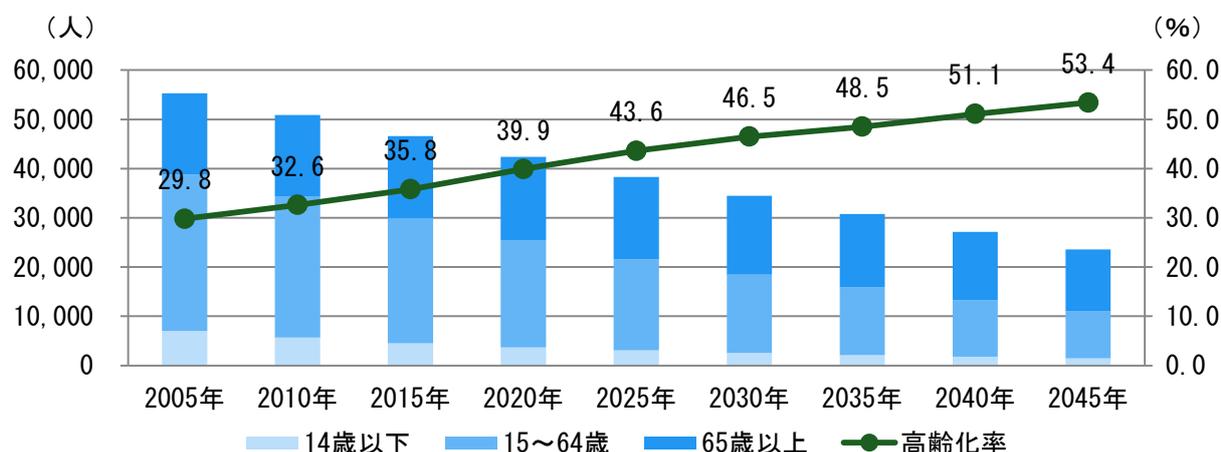
(1) 人口減少と高齢化の進行

①人口構成及び高齢化率の推移

湯沢市の人口は、市町村合併年の2005（平成17）年に55,290人であったところ、2015（平成27）年には46,613人と10年間で約9千人減少しており、今後も減少を続けていくと推計されています。

人口構造については、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）のいずれも減少するが、年少人口及び生産年齢人口の減少が老年人口の減少を上回ることから、2035年には老年人口が生産年齢人口を上回り、2040年には高齢化率（老年人口の割合）が50%を超えると推計されています。

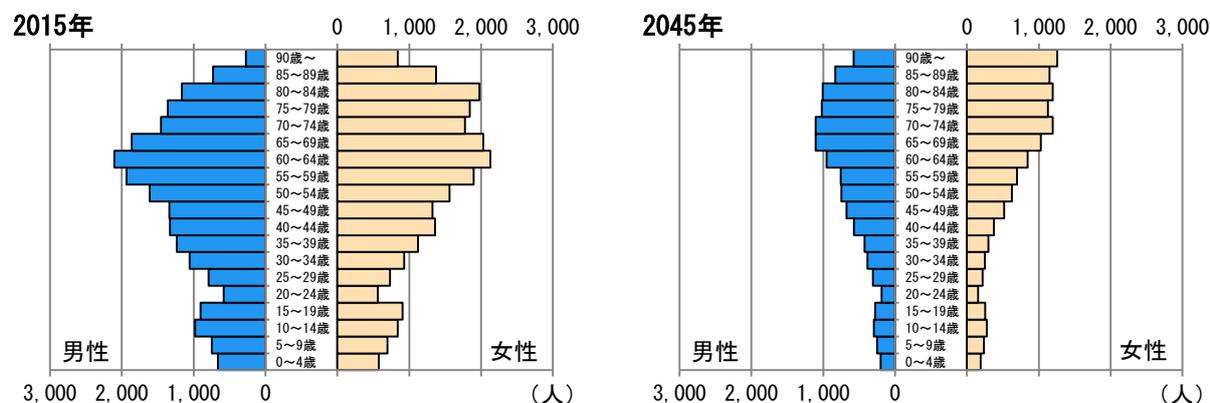
【図1】年齢別人口及び高齢化率の推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

②人口ピラミッド

【図2】2015年（実績）と2045年（推計）の人口ピラミッド

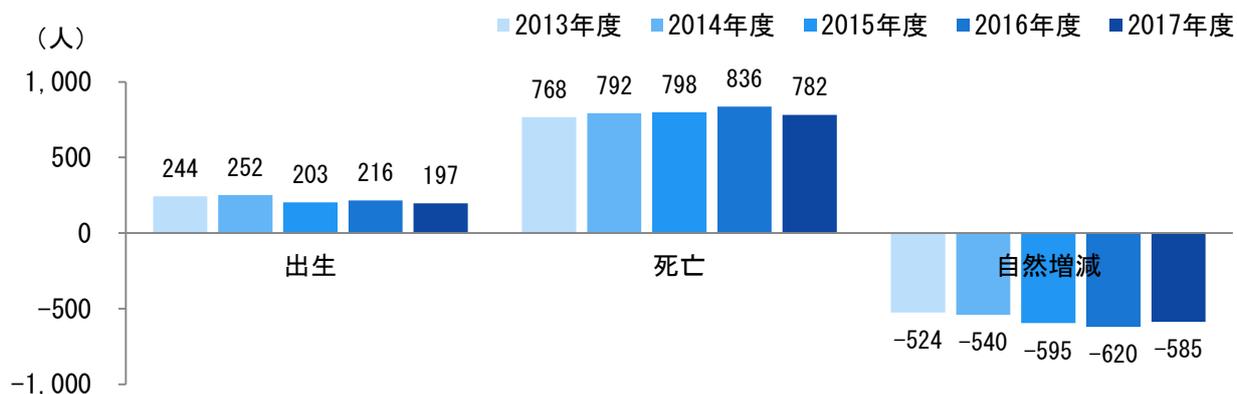


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

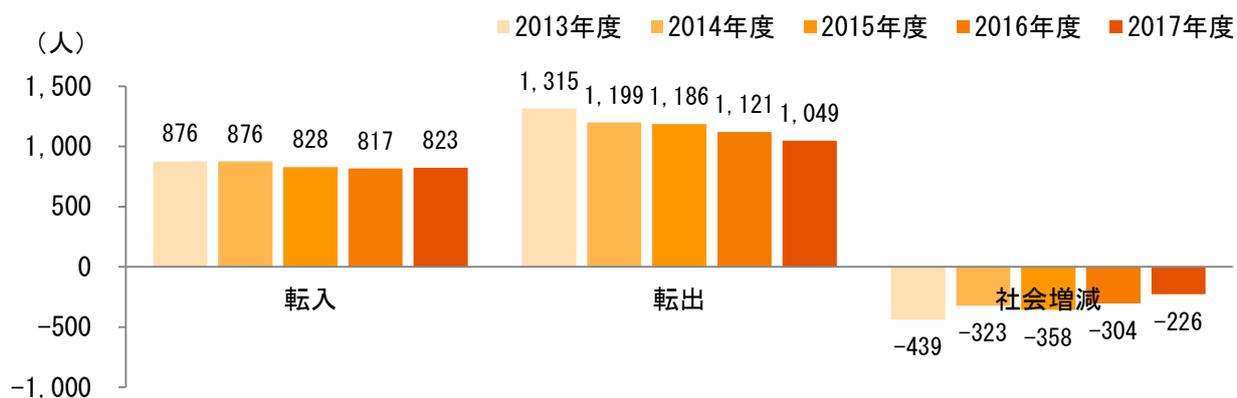
③人口動態の推移

出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向で推移しており、出生数は死亡数の約 1/4 となっています。また、転入者数は転出者数の 7～8 割程度となっており、人口増減は減少を続けているが、転出者数が年々減少傾向にあることから社会増減の減少幅は小さくなっています。

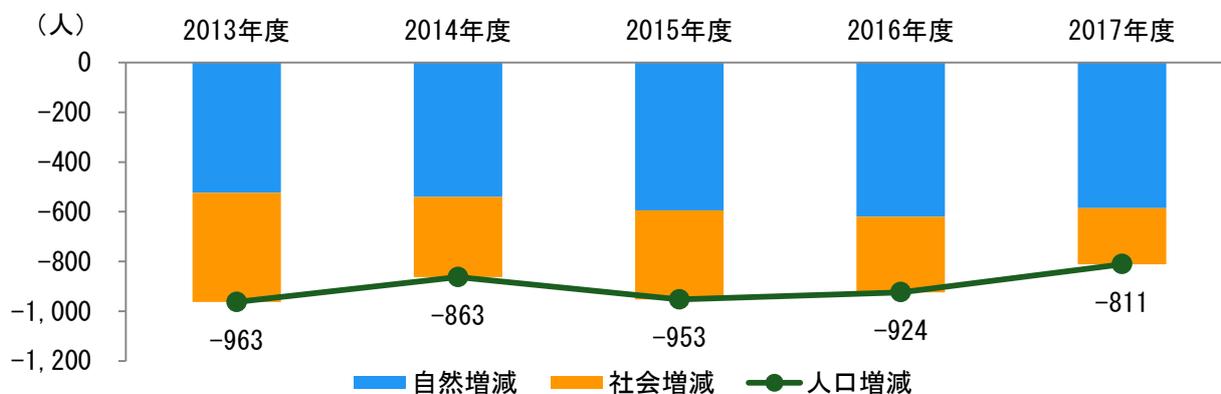
【図 3】自然増減（出生数と死亡数）の推移



【図 4】社会増減（転入者数と転出者数）の推移



【図 5】人口増減（自然増減・社会増減）の推移



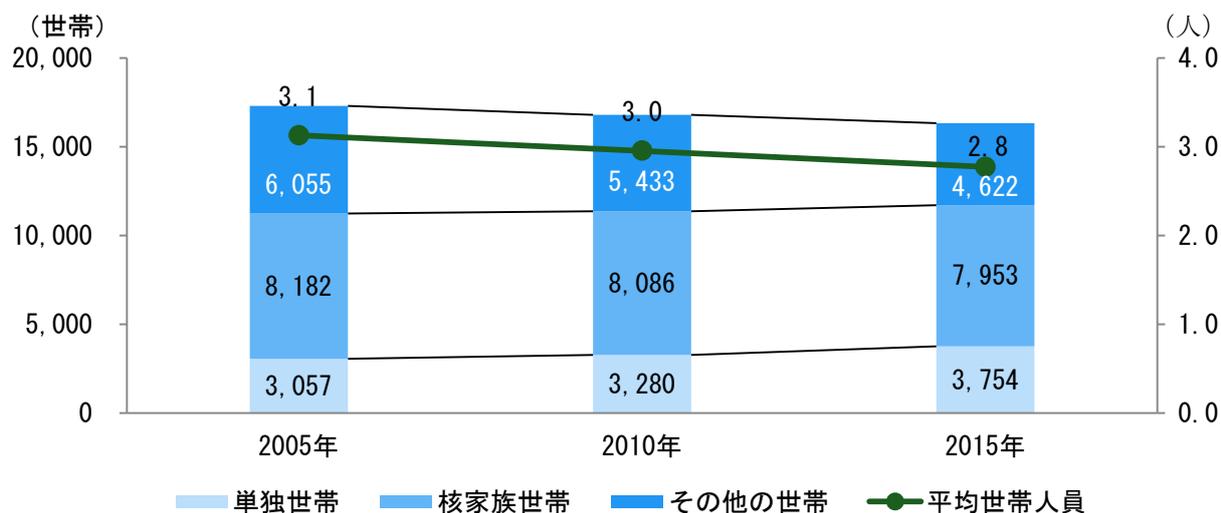
出典：市住民基本台帳

(2) 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

①世帯数の推移

総世帯数は年々減少している一方で、単独世帯は増加しており、平均世帯人員は、2015（平成27）年には3.0人を下回っています。

【図6】世帯数及び平均世帯人員の推移

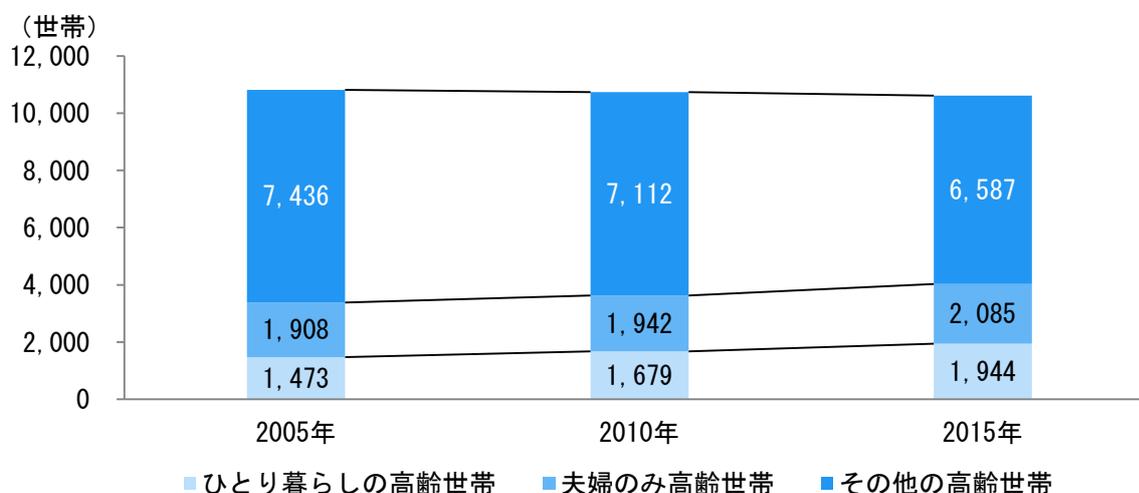


出典：総務省「国勢調査」

②65歳以上の世帯の構成

65歳以上の高齢者のいる世帯数も減少傾向にあるが、総世帯数の減少幅のほうが大きいため、総世帯数に占める割合は年々上昇し、2015（平成27）年は総世帯数の65.0%を占めています。特に、ひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が増加しており、2015（平成27）年には合わせて4千世帯を超え、総世帯数の約1/4を占めています。

【図7】65歳以上世帯数の推移



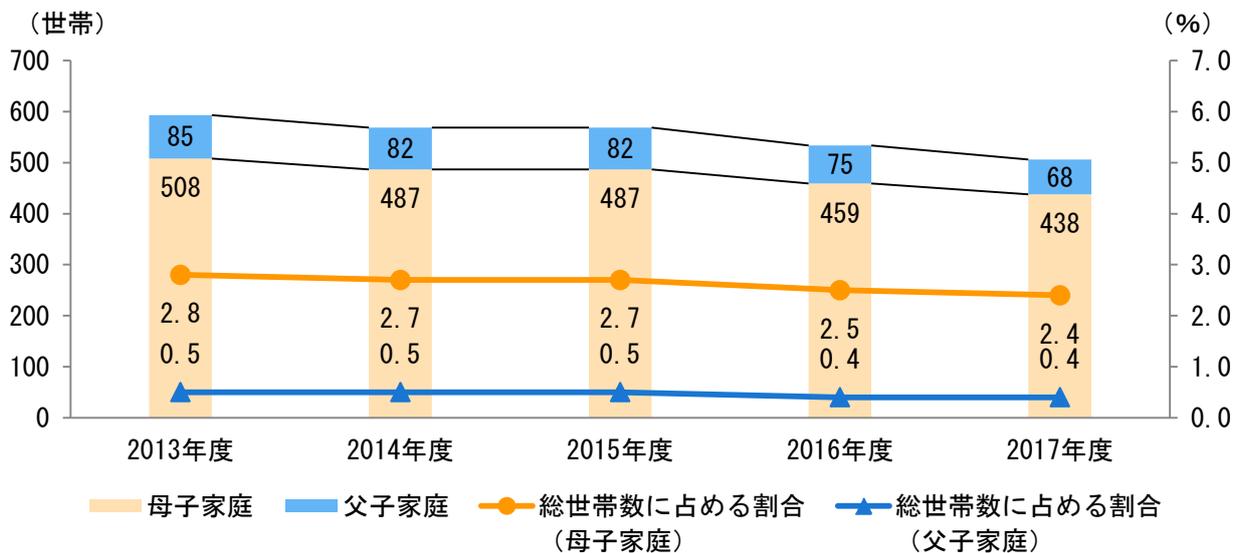
出典：総務省「国勢調査」

(3) 支援が必要な人の状況

①ひとり親家庭の推移

総世帯数の減少に伴い、ひとり親世帯も減少傾向にあります。総世帯数に占める割合についても概ね減少しており、2017（平成29）年度は母子家庭が2.4%、父子家庭が0.4%となっています。

【図8】ひとり親の世帯数等の推移

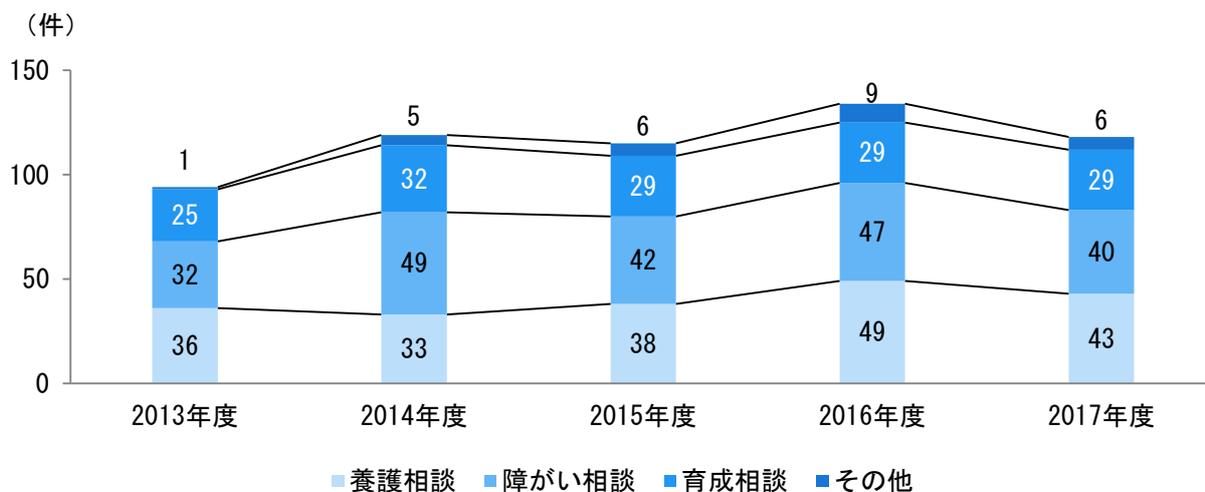


出典：市福祉事務所調べ、総世帯数に占める割合は住民基本台帳における世帯数から算出。

②家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、やや増加傾向にあり、特に「養護相談」「障がい相談」が多くみられます。

【図9】家庭児童相談件数の推移

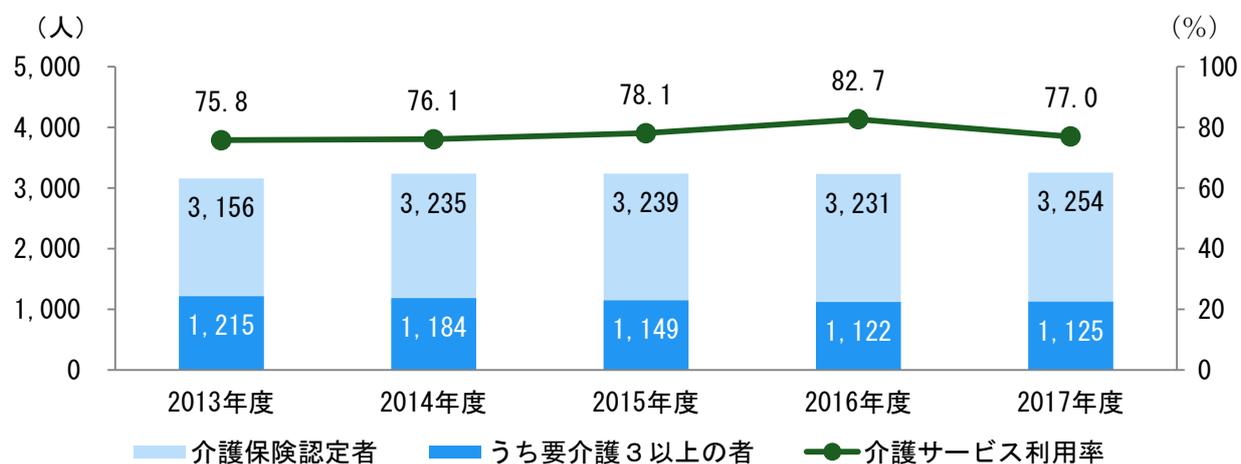


出典：市福祉事務所調べ

③介護保険認定者の推移

介護保険認定者及び介護サービス利用率は概ね増加傾向にあり、公的な介護サービスを利用している者は増加しています。

【図 10】 介護保険認定者の推移

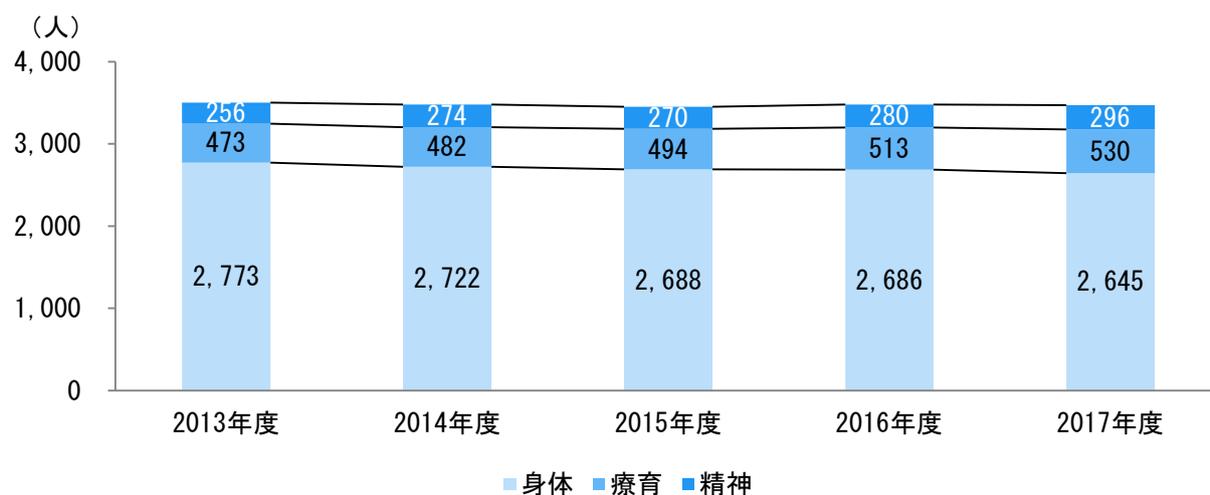


出典：市福祉事務所調べ

④障がい者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者が最も多いが、その人数は年々減少傾向にあります。一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。手帳所持者の約7割が60歳以上の者となっています。

【図 11】 障がい者手帳所持者の推移

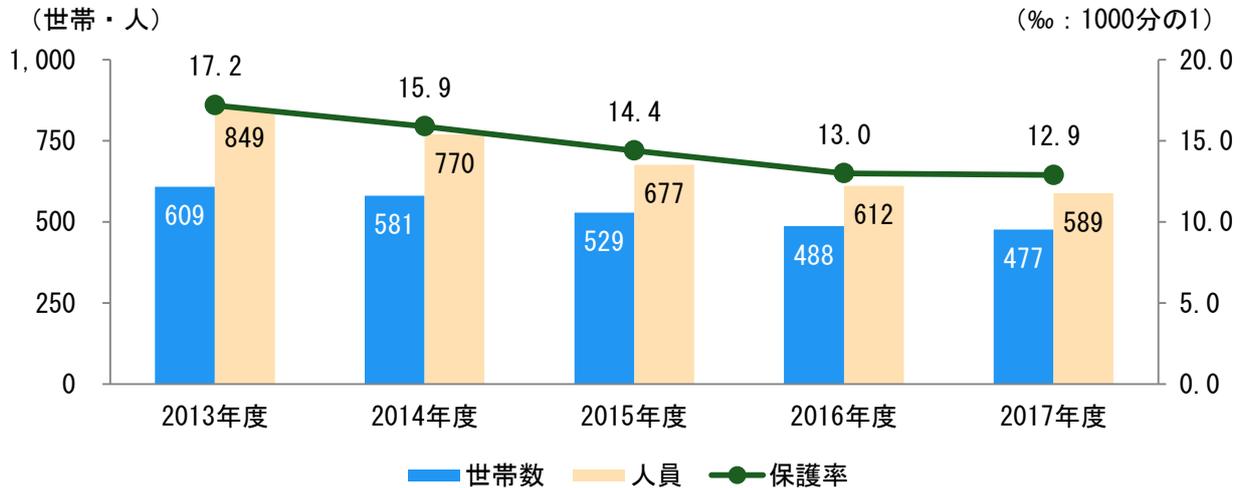


出典：市福祉事務所調べ

⑤生活保護の受給状況

被保護世帯及び人員は年々減少しており、2017（平成 29）年度の保護率は 12.9%と、全国の 16.7%、秋田県の 14.8%を大きく下回っています。

【図 12】被保護世帯及び人員の推移



出典：市福祉事務所調べ

⑥生活困窮者自立支援制度の利用状況

本市は 2015（平成 27）年 4 月の生活困窮者自立支援制度の開始に先立って、2013（平成 25）年からモデル事業を開始しています。新規相談件数は、事業開始から平均して年間 60 件程度あります。任意事業である就労準備支援及び家計相談支援の利用、並びに子どもの学習支援の参加についても、年々増加傾向にあります。

【表 1】生活困窮者自立支援制度における相談状況

	2013(平成 25)年度	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
新規相談件数	33	56	88	80	46
プラン作成件数	17	35	56	73	70

（任意事業の実施状況）

就労準備支援事業 （利用者数）	6	6	9	7	14
家計相談支援事業 （利用件数）	(2016 年度から開始)			29	23
子どもの学習支援事業 （参加延べ人数）	(2014 年度 から開始)	225	524	718	1,112

出典：市福祉事務所調べ

⑦地域包括支援センター相談件数の推移

2014（平成 26）年度には新規に入所施設が開設したため、介護保険サービス、施設入所に関する相談が増えています。相談件数は毎年 1,000 件程度あり、年によっては権利擁護・虐待等、認知症関係及び困難事例も多くあります。

【表 2】地域包括支援センター相談件数の推移

	2013(平成 25) 年度	2014(平成 26) 年度	2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度	2017(平成 29) 年度
介護保険サービス	189	303	191	172	198
施設入所	132	229	139	102	128
介護・医療	82	120	94	54	42
権利擁護・虐待等	39	88	53	48	40
福祉一般	66	104	153	94	70
認知症関係	131	199	119	155	171
介護保険認定申請	78	108	46	36	66
困難事例	26	47	49	9	16
その他	222	301	207	214	325
合計	965	1,499	1,051	884	1,056

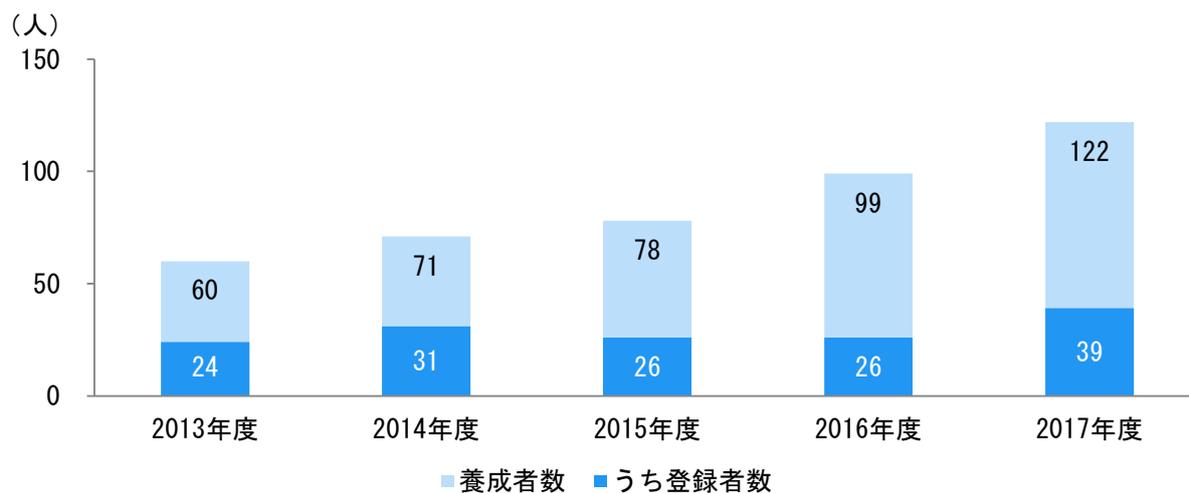
出典：市福祉事務所調べ

(4) 地域福祉を支える人材等の状況

①傾聴ボランティア数の推移

「うつ」や「自殺」に関する正しい知識や相談援助技術等を習得し、地域におけるこころの健康づくりを支援する傾聴ボランティアの養成者数は、2017（平成 29）年度には 100 人を超えています。

【図 13】 傾聴ボランティアの養成者数及び登録者数の推移

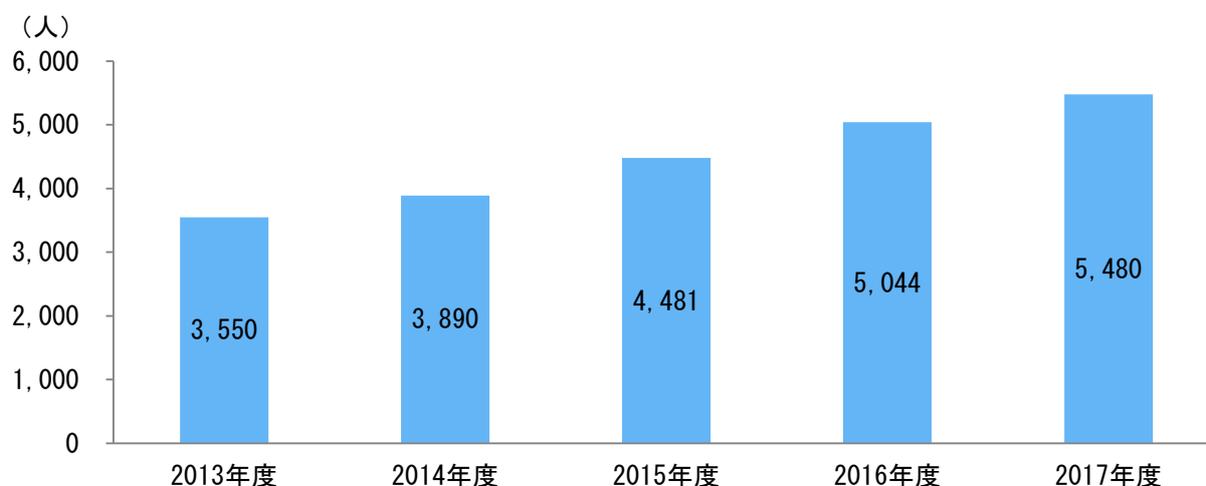


出典：市健康対策課調べ

②認知症サポーター数の推移

認知症について正しく理解して認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの養成者数は、2017（平成 29）年度までの累積で約 5.5 千人となっています。

【図 14】 認知症サポーターの養成者数の推移



出典：市福祉事務所調べ

【 湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果 】

「第3期湯沢市地域福祉計画」策定に向けて市民意識を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果	
実施期間	平成30年2月1日から2月15日まで
調査対象者	15歳以上74歳以下の湯沢市民
調査対象者数	3,000名
有効回答者数	1,386名
回答者率	46.2%

※ アンケート調査結果の詳細については、P54以降の「湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果報告書」をご覧ください。

【 主要課題 】

地域福祉計画策定委員会による「第2期地域福祉計画評価」及び「湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果」への意見をもとに、解決すべき課題を整理しました。

(1) 地域の担い手の確保と人材育成

自治（町内）会役員など、地域活動の担い手の不足、高齢化の問題が表面化しています。地域活動を担う人材発掘や人材育成のための仕組みづくりが必要です。

(2) 地域活動の場の確保と充実

地域住民にとって「気軽に集える場」「居場所」「かたれる場」があることで、地域での生きがいやお互いに支えあう意識が生まれます。子どもから高齢者、障がいを抱える方など誰もが楽しめる交流活動やサロン活動などの取り組みが必要です。

(3) 積極的な地域貢献の推進

地域での生きがいや、お互いの支えあいとなるボランティア活動を広く周知し、住民が積極的に参加しやすい環境をつくることが重要です。また、社会福祉法人や企業などが地域貢献しやすい環境整備が必要です。

(4) 包括的な相談体制の整備

アンケート調査結果において、今後、地域福祉を推進するために湯沢市はどのような施策を優先的に取り組むべきかとの回答では「身近なところで相談ができるような相談窓口の充実」「問題解決を、多くの機関が連携して支援する体制の整備」が多数を占めていたことから、包括的な相談体制の整備を優先的に取り組む必要があります。

また、福祉サービスの内容や利用の仕方などを、もっと住民にわかりやすく周知していくことが必要です。

(5) 自立を支援する体制の整備

社会的孤立や自ら命を絶つ人をなくすため、生活困窮者など地域生活課題を抱えた人が自立した生活を送られるように、就労・居住の確保や福祉サービスの利用を促進します。また、身近な住民が関係機関と連携して、人と人がつながる体制づくりが必要です。

(6) 災害時などにおいて、地域の支えあい・助け合う体制の整備

アンケート調査結果により、災害発生時には隣近所の自力で避難できない人を手助けすると回答した方が多数を占めており、支えあいの住民意識は高いと思われます。一方で、災害時要援護者避難支援プランを「知らない」「聞いたことがあるが良くわからない」との回答が全体の87%に及びました。今後、プランの周知や理解を広げる取り組みを行い、地域でお互いに助け合う体制づくりが必要です。

(7) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

除雪や雪下ろしなど冬期間の生活に関する不安を感じている方や、通院や買い物のための交通に不便さを感じている方が多いことから、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取り組みが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

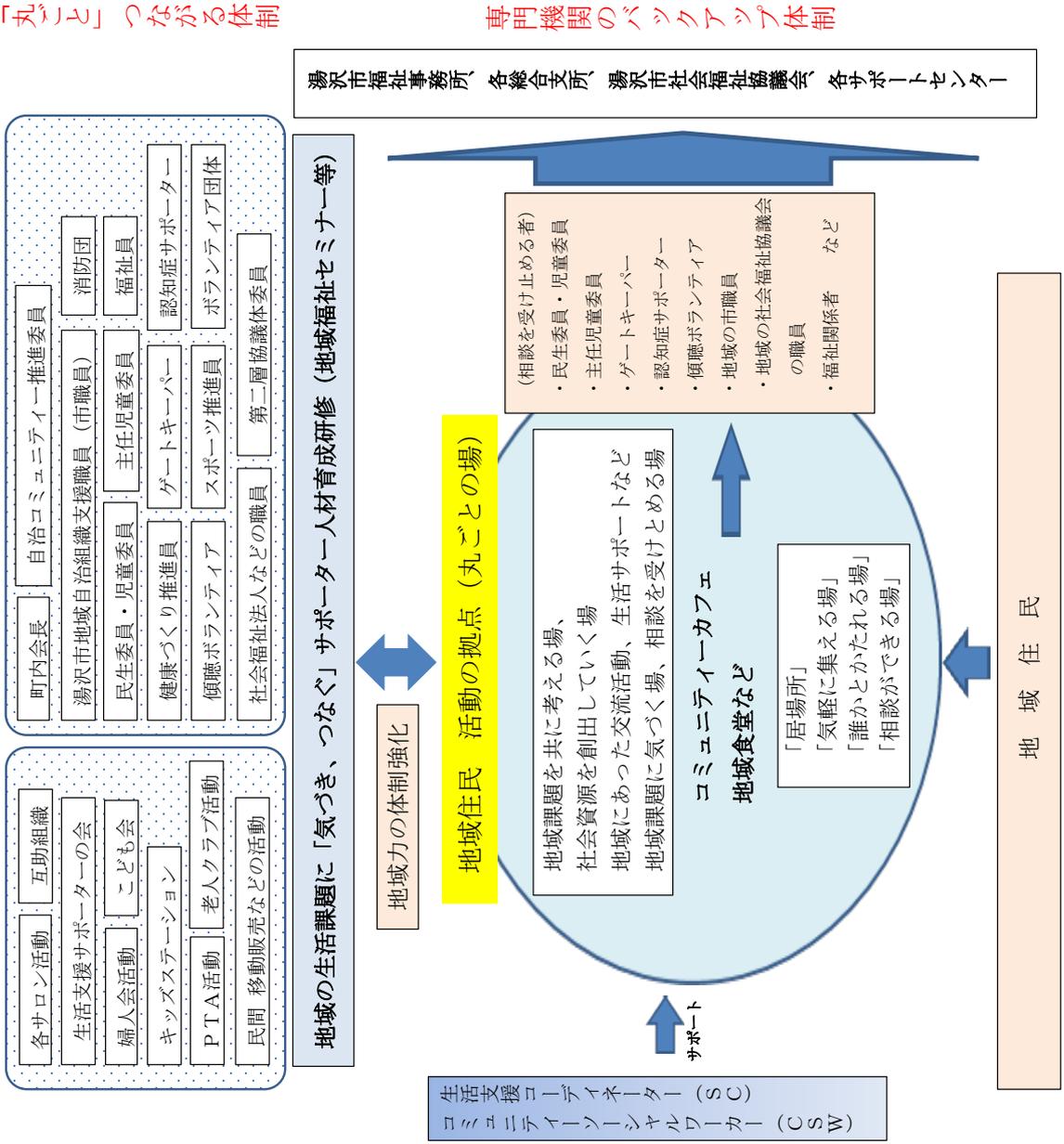
【 計画の基本目標 】

支えあい、誰もがつながる共生社会の地域づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、「人と人」、「人とモノ」そして「思い」が世代や分野を超えて支えあいつながっていくことで、住民一人ひとりの「暮らしと生きがい」や「地域」を共につくり、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。また、地域住民が「他人事」を「我が事」としてとらえる意識の醸成を図り、丸ごと（包括的に）支援する体制づくりを目指します。

子どもから高齢者、障がいがある方など多様な人が集うことで、お互いできない部分を助け合うためにいろいろな仕事や役割が生まれます。この活動が、地域で支えあう体制づくりを推進するうえで大きな役割を担います。地域住民などの交流が図られる拠点を設けることによって地域の持つ力を強化し、また公的な支援体制と連携することで安心して暮らせる地域の実現を目指します。

湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図 1



「丸ごと」つながる体制

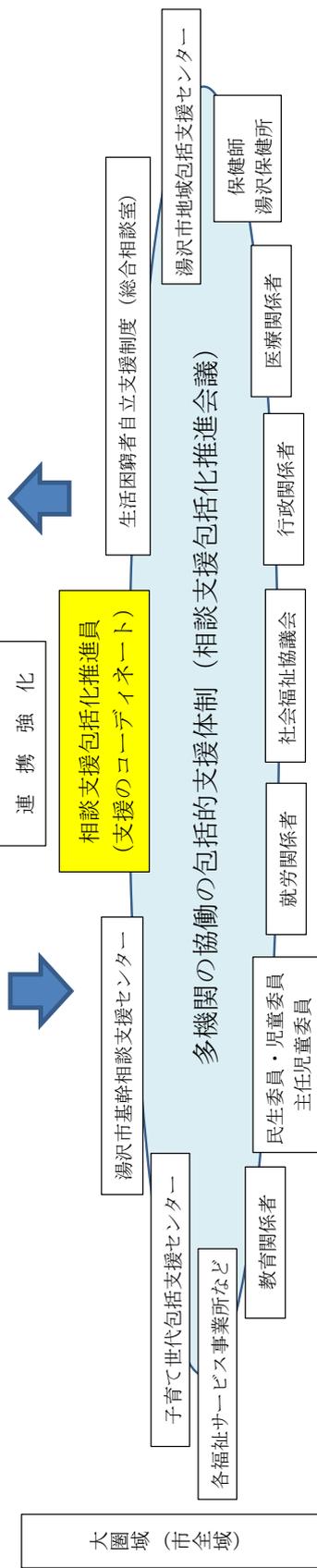
専門機関のバックアップ体制

湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図 2



地域の生活課題に「気づき、つながり」サポーター人材育成研修 (地域福祉セミナー等)

地域力強化：身近な地域で生活課題に気づき、専門機関に一緒に支援する力をつける体制づくり



イメージ図内 用語の解説	
サロン活動	住民主体で実施し、地域の方々が気軽に参加し集うことができる場
互助組織	地域の住民が互いに助け合う組織
生活支援サポーター	地域の困りごとをお互いの助け合いで支援する方
キッズステーション	放課後の子どもたちの居場所として、地域住民の協力を得ながら地域交流活動を行う場
移動販売	車などで地域に出向いて品物を販売する仕組み
自治コミュニティ推進委員	地域の自治コミュニティを推進するため委嘱された委員
湯沢市地域自治組織支援職員	地域自治組織を支援するために命じられた市の職員
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなどの社会福祉の増進に努める委員
主任児童委員	民生委員・児童委員のうち、妊婦や児童関係に特化して支援活動を行う委員
福祉員	地区社会福祉協議会長から委嘱され、地域住民が主体となって身近な地域福祉活動を行う方
ゲートキーパー	悩んでいる人の変化に気づき、話を傾聴して必要な機関につなぎ、地域で温かく見守る方
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする方
傾聴ボランティア	うつ病・自殺に関する正しい知識や相談支援技術を習得し、地域において心の健康づくりを支援するボランティア
第二層協議体委員	地域での支えあいの体制づくりを推進するために、第二層（主に中学校区域を単位とした範囲）に設置された検討組織の委員
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域において生活上の課題を抱える方に支援を行い、また地域の生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援を行う社会福祉協議会の専門職
生活支援コーディネーター（SC）	地域の困りごとに対して、お互いの助け合い活動をつくる支援をする方
コミュニティカフェ	地域の人が集い、飲食を楽しみながら誰もが交流できる場
地域食堂	子どもから高齢者まで多世代の地域の人々に対して、無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する場
相談支援包括化推進会議	世帯全体の課題を解決するため、多機関、多職種の関係者が集まり支援の調整、方向性を決定する会議
相談支援包括化推進員	世帯全体の課題を受けとめるため、相談支援包括化推進会議などを開催し、多機関、多職種のネットワーク化の推進を図る方
湯沢市基幹相談支援センター	障がいにおける総合相談窓口（場所：複合施設 ぱあとなあ）

子育て世代包括支援センター	妊娠期から 18 歳までの子育てを包括的に支援する窓口（場所：子ども未来課 子ども子育て応援班）
湯沢市地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口で、権利擁護や介護予防マネージメントを総合的に行うセンター（場所：長寿福祉課 地域包括支援センター）
生活困窮者自立支援制度（総合相談窓口）	生活全般にわたる困りごとの総合相談窓口（場所：湯沢市社会福祉協議会） ※ 湯沢市では以下 4 つの事業と給付金の支給を実施しています。
・自立相談支援事業	どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業
・家計改善支援事業	相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、改善支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する事業
・就労準備支援事業	一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う事業
・子どもの学習・生活支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業
・住宅確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する事業

【 基本目標の実現のために取り組む施策 】

基本施策1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

誰もが役割をもちながら、自分たちが暮らす地域は自分たちでつくる共生社会を目指します。社会福祉協議会と連携して、地域住民と一緒に地域生活課題を掘り起し、ニーズに対する「たすけあい活動」をつくります。また、住民に身近な場所で子どもから高齢者まで一緒に集える場やサロンの展開を図り、「気軽に行ける居場所」「誰かと話せる場所」「人と触れ合える場所」を増やし、お互いに支えあう仕組みを創出していきます。

ボランティア団体の活動、社会福祉法人などの地域貢献を活用し、地域生活課題を解決する取り組みやコミュニティー活動の活性化を図ります。

基本施策2 気づき、つながり包括的に支援する地域づくり

住民が、他人事を「我が事」として捉える意識の醸成を図ります。地域住民が身近な圏域で課題に「気づき」、専門機関につないで一緒に支援していく意識を高めます。

身近なところで相談を丸ごと受けとめ、包括的な支援につなぐ体制を整えます。

複合的な課題を抱える者に対し、関係機関が連携して課題解決に向けた包括的支援を提供します。社会的孤立や自ら命を絶つ者がなくなるよう、早期発見・早期支援の提供を目指します。

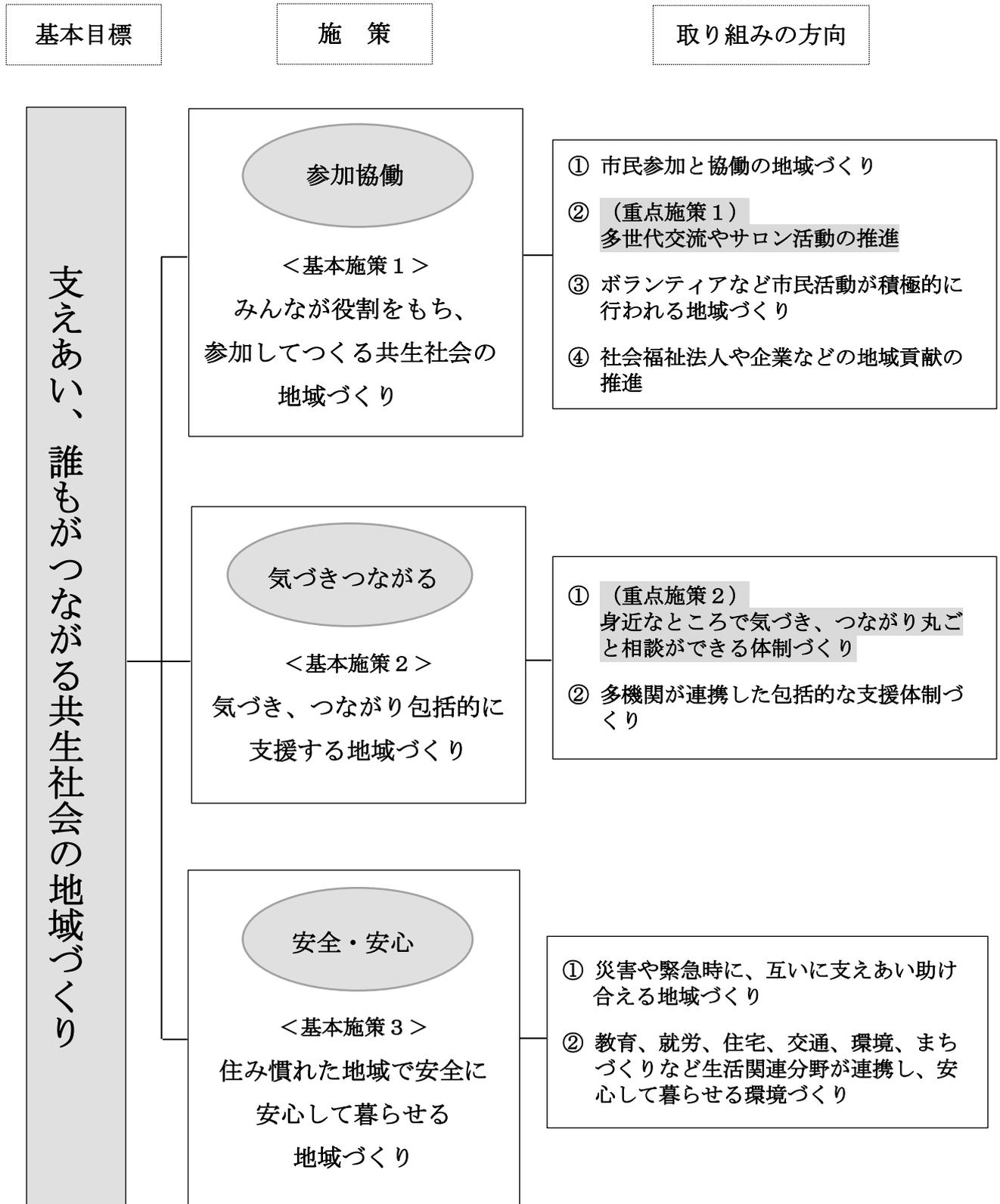
基本施策3 住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくり

災害時や緊急時に備えて、住み慣れた地域でお互いに助け合う意識の醸成を図ります。

災害時に支援が必要な方に対しては、災害時要援護者避難支援プランの登録を促し、地域での支援体制づくりの推進に努めます。

また、多様化する様々な生活課題に対して、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取り組みを行います。

【 施策の体系 】



【 重点的に取り組んでいく施策 】

(重点施策1) 多世代交流やサロン活動の推進

<p>■現 況</p> <p>市内町内会のふれあいサロン事業の実施率は約 59%であるものの、サロン活動が活発な地域と活発ではない地域では、まだ格差があるのが現状です。多世代交流活動を実施している地域は少ない状況です。</p>						
<p>■目指す地域のすがた</p> <p>多世代交流やサロン活動を推進するため、地域の拠点の創出を目指します。地域住民などの交流が図れる拠点を設け、支えあいの体制づくりを進めることで地域力の強化を図ります。</p>						
<p>■具体的行動計画</p>						
	(年度)	2019	2020	2021	2022	2023
既存の活動を把握		→				
地域ニーズと必要な社会資源の把握		→				
啓発活動、好事例の紹介			→	→	→	→
モデル拠点の設置2箇所			→	→	→	→
中核的なメンバーの発掘・育成・研修		→	→	→	→	→
拠点の創出、普及活動				→	→	→
生活支援活動の創出		→	→	→	→	→

※ 生活支援活動（ごみ出し、電球交換、食事サービス、移動サービスなどを支援する活動）

<p>(事業名)</p> <p>多世代交流やサロン活動の推進 新しい地域包括支援体制構築モデル事業 生活支援体制整備事業 地域福祉トータルケア推進事業</p>		<p>(担 当)</p> <p>福祉課、長寿福祉課、子ども未来課、 協働事業推進課、社会福祉協議会</p>	
<p>(取り組みの概要)</p> <p>福祉課、長寿福祉課、子ども未来課、協働事業推進課、社会福祉協議会が連携して、多世代交流やサロン活動推進の具体的行動計画に基づき行動する。</p>			
<p>(取り組みの目標)</p> <p>モデル拠点2箇所を中心に、拠点及び生活支援活動の創出を目指す。</p>			
<p>(目標指標)</p> <p>拠点及び生活支援活動の創出</p>		<p>現状 (2017年度末)</p> <p>—</p>	<p>目標 (2023年度末)</p> <p>2箇所</p>

（重点施策2）身近なところで気づき、つながり丸ごと相談ができる体制づくり

■現 況

各制度ごとの相談窓口は整備されていますが、市民にとってどこに相談したらよいか分からないという声があります。実際は、専門機関よりも信頼性のある身近な方を相談相手として選ぶことが多い様子です。

■目指す地域のすがた

身近なところで、地域住民が課題を抱えた人に気づき、専門機関につなげて一緒に支援していける体制を整えます。一緒になって支援することで、人と人がつながり地域力が向上します。

■具体的行動計画

(年度)	2019	2020	2021	2022	2023
体制づくりの周知活動	→				
「相談をつなぐシート」の普及	→	→			
傾聴ボランティアなどの人材育成	→	→	→	→	→
サロン活動との連携強化	→	→	→	→	→
相談支援包括化推進会議	→	→	→	→	→
身近な地域で丸ごと相談を受けとめる場の設置	→	→	→	→	→

(事業名) 新しい地域包括支援体制構築モデル事業 湯沢市障害者等相談支援事業 生活困窮者自立支援事業 子育て世代包括支援事業 生活支援体制整備事業 地域福祉トータルケア推進事業	(担 当) 福祉課、子ども未来課、長寿福祉課、 健康対策課、社会福祉協議会
(取り組みの概要) 福祉課、子ども未来課、長寿福祉課、健康対策課、社会福祉協議会その他関係機関が連携し、具体的行動計画に基づいて、身近な地域で地域生活課題に気づき、丸ごと受け止めて包括的支援を行う仕組みを構築する。	
(取り組みの目標) 各地域でサロン活動、多世代交流活動を推進し、身近な地域で生活課題に気づき、丸ごと受け止め、専門機関と一緒に支援していく体制を構築する。住民同士が生活課題に気づき、自ら課題解決に向けた支えあい体制づくりや社会資源の創出を目指す。 重点施策1で目標とする地域の拠点を丸ごと受けとめる場とする。	
(目標指標) 身近な地域で丸ごと受けとめる場の設置 ※ 重点施策1モデル拠点数と同じ。	現状 (2017年度末) — 目標 (2023年度末) 2箇所

第4章 施策の展開

【 施策の展開図 】

基本目標：支えあい、誰もがつながる共生社会の地域づくり

<基本施策1> みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

①市民参加と協働の地域づくり

(各事業の概要：P24～P25)

1 地域自治組織支援事業	2 生活支援体制整備事業
3 新しい地域包括支援体制構築モデル事業	4 市民参加型在宅介護システム
5 生活と安心サポートネットワーク事業	6 農村集落活性化対策事業
7 コーディネーター・CB育成事業	8 地域おこし協力隊事業
9 YY (Yuzawa Young) 会議	

②(重点施策1) 多世代交流やサロン活動の推進

(各事業の概要：P25～P26)

1 新しい地域包括支援体制構築モデル事業 (再掲)	2 生活支援体制整備事業 (再掲)
3 地域福祉トータルケア推進事業	4 市民交流スペースの推進
5 ふれあいサロン活動の充実	6 出会い子育てわくわくフェスタ
7 くるくるリサイクル	8 ファミリー・サポート・センター事業
9 ママと天使の交流会	10 学校支援地域本部事業
11 食育推進計画策定事業	12 みんなで子育ての街の保育園事業

③ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり

(各事業の概要：P27)

1 市民活動団体育成事業	2 湯沢市障害者等社会参加促進事業
3 障害者等自発的活動支援事業	4 ボランティア拡充事業

④社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

(事業の概要：P28)

- | |
|-------------------------|
| 1 社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置 |
|-------------------------|

<基本施策2> 気づき、つながり包括的に支援する地域づくり

①(重点施策2) 身近なところで気づき、つながり丸ごと相談ができる体制づくり

(各事業の概要：P28～P29)

1 生活支援体制整備事業(再掲)	2 新しい地域包括支援体制構築モデル事業(再掲)
3 地域福祉トータルケア推進事業(再掲)	4 民生委員・児童委員、主任児童委員と福祉員との連携強化
5 総合相談事業	6 施設訪問活動
7 訪問傾聴活動	8 しあわせ総合相談、総合相談室
9 こんにちは赤ちゃん事業	10 傾聴サロン活動(ほっとサロン)
11 傾聴ボランティア養成講座	12 ゲートキーパー養成研修
13 認知症サポーター養成講座	14 湯沢市出前講座

②多機関が連携した包括的な支援体制づくり

(各事業の概要：P29～P31)

1 新しい地域包括支援体制構築モデル事業(再掲)	2 生活困窮者自立支援事業
3 湯沢市障害者等相談支援事業	4 地域生活支援拠点等の整備
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6 障がい児支援の提供体制の整備
7 障害者差別解消支援地域協議会の設置	8 再犯防止に向けた支援ネットワーク体制づくり
9 子ども家庭総合支援拠点事業	10 子育て世代包括支援事業
11 子育て支援総合センター事業	12 日常生活自立支援事業
13 法人後見事業	14 市民後見推進事業
15 虐待防止の取り組み	

<基本施策3> 住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくり

①災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり

(各事業の概要：P31～P32)

1 自主防災組織設立の推進、防災知識の普及活動、情報伝達体制の整備	
2 災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業	3 「要支援者マップ」の更新
4 福祉避難所の体制整備	

②教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が連携し、安心して暮らせる環境づくり

(各事業の概要：P32～P33)

1 地域雪対策支援事業	2 福祉除雪サービス事業
3 除雪ボランティア隊	4 生活バス路線運行対策事業
5 空家等対策事業	6 空き家バンク事業
7 ICTを活用した地域の課題共有・解決事業	8 ふるさと納税推進事業
9 官民連携の推進	10 日本語学習事業

【各事業の概要】

基本施策 1－① 市民参加と協働の地域づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基 1-①-1	地域自治組織支援事業	地域の身近な課題を住民自らが解決するなど、住民の自発的及び主体的なまちづくり活動を支援し、住民と行政による地域づくりを実現するため事業活動費等交付金を交付し、地域協議会及び地域自治組織の活動を促進する事業。
基 1-①-2	生活支援体制整備事業	市全域を第一層、湯沢・稲川・雄勝・皆瀬各地区を第二層とする範囲に様々な分野における地域住民の参画を得て、地域福祉課題の掘り起しを行うための話し合いの場として「協議体」を設置し、各地域別のニーズを整理し、それに対応する「たすけあい活動」を地域住民と共につくり出す事業。 この事業の推進役として生活支援コーディネーター(SC)が市と4地区に配置され、それぞれの担当地域内で住民と共に地域づくりを進めている。
基 1-①-3	新しい地域包括支援体制構築モデル事業	国が取り組む「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりのモデル事業であり、「他人事」を「我が事」として身近な住民が気づく体制を目指し、地域生活課題を「丸ごと」受け止め、多機関・多分野の関係機関が連携して包括的支援体制を構築する事業。
基 1-①-4	市民参加型在宅介護システム	日常生活において介護や家事等の援助が必要な方に対して、地域住民が幸せづくり活動に参加してサービスを行う仕組み。援助する人（活動員）と受ける人（利用者）がお互いに社会福祉協議会に登録して会員組織をつくり、助け合おうとするもの。
基 1-①-5	生活と安心サポートネットワーク事業	福祉制度やサービスを利用できない方に対し、軽易な日常生活を登録ボランティアにより提供し、住み慣れた地域で安心して自立生活を送られるよう実施する事業。
基 1-①-6	農村集落活性化対策事業	中山間地域の農地において、高齢者も含め安心して生産できる環境づくり・消費者・実需に求められる産地づくりの観点での施策として、農村集落が生き残れる産地づくりを模索し、モデル地域を創造する事業。

基 1-①-7	コーディネーター・CB 育成事業	「地域のまちづくり」について、相談・指導・調整を行える「まちづくりコーディネーター（兼コミュニティービジネス仕掛人）」を育成することで、地域のまちづくりを推進する。
基 1-①-8	地域おこし協力隊事業	自治体で地域外の人材を積極的に受け入れ、外部の視点を生かした地域おこし活動を行うことで、地域の活性化を図ることを目的とした事業。
基 1-①-9	YY（Yuzawa Young）会議	若い世代の人材が、地域福祉課題の対応に新たな視点を取り入れ、そのアイディアを活かした事業を企画・実施できるよう支援する取り組み。

基本施策 1-② （重点施策 1）多世代交流やサロン活動の推進

No.	事業名（取組名）	概要
基 1-②-1	新しい地域包括支援体制構築モデル事業（再掲）	基 1-①-3 と同じ
基 1-②-2	生活支援体制整備事業（再掲）	基 1-①-2 と同じ
基 1-②-3	地域福祉トータルケア推進事業	地域で暮らす住民の地域生活課題の解決に向けて、ワンストップで対応できる包括的な総合相談・生活支援体制の確立や住民に身近な圏域における交流拠点づくりを行う。また、地域福祉活動への多様な主体の参加や、誰もが住み慣れた地域で自立生活を営む力、お互い支えあう力を支援するコミュニティーソーシャルワークを実践して積極的に「福祉でまちづくり」を目指す事業。
基 1-②-4	市民交流スペースの推進	地域の方々が自由に活用できる地域住民交流スペースを開設し、住民がボランティアと語り、誰でも気軽に立ち寄れる場所として充実を図る取り組み。
基 1-②-5	ふれあいサロン活動の充実	気軽に交流できる地域の拠点づくりとして、ふれあいサロン事業を推進する取り組み。
基 1-②-6	出会い子育てわくわくフェスタ	世代間交流を含めて子育てを楽しむために、市民・行政・企業が一体となって、若者・子育て世代を応援するイベント。市役所の複数課、高校生や 20 代のボランティアも一緒に取り組んでいる事業。

基 1-②-7	くるくるリサイクル	子どもの成長に伴い不用になった、または未使用の衣料品や学用品等を、地域リサイクルする場を年複数回設け、地域で循環していく取り組み。
基 1-②-8	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を必要とする方と援助ができる方に会員登録をしてもらい、援助が必要なときに連絡をもらい、援助ができる方を紹介（マッチング）、コーディネートする事業。
基 1-②-9	ママと天使の交流会	出産後1か月となる対象者へ開催案内を発送するとともに、母子手帳配布時に子育て世代包括支援センター「HUG」でPRし、出産を控えた妊婦の参加も呼びかけて、月齢の近い子を持つ母親同士、先輩ママとプレママの交流の場とする取り組み。
基 1-②-10	学校支援地域本部事業	<p>地域で学校を支援する「学校支援地域本部」を設立し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校を支援していく事業。</p> <p>①学校支援地域本部運営協議会の開催。</p> <p>②市内6中学校区の各学校支援地域本部に地域コーディネーターを配置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーター 学校及び学校支援ボランティア間の連絡調整、ボランティア等地域協力者の確保、登録及び配置、地域本部に係る広報活動外。 ・学校支援ボランティア 授業の補助、部活動の指導、図書の整理及び読み聞かせ、花壇や草木の手入れ等の校内の環境整備、登下校時における子どもの安全確保、学校行事の運営支援等。
基 1-②-11	食育推進計画策定事業	学校農園を設置し、水稻栽培の体験を行う。農家の圃場を提供してもらい、春の水稻植え付け、秋の刈り取りを体験することで農業を身近に感じてもらう事業。
基 1-②-12	みんなで子育ての街の保育園事業	乳児を持つ母親世代と中学2年生の対面式交流を通して、抱っこやおんぶ、授乳（ミルク）体験などにより、赤ちゃんの柔らかさや愛おしさを肌で感じてもらう事業。

基本施策 1-③ ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基 1-③-1	市民活動団体育成事業	個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進め、地域の身近な生活課題を市民自らが解決するなど、自発的及び主体的な活動を支援することで、市民（市民活動団体）と行政の協働のまちづくり体制の構築を図る補助金を交付する事業。
基 1-③-2	湯沢市障害者等社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進する事業を行う団体に対し、その経費の全部又は一部を補助する事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、文化芸術活動振興事業、点字・声の広報等発行事業、点訳奉仕員・朗読奉仕員等養成研修事業等、その他社会参加促進事業）。
基 1-③-3	障害者等自発的活動支援事業	障がい者等を対象に地域において自発的な活動を行う団体に 1 団体当たり 30,000 円を補助する事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等及びその家族が互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流会活動 ・障がい者等を含めた地域における災害対策活動 ・障がい者等が地域で孤立することがないように見守る活動 ・障がい者等が仲間と話し合い、社会に働きかける活動 ・障がい者等に対する社会復帰支援活動 ・障がい者等に対するボランティア活動 等
基 1-③-4	ボランティア拡充事業	地域住民がボランティア活動に理解と関心を持ち、その福祉活動の場を提供し、人材育成を図りながら、ボランティアをしたい人とボランティアをしてほしい人をつなげる役目を担う事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・湯沢市ボランティアセンターの設置運営 市内中心部に湯沢市ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動への情報発信、人材育成を図る。 ・ボランティアのつどいの開催 市内で活動するボランティア関係者が一同に会し、ボランティア活動の充実と拡大を目指す。 ・除雪ボランティア隊による除雪サービスの提供 高齢者世帯等に対し、生活の確保を目的に、除雪ボランティア隊による除雪サービスの提供を行う。 ・ボランティア研修会の開催 福祉を支える人材育成の研修会を実施する。

基本施策1-④ 社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

No.	事業名（取組名）	概要
基1-④-1	社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置	市内社会福祉法人が集まり、地域の福祉ニーズの把握、課題を協議する場を設置する。

基本施策2-①（重点施策2）身近なところで気づき、つながり丸ごと相談ができる体制づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基2-①-1	生活支援体制整備事業（再掲）	基1-①-2と同じ
基2-①-2	新しい地域包括支援体制構築モデル事業（再掲）	基1-①-3と同じ
基2-①-3	地域福祉トータルケア推進事業（再掲）	基1-②-3と同じ
基2-①-4	民生委員・児童委員、主任児童委員と福祉員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員と福祉員の連携強化を図りながら、地域住民の身近な生活課題に気づき、つながる体制を構築していく取り組み。
基2-①-5	総合相談事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受けることにより地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う事業。
基2-①-6	施設訪問活動	月1回、高齢者施設において傾聴活動を行う。うつ病や自殺のサインに気づいたら、行政機関や窓口につなぐ活動。
基2-①-7	訪問傾聴活動	月1回、社会福祉協議会主催の認知症カフェ等において傾聴活動を行う。うつ病や自殺のサインに気づいたら、行政機関や窓口につなぐ活動。
基2-①-8	しあわせ総合相談、総合相談室	市民相談の問題解決に向けて専門機関と連携を図り、適切で迅速な対応を目指した相談体制の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・しあわせ総合相談 毎週月～金曜日に相談を受付する。 ・総合相談室 就労や社会的自立を目指し、様々な生活上の問題を抱えた方の問題解決に向けて支援する。

基 2-①-9	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をするとともに母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業。
基 2-①-10	傾聴サロン活動（ほっとサロン）	①来談者が抱えている心の葛藤や重荷などの原因となっている悩みにゆっくりと耳を傾け、その中で気持ちの整理や問題解決ができるように支援する。 ②うつ病や自殺のサインに気づいた場合は、行政や相談窓口等につなぐなど、いのちを守るための役割を担う。 全52回（湯沢地域毎月2回、稲川・雄勝地域毎月1回、皆瀬地域2か月に1回）開催している。
基 2-①-11	傾聴ボランティア養成講座	うつ病、自殺に関する正しい知識や相談援助技術を習得してもらい、地域において心の健康づくりを支援する人材を育成する講座。 内容：講義、演習、グループワーク
基 2-①-12	ゲートキーパー養成研修	悩んでいる人の変化に気づき、話を傾聴し、必要な機関につなぎ、地域で温かく見守る役割を果たすゲートキーパーを養成する研修。
基 2-①-13	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する講座。
基 2-①-14	湯沢市出前講座	市職員が講師として出向き、市の取り組みや暮らしに役立つお話しをする学習支援事業。

基本施策 2-② 多機関が連携した包括的な支援体制づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基 2-②-1	新しい地域包括支援体制構築モデル事業（再掲）	基 1-①-3 と同じ
基 2-②-2	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮した世帯に対して、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援を提供することにより自立した生活ができるよう支援する。また、生活が困窮している世帯の子どもに対して、学習支援や勤労意欲の醸成を図り、将来的に自立した生活が営めるよう支援する事業。

基 2-②-3	湯沢市障害者等相談支援事業	障がい者及び障がい児からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜供与及び権利擁護のために必要な援助を行う事業。 湯沢市基幹相談支援センターの設置。
基 2-②-4	地域生活支援拠点等の整備	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等を整備する。
基 2-②-5	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域で生活するために必要となる支援を行う保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
基 2-②-6	障がい児支援の提供体制の整備	障がい児支援の提供体制を整備するとともに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
基 2-②-7	障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害を理由とする差別に関する相談に応じ、また差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行う体制を整備するため、協議の場を設置する。
基 2-②-8	再犯防止に向けた支援ネットワーク体制づくり	罪を犯した者が社会で自立した生活ができるように、関係機関と連携して住まい、就労などを寄り添い支援しながら、再び犯罪を起こすことがないような体制づくりを行う取り組み。
基 2-②-9	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子どもの相談、通所・在宅支援等、電話や家庭訪問等によるソーシャルワークを行う事業。必要なケースには児童相談所と共に家庭支援を行う事業。
基 2-②-10	子育て世代包括支援事業	妊産婦、乳幼児、及び乳幼児の保護者を対象とし、母子コーディネーターである保健師が妊娠・出産・子育て期までの実情把握や母子保健法に基づく支援プラン作定のうえ、情報提供や助言及び保健指導の実施、他機関との連絡調整を行う事業。
基 2-②-11	子育て支援総合センター事業	拠点施設だけではなく、様々な場所や内容で親子遊びの環境を設定し、親と子のふれあいを楽しんで子育て情報の交換等仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する情報の発信をしている事業。

基 2-②-12	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を市町村社会福祉協議会等で実施している事業。
基 2-②-13	法人後見事業	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や親族等が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。
基 2-②-14	市民後見推進事業	弁護士などの専門職以外で、市民による後見人を養成、支援する体制整備を目的とする事業。
基 2-②-15	虐待防止の取り組み	子ども、障がい者、高齢者に対する虐待が発生することのないよう啓発活動に努める。虐待が発生した場合、速やかな対応が可能となるように関係機関との連携を強化していく。

基本施策 3-① 災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基 3-①-1	自主防災組織設立の推進、防災知識の普及活動、情報伝達体制の整備	災害想定時や災害発生時に重要となる「自助」と「共助」の体制づくりを推進するとともに、防災講座等を通して防災意識の高揚を図る。また、災害時における各種情報等を、適切にできるだけ速く伝えることができるようシステム及び設備の整備を図る。自主防災組織の設立推進や防災講座開催等については、町内会等に積極的に出向きながら実施するとともに、情報伝達体制の整備については、計画に基づき、平成 33 年 3 月の稼働開始を目指す。
基 3-①-2	災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業	災害時に自分ひとりでは避難できない方（要援護者）について、安否確認や避難所までの移動を支援する。町内会ごとに要援護者とその支援者を決めてもらい、地域が自主的に要援護者を支援する体制を構築する事業。
基 3-①-3	要支援者マップの更新	町内会等ごとに要支援者世帯を把握し、世帯が抱える課題や各種相談に対応できるように要支援者マップの作成・更新を進める取り組み。

基 3-①-4	福祉避難所の体制整備	災害時において一般避難所での生活が困難な方（高齢者、障がい者など）を受け入れるため、必要に応じて福祉避難所を開設する。平常時から事業所と協議を重ねることで、発災時の避難者支援が円滑に行える体制を整備する。
---------	------------	--

基本施策 3-② 教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が連携し、安心して暮らせる環境づくり

No.	事業名（取組名）	概要
基 3-②-1	地域雪対策支援事業	近隣に住む住民同士が、労力や費用等を出しあいながら、雪によって生ずる支障や不安を解消する活動を支援する。支援にあたっては、共助組織の設立にかかる財政負担を軽減すべく補助金を交付し、住民の自発的な活動を促進する事業。
基 3-②-2	福祉除雪サービス事業	高齢者及び身体障がい者世帯等の冬期間の生活の安全確保のため、早朝除雪車が稼働した後の居宅前出入り口の雪塊を、幅 1 m から 1.8 m で取り除き、冬期間の生活圏の確保を図る事業。
基 3-②-3	除雪ボランティア隊	自力で除雪が困難な高齢者世帯や障がい者等に対し、生活圏の確保を目的に、市内の中・高校生や事業所等の方々によるボランティアの参加により除雪ボランティアを結成し、除雪サービスの提供を行う取り組み。
基 3-②-4	生活バス路線運行対策事業	路線バスが廃止・縮小された区域や交通空白地域に対する代替交通として乗合タクシー（定期運行型・デマンド型）、コミュニティバスを運行し、日常生活の足を確保する。また、輸送に伴う欠損が生じたバス路線を運行するバス事業者に対し補助を行うことにより、地域住民の生活に密着不可欠な生活バス路線の運行継続を図る。
基 3-②-5	空家等対策事業	空家特措法に基づいた湯沢市空家等対策計画により、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、空家等の管理に関する情報提供等を行っている事業。
基 3-②-6	空き家バンク事業	活用可能な空き家の情報収集及び情報発信を行い、その有効活用により、管理不全となる空き家の抑制と市内への定住を促進するための事業。

基 3-②-7	ICT を活用した地域の課題共有・解決事業	道路の陥没・街灯の故障など、様々な地域課題について ICT を活用し市民からレポートを受け、Web サイト上で公開することで、市民と市役所が課題を共有し、迅速な対応と合理的・効率的な解決を図り、快適で住みやすいまちをつくる事業。
基 3-②-8	ふるさと納税推進事業	ふるさと納税制度により市外在住者からの寄附を募り、各施策の財源を確保する事業。雪下ろし、見守り、墓地清掃など地域課題解決に向けた返礼品もある。
基 3-②-9	官民連携の推進	経済社会の成熟や生活形態の変化により個人の価値観が多様化することに伴い、行政の一元的判断のみに基づく公共サービスでは社会のニーズが満たされなくなっていることから、「新しい公共」の担い手が求められている。市民の個々に関心のある公共サービスのニーズについては、市民や団体、民間企業なども公共サービスの提供者となり、これらとの共創により事業を行うことで、既存の行政サービスのみでは解決できない社会課題の解決を目指す。
基 3-②-10	日本語学習事業	日本語を母国語としない市民を対象に日本語を学習する機会を提供する。（4月～12月） ①湯沢会場（昼の部 毎週水曜日午前10時～、夜の部 毎月第3金曜日午後7時～） ②雄勝会場（夜の部 毎週木曜日午後7時～）

基本施策1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

■現 況（湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果報告書より）

地域での支えあいや助け合いは重要である、との市民意識は高いと思われま（約8割が重要と回答）。しかし現状としては、地域の活動には若い人の参加が少なく、活動を担う人材が不足しています。

地域活動への参加者や、サロン活動および多世代交流活動も地域で差が生じています。また、ボランティア活動に積極的に参加している方も少ない状況です（「ボランティアに参加している方」と「参加を希望する方」は全体の26%）。

■目指す地域のすがた

- サロンなど、住民に身近な場所で誰もが気軽に集える場を設けることで、「安心できる居場所」「なんでもかたれる場所」がたくさんある地域
- 自分でできることから取り組み、誰もが役割をもちながら、互いに支えあう活動が盛んに行われる地域
- ボランティア団体や社会福祉法人などと連携し、積極的に地域生活課題の解決に向けた取り組みが行われる地域



身近な地域（自治会、町内会、集落など）の地域力を強化

基本施策 1-① 市民参加と協働の地域づくり

「地域のまちづくり」のための人材育成を図りながら、住民の自発的及び主体的なまちづくり活動を支援し、市民参加と協働の地域づくりを目指します。

まちづくりの施策		
施策の方向性	事業名	担 当
住民の自発的及び主体的なまちづくり活動を支援します。	地域自治組織支援事業	協働事業推進課
地域で「たすけあい活動」を地域住民と共につくり出します。「たすけあい活動」を推進し、「我が事・丸ごと地域づくり」を推進します。	生活支援体制整備事業 新しい地域包括支援体制構築モデル事業 市民参加型在宅介護システム 生活と安心サポートネットワーク事業	長寿福祉課 福祉課 社会福祉協議会 〃
高齢者も含めて安心して生産できる環境づくり、農村集落が生き残れる産地づくりを目指します。	農村集落活性化対策事業	農林課

人づくり（人材育成）の施策		
施策の方向性	事業名	担 当
「まちづくりコーディネーター（兼コミュニティービジネス仕掛人）」を育成することで、地域のまちづくりを推進します。	コーディネーター・CB 育成事業	協働事業推進課
外部人材を活用し、地域資源の有効活用や地域住民との交流を促進し、地域の活性化を図ります。	地域おこし協力隊事業	協働事業推進課
若い世代が地域で活躍できるよう、人づくりを支援します。	YY (Yuzawa Young) 会議	社会福祉協議会

主な事業目標		
	現状（2017年度末）	目標（2023年度末）
「たすけあい活動」の推進		
有償による支えあい活動の実施	2箇所	4箇所
まちづくりコーディネーター育成	0人	15人

◆市民ができること◆

- 自分たちが暮らす地域の情報を、積極的に知ろうとする意識を高める。
- 地域にある様々な生活課題・問題を各自が自分自身の問題として受け止め、解決のために何ができるのかを一緒に考える。
- 積極的に地域の行事に参加する。

基本施策 1-② (重点施策 1) 多世代交流やサロン活動の推進

多世代交流やサロン活動を推進するため、地域の拠点の創出を目指します。地域住民などの交流が図れる拠点を設け、支えあいの体制づくりを進めることで地域力の強化を図ります。

多世代交流やサロン活動の推進の施策		
施策の方向性	事業名	担 当
関係各課が連携し、多世代交流やサロン活動の推進を図ります。	新しい地域包括支援体制構築モデル事業	福祉課
	生活支援体制整備事業	長寿福祉課
	地域福祉トータルケア推進事業	社会福祉協議会
	市民交流スペースの推進	〃
	ふれあいサロン活動の充実	〃
	出会い子育てわくわくフェスタ	子ども未来課 協働事業推進課
子育て世代を中心とした交流活動を推進し、地域の活性化を図ります。	出会い子育てわくわくフェスタ	子ども未来課
	くるくるリサイクル	〃
	ファミリー・サポート・センター事業	〃
	ママと天使の交流会	〃
学校と連携し、子どもたちを中心とした多世代交流の活動を推進します。	学校支援地域本部事業	生涯学習課
	食育推進計画策定事業	農林課
	みんなで子育ての街の保育園事業	子ども未来課

主な事業目標		
多世代交流やサロン活動の推進	現状 (2017 年度末)	目標 (2023 年度末)
地域住民交流スペースの設置	4 箇所	6 箇所
ふれあいサロン実施率 (市内町内会)	約 59%	70%
学校支援地域本部の設置数 (中学校区)	4 小学校 4 中学校	11 小学校 6 中学校
くるくるリサイクルの場の設置数	年 2 回	年 4 回

◆市民ができること◆

- サロン活動や交流活動を積極的に企画・運営する。
- 地域で普段からあいさつ、声かけを心がける。
- お互いにサロン活動や交流活動に誘い合う。

基本施策 1-③ ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり

ボランティア活動など市民活動を推進し、身近な生活課題を市民自らが解決できる力をもった地域づくりを目指します。

ボランティア活動など市民活動を推進する施策		
施策の方向性	事業名	担 当
地域の身近な生活課題を市民自ら解決するなど、自発的及び主体的な活動を推進します。	市民活動団体育成事業	協働事業推進課
障がい者等の社会参加及び当事者同士の自発的活動を推進します。	湯沢市障害者等社会参加促進事業 障害者等自発的活動支援事業	福祉課 〃
ボランティアの人材発掘、人材育成を行い、地域での市民活動を推進します。	ボランティア拡充事業	社会福祉協議会

主な事業目標		
ボランティア活動など市民活動の推進	現状 (2017 年度末)	目標 (2023 年度末)
湯沢市障害者等社会参加促進事業実施団体	2 団体	5 団体
障害者等自発的活動支援事業実施団体	1 団体	5 団体
ボランティア団体数	74 団体	85 団体

◆市民ができること◆

- ボランティアとして、自分に何ができるかを考える。
- 積極的にボランティア活動に参加する。

基本施策 1-④ 社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

社会福祉法人や企業などが地域の福祉ニーズを把握しやすいような協議の場を設けて、地域貢献が積極的に行われる環境の整備を目指します。

社会福祉法人や企業などの地域貢献を推進する施策		
施策の方向性	事業名	担 当
市内社会福祉法人や企業などが集まり、地域の福祉ニーズの把握、課題を協議する場を設置し、地域貢献を推進します。	社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置	社会福祉協議会

主な事業目標		
社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進	現状（2017年度末）	目標（2023年度末）
社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置	無	年1回以上

◆社会福祉法人や企業などができること◆

- 地域の福祉ニーズを積極的に把握する。
- 地域の公益的な取り組みを積極的に行う。
- 地域住民の一員として、地域の行事に積極的に参加する。
- 施設の空きスペースを地域住民の交流活動のために貸し出すなど、地域の活動の場の提供に努める。

基本施策2 気づき、つながり包括的に支援する地域づくり

■現況（湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果報告書より）

「自分や家族の健康又は老後に関すること」に悩みや不安を感じている方が多いなかで、相談相手として選ぶのは、専門的な職員よりも身近で信頼のある方が多い傾向にあります。地域の身近な場所には、ちょっとした相談窓口は設置されておらず、制度ごとの専門相談窓口が個々に設置されているのが現状です。各制度にまたがった相談については、その制度ごとの支援の提供にとどまっています。

また、アンケート調査結果で、高齢の親と無職の子の世帯、ひきこもりがいると思われる世帯、生活が困窮していると思われる世帯がアンケート回答者 1,386 名中延べ 272 世帯把握されました。今後、地域福祉を推進するために湯沢市が取り組むべき施策として、「身近なところで相談ができるような相談窓口の充実」「問題を多くの機関が連携して支援する体制の整備」を求める意見が多く見受けられます。

■目指す地域のすがた

- 地域で孤立する者がいないように、悩みを抱える方を身近な方が親身になって相談を受けとめることができる地域
- 各制度に関係なく、丸ごと相談を受けとめることができる地域
- 課題解決に向けて、専門機関と連携し一緒に支援ができる地域
- 縦割り制度ごとの支援ではなく、関係機関が連携した包括的支援を提供できる地域
- 地域や関係機関が連携して、誰もが自立できるよう寄り添い支援できる地域

基本施策2-①（重点施策2）

身近なところで気づき、つながり丸ごと相談ができる体制づくり

身近なところで、地域住民が課題を抱えた人に気づき、専門機関につなげて一緒に支援していきける体制を整えます。一緒になって支援することで、人と人がつながり地域力が向上します。

気づき、つながり丸ごと相談ができる体制づくりの施策		
施策の方向性	事業名	担 当
身近な地域で生活課題に気づき、丸ごと受け止め、包括的に支援する仕組みの構築を目指します。	生活支援体制整備事業 新しい地域包括支援体制構築モデル事業 地域福祉トータルケア推進事業	長寿福祉課 福祉課 社会福祉協議会
身近なところで課題を抱えた方に気づき、つながる体制を推進します。	民生委員・児童委員、主任児童委員と福祉員の連携強化 総合相談事業 施設訪問活動 訪問傾聴活動 しあわせ総合相談、総合相談室 こんにちは赤ちゃん事業 傾聴サロン活動(ほっとサロン)	福祉課 社会福祉協議会 長寿福祉課 健康対策課 健康対策課 社会福祉協議会 子ども未来課 健康対策課
身近なところで課題に気づき、傾聴できる人材を育成します。	傾聴ボランティア養成講座 ゲートキーパー養成研修 認知症サポーター養成講座	健康対策課 〃 長寿福祉課
市職員が出向き、市の取り組みなどを市民に直接伝える場を推進します。	湯沢市出前講座	生涯学習課

主な事業目標		
身近なところで気づく体制	現状（2017年度末）	目標（2023年度末）
福祉員の設置	5地区	全11地区
民生委員・児童委員、主任児童委員と福祉員との研修の場	4地区	全11地区
湯沢市出前講座の件数	60件	100件

◆市民ができること◆

- 悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談する。
- 相談を傾聴する。
- 他人事を我が事とした意識を高める。
- ちょっとしたおせっかいを心がける。
- サロン活動など市民が集う場で、出前講座などを積極的に利用する。

基本施策 2-② 多機関が連携した包括的な支援体制づくり

複雑・複合的な課題を抱えた世帯に対して、多機関・多分野の関係機関が連携して包括的に支援する体制を整えます。関係機関と地域が連携することで、安心して暮らせる地域を目指します。

【多機関が連携した包括的な支援体制づくりの5ヶ年計画】

(年度)	2019	2020	2021	2022	2023
多機関の連携した包括的支援体制の整備	→				
障がい児の支援体制の整備	→	→			
障がい者等の地域生活拠点の整備	→	→			
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	→	→			
再犯防止に向けた支援ネットワーク体制の整備	→	→	→	→	→

多機関が連携した包括的な支援体制の施策		
施策の方向性	事業名	担 当
複雑・複合的な課題を抱えた世帯に対して、福祉分野のみならず多機関の関係機関が連携して包括的な支援の提供を目指します。	新しい地域包括支援体制構築モデル事業	福祉課
生活困窮者が、社会的に自立し安心して暮らせるよう支援します。	生活困窮者自立支援事業	福祉課 社会福祉協議会
障がいを抱える方が安心して暮らせるよう体制づくりを整備します。	湯沢市障害者等相談支援事業 地域生活支援拠点等の整備 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 障がい児支援の提供体制の整備 障害者差別解消支援地域協議会の設置	福祉課 " " " "

犯罪を犯した者が、再び犯罪を起こすことがないように支援ネットワーク体制づくりを推進します。	再犯防止に向けた支援ネットワーク体制づくり	福祉課
妊娠期から18歳までの子育てに関する包括的な支援体制を整備します。	子ども家庭総合支援拠点事業 子育て世代包括支援事業 子育て支援総合センター事業	子ども未来課 〃 〃
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で安心して暮らせるように権利擁護体制を整備します。	日常生活自立支援事業 法人後見事業 市民後見推進事業 虐待防止の取り組み	社会福祉協議会 〃 長寿福祉課 子ども未来課 福祉課 長寿福祉課

主な事業目標		
多機関が連携した包括的な支援体制づくり	現状（2017年度末）	目標（2023年度末）
相談支援包括化推進会議相談件数	延べ41件	延べ50件
生活困窮者の一般就労者数	19名	25名
地域生活支援拠点等の整備	無	有
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	無	有
児童発達支援センターの整備	無	有
保育所訪問支援を利用できる体制	無	有
重症心身障害児対応児童発達支援事業所	無	有
医療的ケア児支援のための協議の場	無	有
障害者差別解消支援地域協議会の設置	無	有
再犯防止に向けた協議の場	無	有

◆市民ができること◆

- 身近に生活が困った方がいれば、専門機関と地域で一緒に支援することを心がける。
○普段からの声かけ、あいさつなど地域で孤立する世帯がないよう心がける。

基本施策3 住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくり

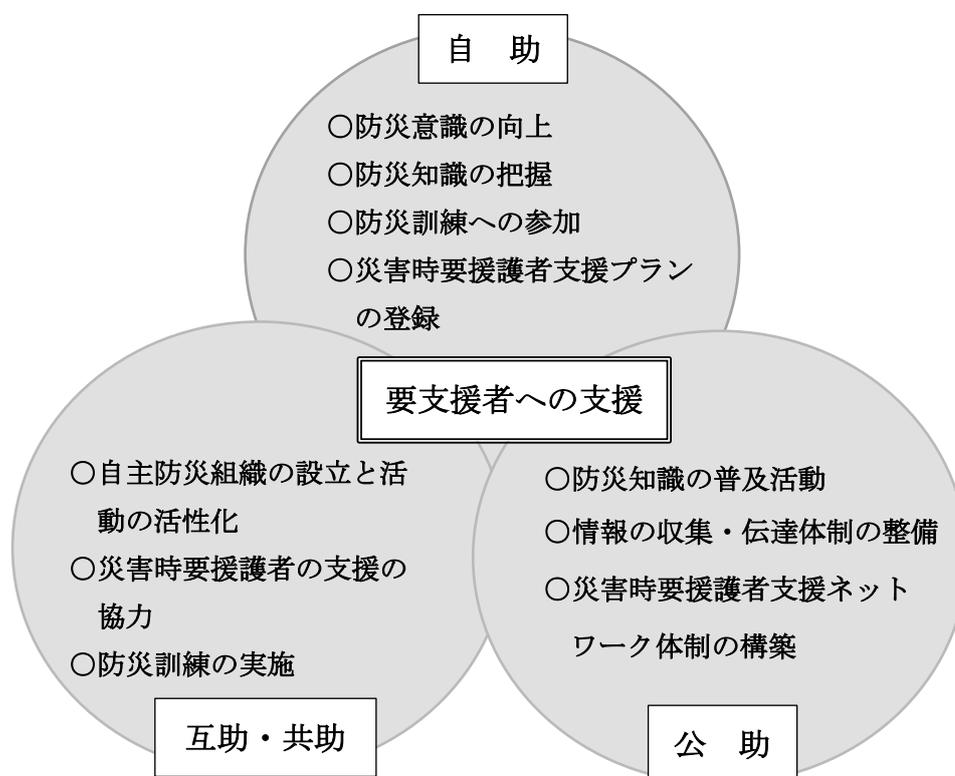
■現況（湯沢市地域福祉計画アンケート調査結果報告書より）

住みやすく、近隣関係が良好、自然に囲まれ環境が良好、治安が良く安心して暮らせる地域との評価が高い一方で、福祉施設、医療施設、交通機関、相談できる窓口があまり充実しておらず、買い物などの日常生活が不便と感じている方も多い状況です。

災害時要援護者避難支援プランは、アンケート回答者の約9割の方が「知らない」「良くわからない」という回答でした。災害発生時に隣近所に自力で避難できない方がいたら自発的に手助けをする方は、アンケート回答者中41%の状況です。災害時に備えて地域で取り組むべきこととして「避難に手助けが必要な方を把握する」「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制、情報が伝わる体制をつくる」といった意見が多く見受けられます。

■目指す地域のすがた

- 災害時や緊急時に地域住民が互いに支えあい、助け合える地域
- 生活関連分野が連携し、住みやすい環境づくりを目指す地域



地域で日常的なあいさつや声かけなど、ご近所同士のつながりを大切にすることが、災害時における互助・共助活動の円滑な実施につながります。

基本施策 3-① 災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり

地域住民の防災意識を高める取り組みを行い、地域で互いに支えあい助け合う地域づくりを目指します。

災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくりの施策		
施策の方向性	事業名	担 当
災害想定時や災害発生時に重要となる、互助・共助の体制づくりを推進するとともに、防災講座等を通して防災意識の高揚を図ります。	自主防災組織設立の推進	総務課
	防災知識の普及活動	〃
	情報伝達体制の整備	〃
災害時に自分ひとりでは避難できない方（要援護者）を、地域で自主的に支援する体制を構築します。	災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業	福祉課 社会福祉協議会
普段からの見守りが必要な方（要支援者）について、災害時の安否確認が速やかに行えるようにマップを整備します。	要支援者マップの更新	社会福祉協議会
災害時に備えて、福祉避難所の体制整備を図ります。	福祉避難所の体制整備	福祉課

主な事業目標		
互いに支えあい助け合える地域づくり	現状（2017年度末）	目標（2023年度末）
自主防災組織率（世帯数ベース）	5.8%	35%以上
災害時要援護者台帳の作成（行政区ベース）	83%	100%
福祉避難所マニュアルの作成	無	有

◆ 市民ができること

- 近所同士普段から、あいさつや声かけを心がける。
- 災害に備えて、普段から必要な避難用品を準備する。
- 地域での防災訓練に積極的に参加する。
- 自主防災組織の設置について、地域での設置に向けた協議を積極的に行う。
- 災害時に自分ひとりでは避難できない方（要援護者）を地域で把握し、災害時に助け合う体制づくりを考える。

**基本施策 3-② 教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が
連携し、安心して暮らせる環境づくり**

地域課題が解決できるような施策を展開し、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

地域課題解決に向けた施策		
施策の方向性	事業名	担 当
冬期間の雪によって生ずる支障や不安を解消する取り組みを推進します。	地域雪対策支援事業 福祉除雪サービス事業 除雪ボランティア隊	協働事業推進課 長寿福祉課 社会福祉協議会
地域と共に考え、使いやすい・使ってもらえる公共交通の実現を図ります。	生活バス路線運行対策事業	企画課
空き家の適正な管理と空き家を利用した市内への定住を推進します。	空家等対策事業 空き家バンク事業	くらしの相談課 協働事業推進課
ICT を活用して、地域の課題への迅速な対応と合理的・効率的な解決を図ります。	ICT を活用した地域の課題共有・解決事業	協働事業推進課
市外在住者に向けた、ふるさとでの課題解決のための取り組みを推進します。	ふるさと納税制度	協働事業推進課
官民連携して地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。	官民連携の推進	協働事業推進課
多様化する国籍に対応した取り組みを推進します。	日本語学習事業	生涯学習課

主な事業目標		
地域課題解決に向けた取り組み	現状 (2017 年度末)	目標 (2023 年度末)
将来の移動に不安を感じている人の割合	53.5%	30.0%
日本語学習の受講生の参加割合	48%	60%

◆市民ができること◆

- 自分たちが暮らす地域の課題をみんなで考える。
- 自分たちができることを積極的に行う。
- お互いに支えあい、助け合う意識を高める。
- 近所のちょっとしたお手伝い（ごみ出しや除雪など）を心がける。

第5章 計画の推進と進捗管理

【 推進体制の考え方 】

1. 推進体制の考え方 ～適切な役割分担による計画の推進～

本計画を推進するにあたっては、市民・事業者（所）・市の連携と協働が不可欠です。

地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携と協働により地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められます。

2. 市民の役割

市民一人ひとりが地域の福祉について考え、自分自身、家族そして地域を守ることが大切です。お互いに助け合い、支えあいながら自主的・積極的に地域福祉活動に取り組むように努めます。誰もが地域で役割をもって生き生きと暮らせるよう、多世代交流やサロン活動の企画、参加に努めます。

3. 事業者（所）の役割

福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに応えると共に、サービスの質の向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

地域社会に貢献し、公益的な事業に積極的に取り組むよう努めます。

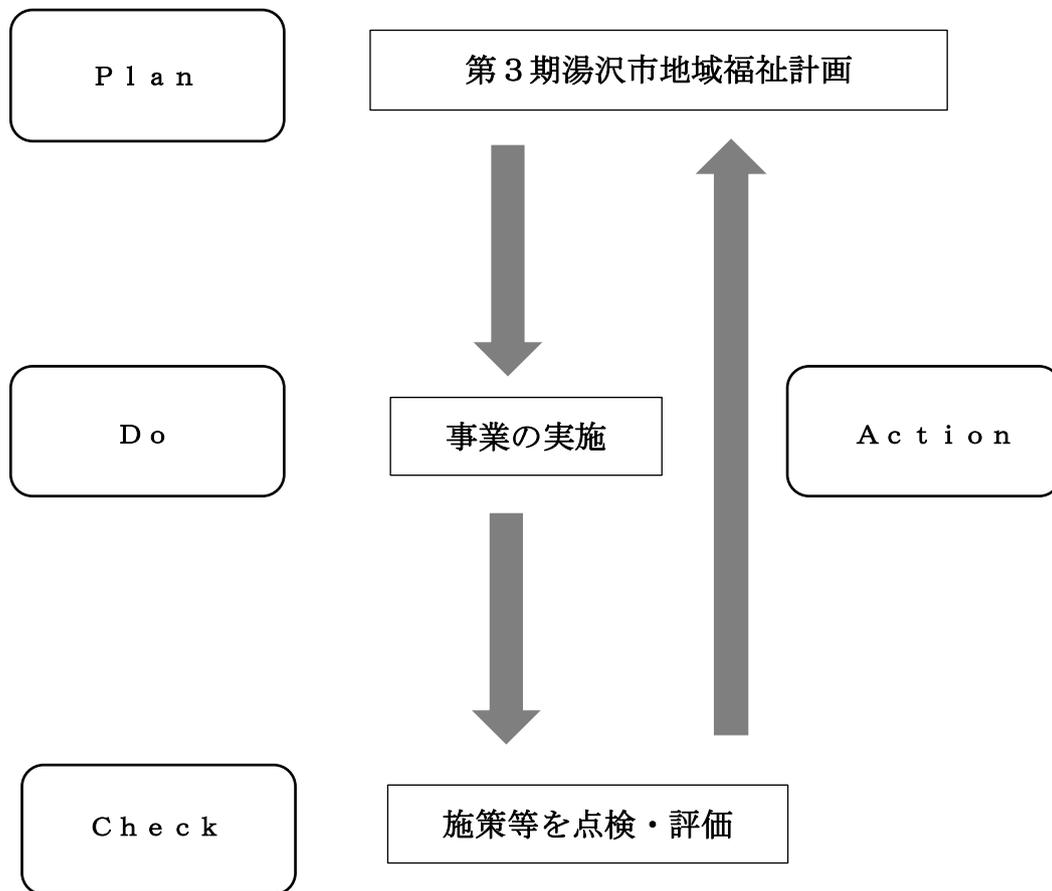
4. 市の役割

市は本計画に定める施策・事業を実行し、関係機関と連携し地域福祉の推進に努めます。地域住民が主体となった地域における生活課題解決を試みる環境づくりや地域の生活課題を包括的に受けとめる相談体制の構築に努めます。

市民に福祉サービスや施策の情報が伝わるように周知や広報に努めます。

【 計画の進捗管理 】

本計画の進捗状況を把握するため、関連事業の実施に関してはP D C Aサイクルを取り入れ、湯沢市地域福祉計画策定委員会にて年に1回事業の評価見直しを行うこととします。



資料編

○湯沢市地域福祉計画策定委員会条例

平成18年6月23日

条例第38号

改正 平成22年3月11日条例第2号

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する計画に住民等の意見を反映させるため、湯沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定及び変更に関し、必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 湯沢市民生児童委員
- (2) 湯沢市社会福祉協議会の職員
- (3) ボランティア団体関係者
- (4) 障害者福祉団体関係者
- (5) 老人クラブ関係者
- (6) 児童又は青少年育成関係者
- (7) 福祉施設の職員
- (8) 福祉に関し知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議等が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成22年3月11日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

湯沢市地域福祉計画策定委員会名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	委員長	佐藤 博	社会福祉法人 雄勝なごみ会 事務局長
2	副委員長	高橋 みどり	湯沢市民生児童委員協議会 副会長
3	委 員	築瀬 和子	湯沢市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐
4	委 員	佐藤 真紀子	湯沢市社会福祉協議会 YY 会議リーダー
5	委 員	寺門 敏子	NPO 法人 サポートセンター・ビーイング 理事長
6	委 員	戸嶋 勇一	湯沢市老人クラブ連合会 会長
7	委 員	新山 司郎	青少年育成湯沢市民会議 湯沢副支部長
8	委 員	加藤 直美	社会福祉法人 いなかわ福祉会 ケアセンターいなかわ 施設長
9	委 員	柴田 聡	障害者総合支援事業所 松風 施設長
10	委 員	大友 節子	社会福祉法人 湯沢保育会 みたけ保育園 園長
11	委 員	会田 一男	NPO 法人 おがちふるさと学校 代表者
12	委 員	八柳 長門	NPO 法人 湯雄福祉会 就労自立支援センター長

(設置)

第1条 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（次条において「地域生活課題」という。）の解決に資する支援その他地域福祉施策を総合的に推進するため、湯沢市地域福祉推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活課題の解決に資する支援に関すること。
- (2) 湯沢市地域福祉計画の策定に必要な事項の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年12月15日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	福祉保健部福祉課長
副委員長	福祉保健部福祉課地域福祉班長
委 員	協働事業推進課協働のまちづくり班長
	総務部総務課総合防災室総合防災班長
	総務部総務企画課企画政策班長
	市民生活部くらしの相談課市民相談窓口班長
	福祉保健部福祉課障がい福祉班長
	福祉保健部子ども未来課子ども子育て応援班長
	福祉保健部長寿福祉課地域包括支援センター班長
	福祉保健部健康対策課保健推進班長
	産業振興部農林課農政班長
	産業振興部商工課商工労政班長
	建設部都市計画課都市計画班長
	教育委員会事務局教育部生涯学習課社会教育文化班長

○計画策定までのスケジュール

日 程	内 容
平成 29 年 11 月中旬	地域福祉計画アンケート素案策定
12 月上旬	湯沢市地域福祉推進庁内会議設置要綱策定 湯沢市地域福祉計画策定委員会推薦依頼
12 月 26 日	第 1 回地域福祉庁内連携推進会議（委員委嘱・課題の共有・アンケート内容について）
12 月 27 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会（委員の委嘱・アンケート内容について）
12 月下旬	アンケート内容確定
平成 30 年 2 月 1～14 日	アンケート調査 15 歳以上 74 歳以下 3,000 通
3 月 25 日	アンケート結果 有効回答者数 1,386 名 回答者率 46.2%
5 月 14 日	第 2 回地域福祉庁内連携推進会議（庁内で連携して解決する地域課題について）
7 月 11 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会（第 2 期湯沢市地域福祉計画評価・課題の把握）
7 月 31 日	湯沢市民生児童委員協議会 地域福祉部会
8 月 9 日	第 3 回地域福祉計画策定委員会（アンケート調査結果報告・現状の把握・課題の整理）
8 月 7・21 日	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 学生からのヒアリング（3 年生 2 名）
9 月 26 日	第 4 回地域福祉計画策定委員会（施策の体系について）
10 月 10 日	第 3 回地域福祉庁内連携推進会議（施策の洗い出し）
11 月 15 日	第 5 回地域福祉計画策定委員会（施策の展開について）
11 月 30 日	第 4 回地域福祉庁内連携推進会議（計画（案）について）
12 月 13 日	第 6 回地域福祉計画策定委員会（計画（案）について）
平成 31 年 2 月 1～20 日	地域福祉計画（案）パブリックコメント実施
2 月 4 日	庁議 説明
2 月 15 日	全員協議会 説明
3 月	第 3 期湯沢市地域福祉計画策定

平成29年度 湯沢市地域福祉計画アンケート調査
結果報告書

平成30年3月
湯沢市

1-1 調査項目

1、参加者のデータ

性別／年代／職業／世帯構成／同居者情報／住所／定住期間

2、質問事項

地域の関わりについて

日常生活について

福祉サービスについて

災害時について

地域活動について

地域福祉全般について

その他

1-2 調査概要

1、調査内容

調査方法 郵送による調査依頼及び返信用封筒による調査票回収

調査対象者 15歳以上74歳以下の湯沢市民

調査対象者数 3,000名

抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

アンケート期間 平成30年2月1日～2月15日

調査票 A4版 16ページ 設問35問及び自由意見

2、調査結果

調査回答者数 1,387名

有効回答者数 1,386名

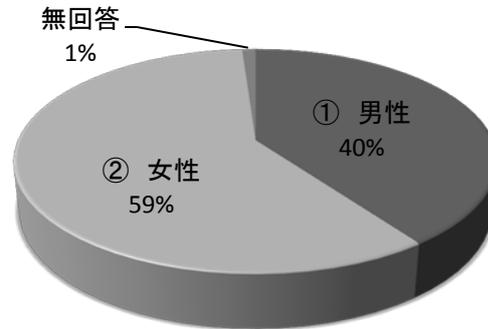
無効回答者数 1名 全無回答のため

回答者率 46.2%

1-3 集計結果 【1】あなた自身のことについておたずねします

問1 あなたの性別を教えてください。(〇はひとつ)

① 男性	555
② 女性	816
無回答	15
計	1,386

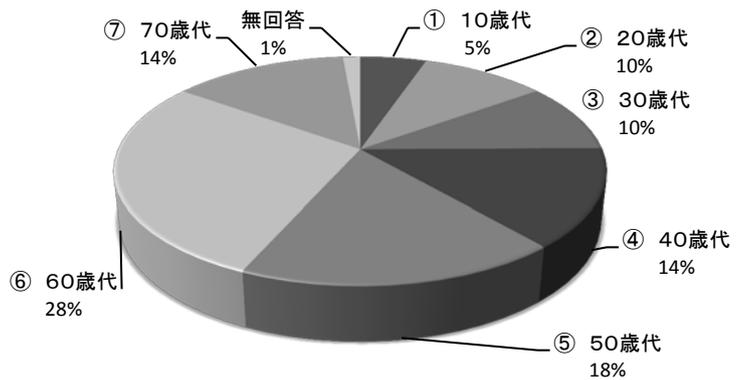


分析

湯沢市の人口比率(H30年2月末住民基本台帳)は男48%、女52%であり、女性比率がそれよりも高くなっています。

問2 あなたの年齢を教えてください。(〇はひとつ)

① 10歳代	72
② 20歳代	136
③ 30歳代	136
④ 40歳代	192
⑤ 50歳代	249
⑥ 60歳代	392
⑦ 70歳代	190
無回答	19
計	1,386

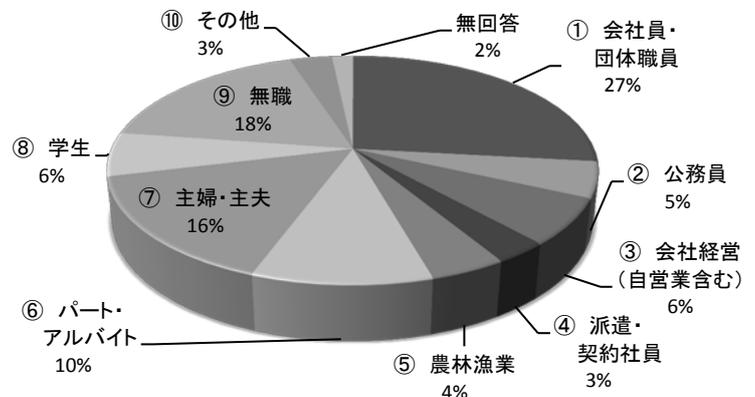


分析

60代の回答者が一番多く、50代以上で全体の6割になり、高齢化の人口構造がそのまま反映されている状況です。

問3 あなたの職業を教えてください。(〇はひとつ)

① 会社員・団体職員	371
② 公務員	70
③ 会社経営(自営業含む)	90
④ 派遣・契約社員	42
⑤ 農林漁業	59
⑥ パート・アルバイト	139
⑦ 主婦・主夫	215
⑧ 学生	86
⑨ 無職	245
⑩ その他	46
無回答	23
計	1,386

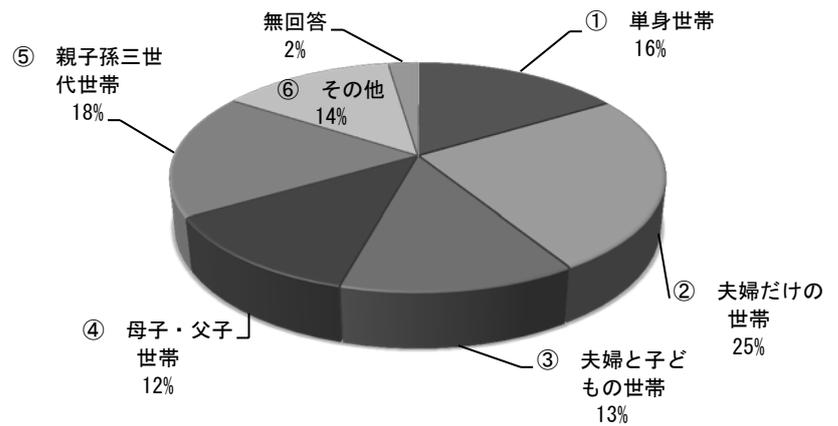


分析

会社員・団体職員が約27%と最も多く、ついで無職、主婦・主夫と続いています。①から⑥まで及び⑩の就労者数は約6割です。

問4 あなたの世帯構成を教えてください。(○はひとつ)

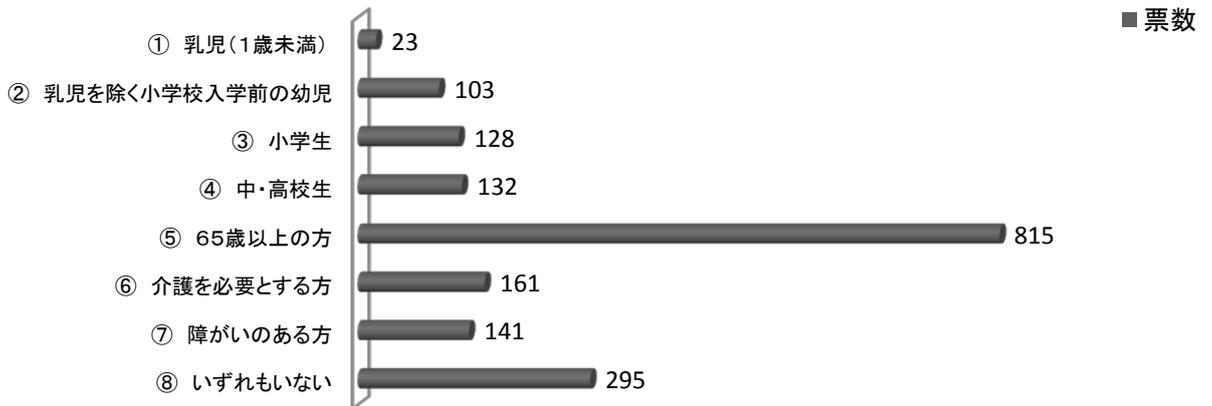
① 単身世帯	226
② 夫婦だけの世帯	345
③ 夫婦と子どもの世帯	181
④ 母子・父子世帯	170
⑤ 親子孫三世 代世帯	245
⑥ その他	187
無回答	32
計	1,386



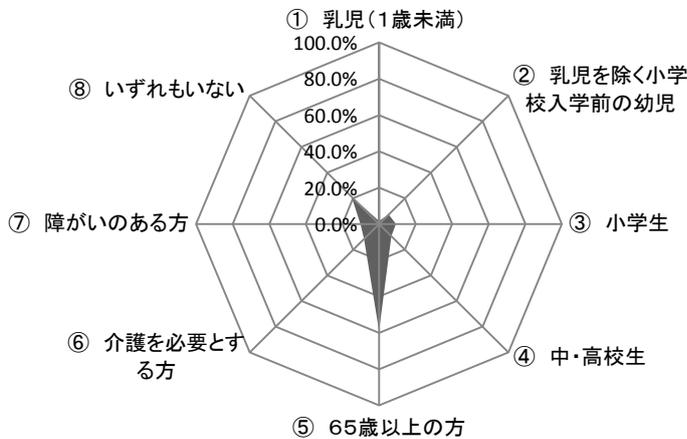
分析

一番多いのは夫婦だけの世帯で約25%、子供が地域を離れて暮らす家庭が増えていることが伺えます。かろうじて親子孫三世帯が約18%ですが、一人暮らしも多く世帯構成が分散化している傾向にあります。

問5 現在、あなた自身もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような方はいますか。(あてはまるものすべてに○)



■ 全体人数に占める割合



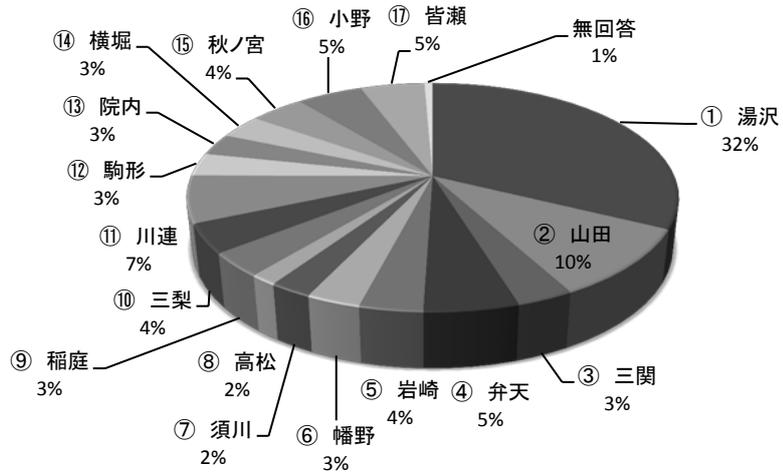
① 乳児(1歳未満)	1.7%
② 乳児を除く小学校入学前の幼児	7.4%
③ 小学生	9.2%
④ 中・高校生	9.5%
⑤ 65歳以上の方	58.8%
⑥ 介護を必要とする方	11.6%
⑦ 障がいのある方	10.2%
⑧ いずれもない	21.3%

分析

65歳以上の高齢者世帯が全体の約6割であり、高校生までの子供がある世帯(①~④)は3割に満たない傾向で、高齢化社会が顕著に表れています。一人暮らし・夫婦だけなどの「いずれもない」も約21%も存在します。

問6 あなたがお住まいになっている地区を教えてください。(○はひとつ)

① 湯沢	448
② 山田	135
③ 三関	44
④ 弁天	73
⑤ 岩崎	49
⑥ 幡野	42
⑦ 須川	33
⑧ 高松	21
⑨ 稲庭	47
⑩ 三梨	57
⑪ 川連	92
⑫ 駒形	45
⑬ 院内	43
⑭ 横堀	47
⑮ 秋ノ宮	59
⑯ 小野	72
⑰ 皆瀬	70
無回答	9
計	1,386

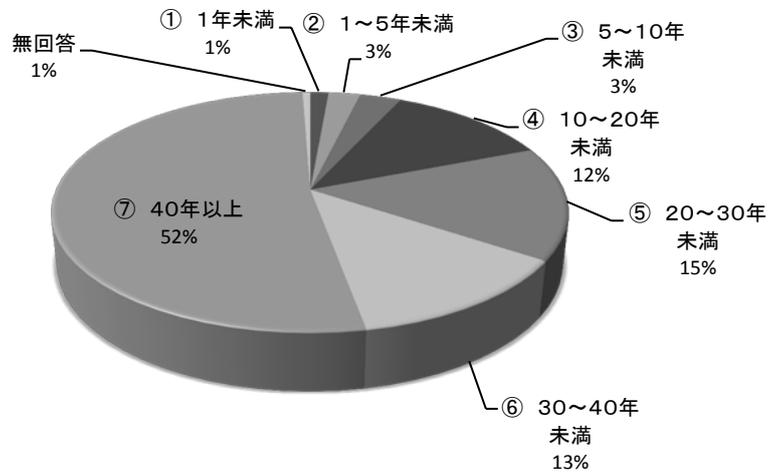


分析

湯沢地区が約32%と多く、次いで山田地区となっています。他の地区は概ね人口規模にあった回答になっているように見受けられます。

問7 湯沢市に住んで通算何年になりますか。(○はひとつ)

① 1年未満	19
② 1～5年未満	33
③ 5～10年未満	43
④ 10～20年未満	169
⑤ 20～30年未満	212
⑥ 30～40年未満	177
⑦ 40年以上	725
無回答	8
計	1,386



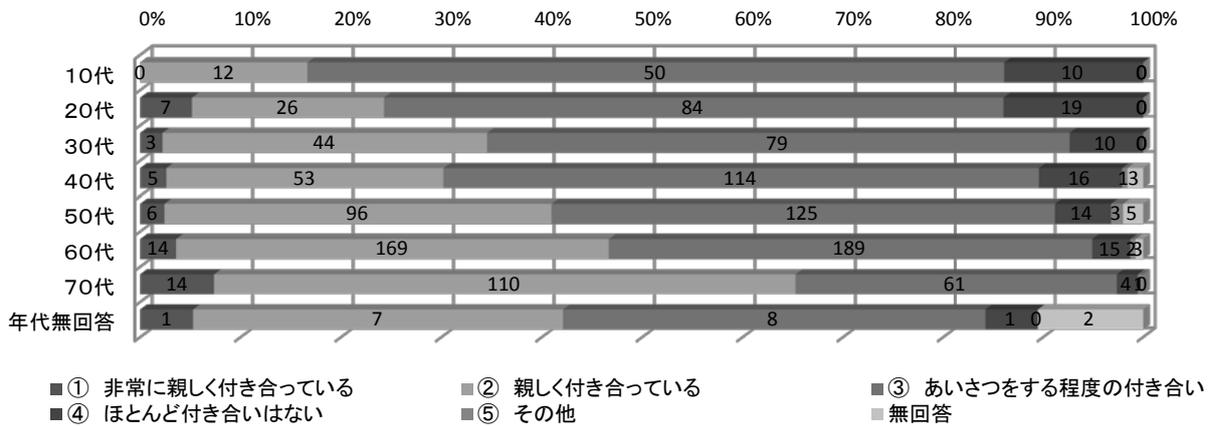
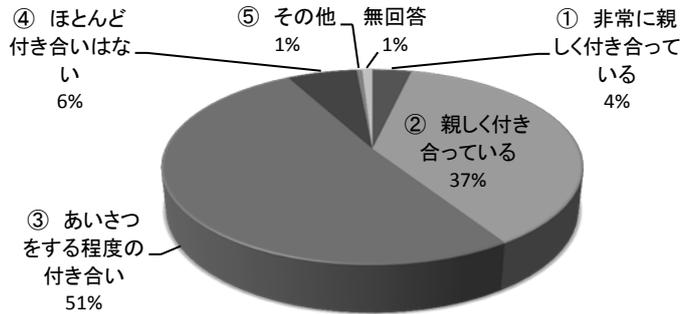
分析

約5割の方が40年以上であり、10年以内の移住者、Uターン者などはわずか5%しかいないと見受けられます。

1-3 集計結果 【2】地域との関わりについておたずねします

問8 あなたは現在、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(〇はひとつ)

① 非常に親しく付き合っている	50
② 親しく付き合っている	517
③ あいさつをする程度の付き合い	710
④ ほとんど付き合いはない	89
⑤ その他	7
無回答	13
計	1,386

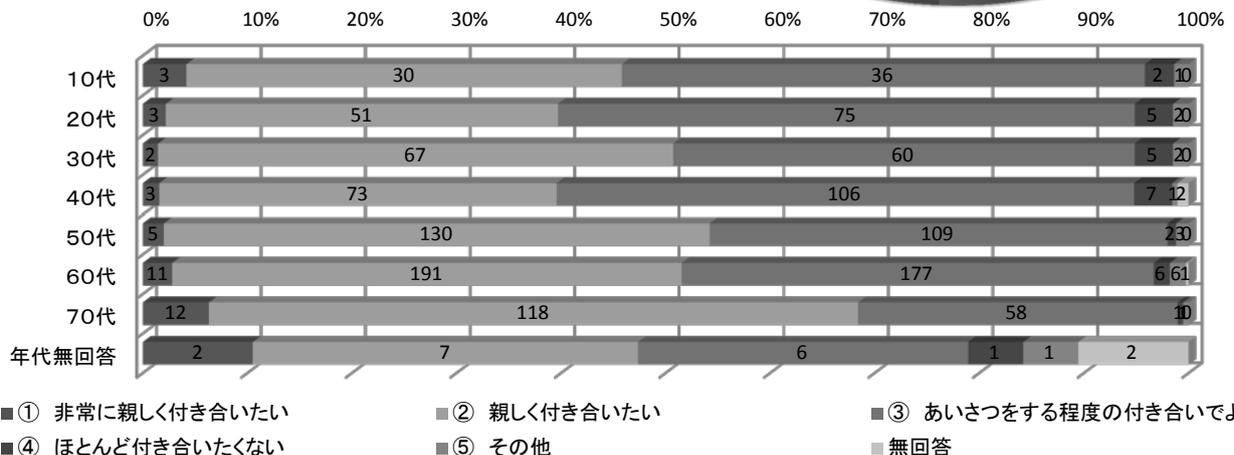
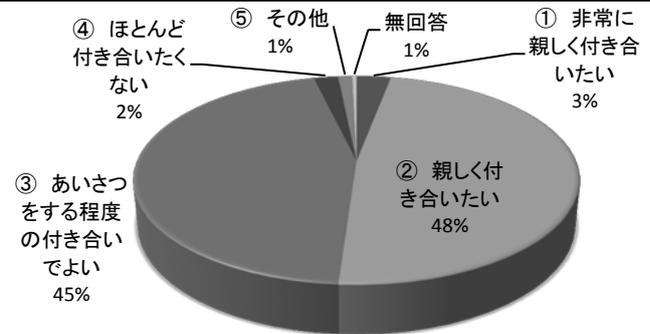


分析

あいさつをする程度が約5割で最も多く、年代が上がる毎に親しく付き合っている割合が増加している傾向にあります。

問9 あなたは今後、近所の人とどの程度付き合っていきたいと思いますか。(〇はひとつ)

① 非常に親しく付き合いたい	41
② 親しく付き合いたい	667
③ あいさつをする程度の付き合いでよい	627
④ ほとんど付き合いたくない	29
⑤ その他	17
無回答	5
計	1,386

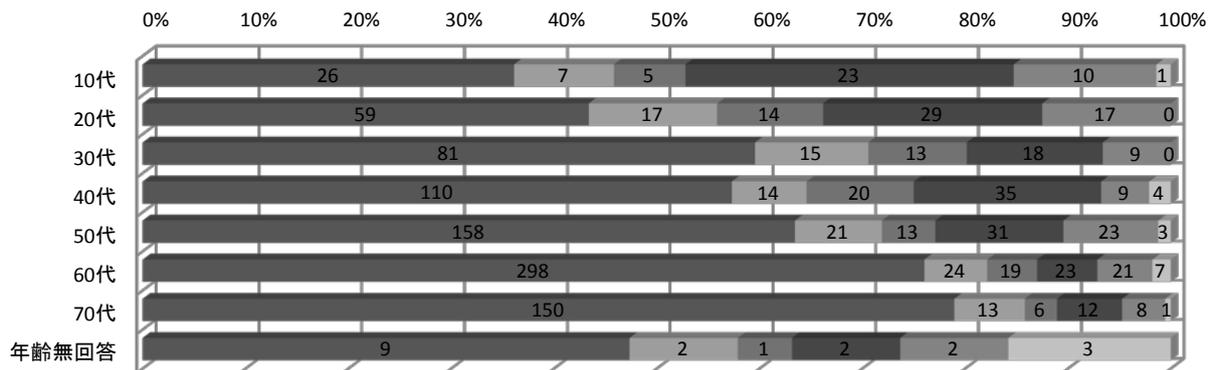
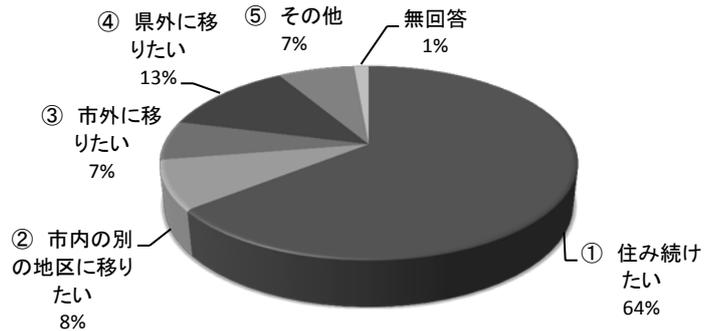


分析

問8で「あいさつをする程度のつきあい」の方が、「親しく付き合いたい」という方より多いことがわかります。特に、地域や仕事との関わりを始めたばかりの20代・30代に多くみられます。50代以上になると「親しく付き合いたい」と思う方が増加傾向にあり、70代では全体の67%が「親しく付き合いたい」と思っている状況が伺えます。年齢が高くなるにつれて近所の人と親しく付き合いたいと思っている方が多い現状が把握されます。

問10 あなたは、今お住まいの地区(問6の地区)に住み続けたいと思いますか(○はひとつ)

① 住み続けたい	891
② 市内の別の地区に移りたい	113
③ 市外に移りたい	91
④ 県外に移りたい	173
⑤ その他	99
無回答	19
計	1,386



■① 住み続けたい ■② 市内の別の地区に移りたい ■③ 市外に移りたい ■④ 県外に移りたい ■⑤ その他 ■無回答

分析

このまま住み続けたいが全体の約65%、②の「市内の別の地区に移りたい」もいれると約7割が市内に住み続けたいということになりますが、「雪害」による不安・不満が大きく、移住したい要因になっていることが見受けられます。

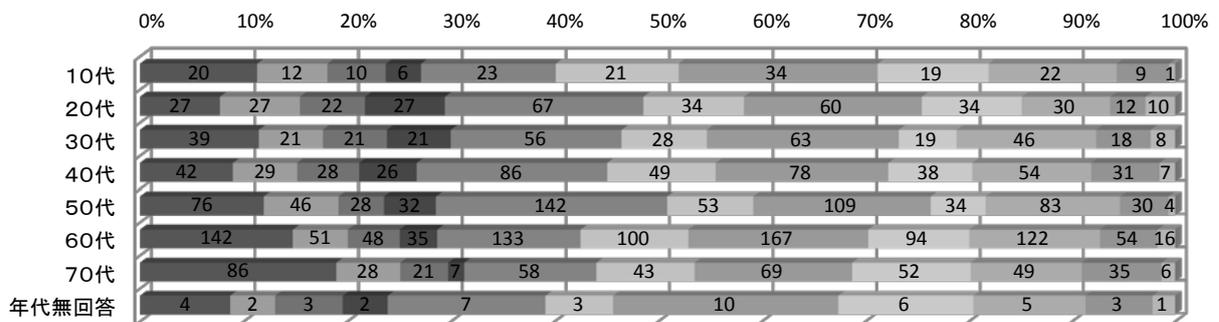
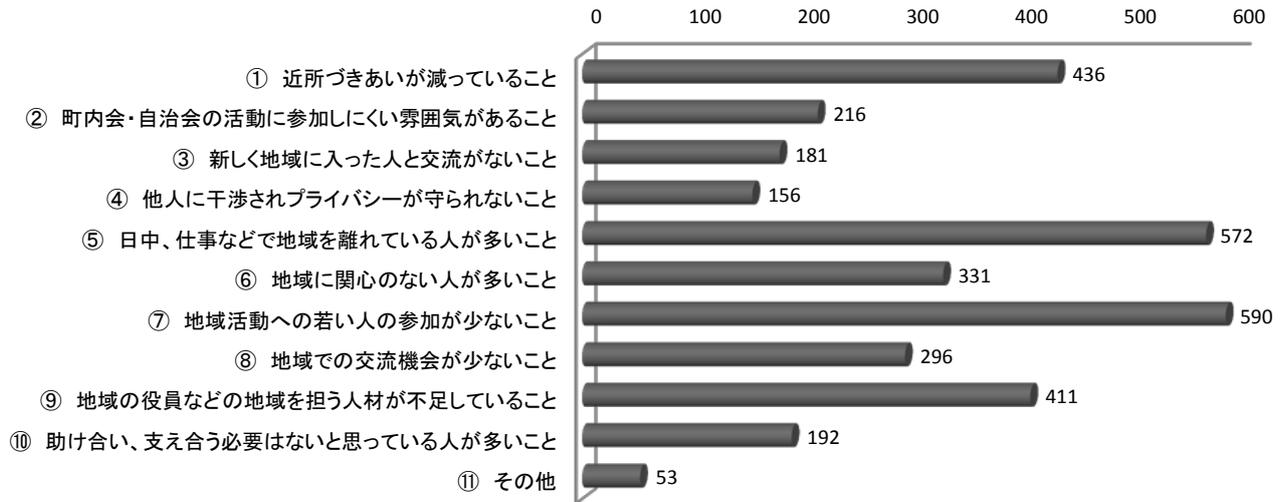
問11 あなたが今お住まいの地区(問6の地区)について、どのように評価されますか。(該当する番号の枠1つに○を記入ください)

	① そう思う	② どちらかと言えばそう思う	③ あまりそう思わない	④ まったく思わない	記載なし
① とても住みやすい地区である	258	617	369	74	68
② 高齢者や障がい児・者の福祉施設や福祉サービスが充実している	109	439	610	129	99
③ 病院や医療施設が充実している	96	304	612	301	73
④ 相談できる窓口が充実している	65	349	646	218	108
⑤ 買い物などの日常生活が便利である	197	449	425	254	61
⑥ 道路や交通機関(鉄道・バス)が充実している	69	229	567	451	70
⑦ 地域活動やボランティア活動が活発である	65	379	672	179	91
⑧ 近所付き合いや助け合いなどの近隣関係が良好である	144	688	402	81	71
⑨ 子どもが集える施設や場所が充実している	33	206	749	306	92
⑩ 高齢者が集える施設や場所が充実している	47	296	712	246	85
⑪ 自然に囲まれ環境が良好である	438	684	170	32	62
⑫ 治安が良く安心して暮らせる地区である	447	724	126	19	70
⑬ 防災対策が充実して安心して暮らせる地区である	134	589	516	55	92

分析

お住まいの地区について、住みやすく、近隣関係が良好、自然に囲まれ環境が良好、治安が良く安心して暮せるとの評価が高いですが、福祉サービス、医療施設、交通機関、相談できる窓口、買い物に不便を感じている方も多く見受けられます。ボランティア活動や子ども、高齢者の集える場の充実についても今後の課題と思われれます。

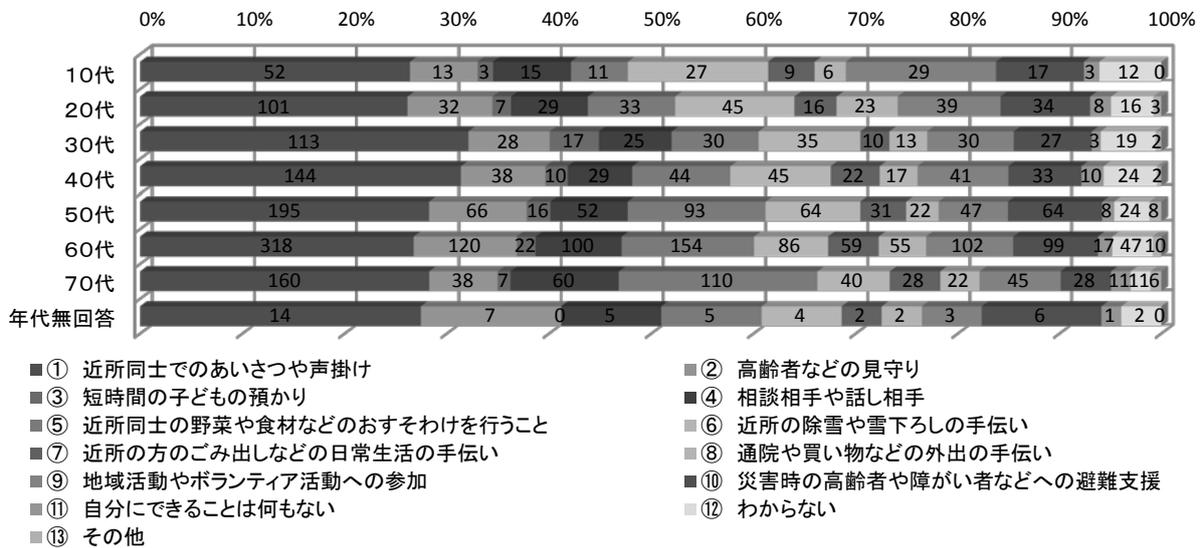
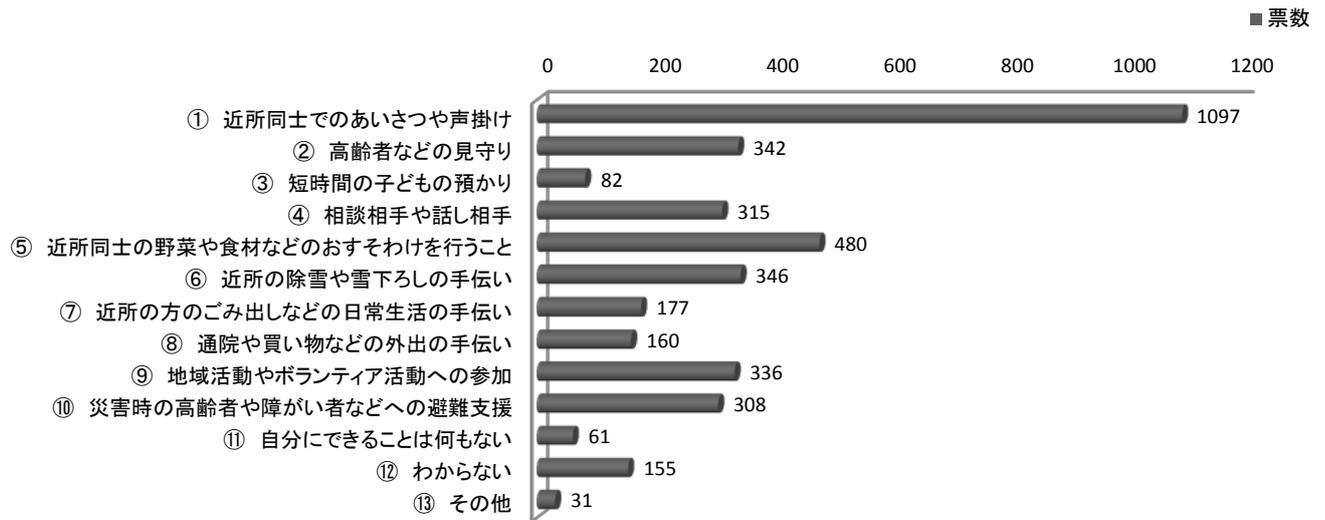
問12 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題になることはどのようなことだと思いますか。(特にあてはまるもの3つまでに○)



- ① 近所づきあいが減っていること
- ② 町内会・自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること
- ③ 新しく地域に入った人と交流がないこと
- ④ 他人に干渉されプライバシーが守られないこと
- ⑤ 日中、仕事などで地域を離れている人が多いこと
- ⑥ 地域に関心のない人が多いこと
- ⑦ 地域活動への若い人の参加が少ないこと
- ⑧ 地域での交流機会が少ないこと
- ⑨ 地域の役員などの地域を担う人材が不足していること
- ⑩ 助け合い、支え合う必要はないと思っている人が多いこと
- ⑪ その他

分析 「地域活動への若い人の参加が少ないこと」「日中・仕事などで地域を離れる人が多いこと」「役員、人材の不足」が問題となっていることが伺えます。地域活動への若者の参加を増やすこと、地域を担う人材育成の取組が必要と思われます。

問13 あなた自身、地域でできることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

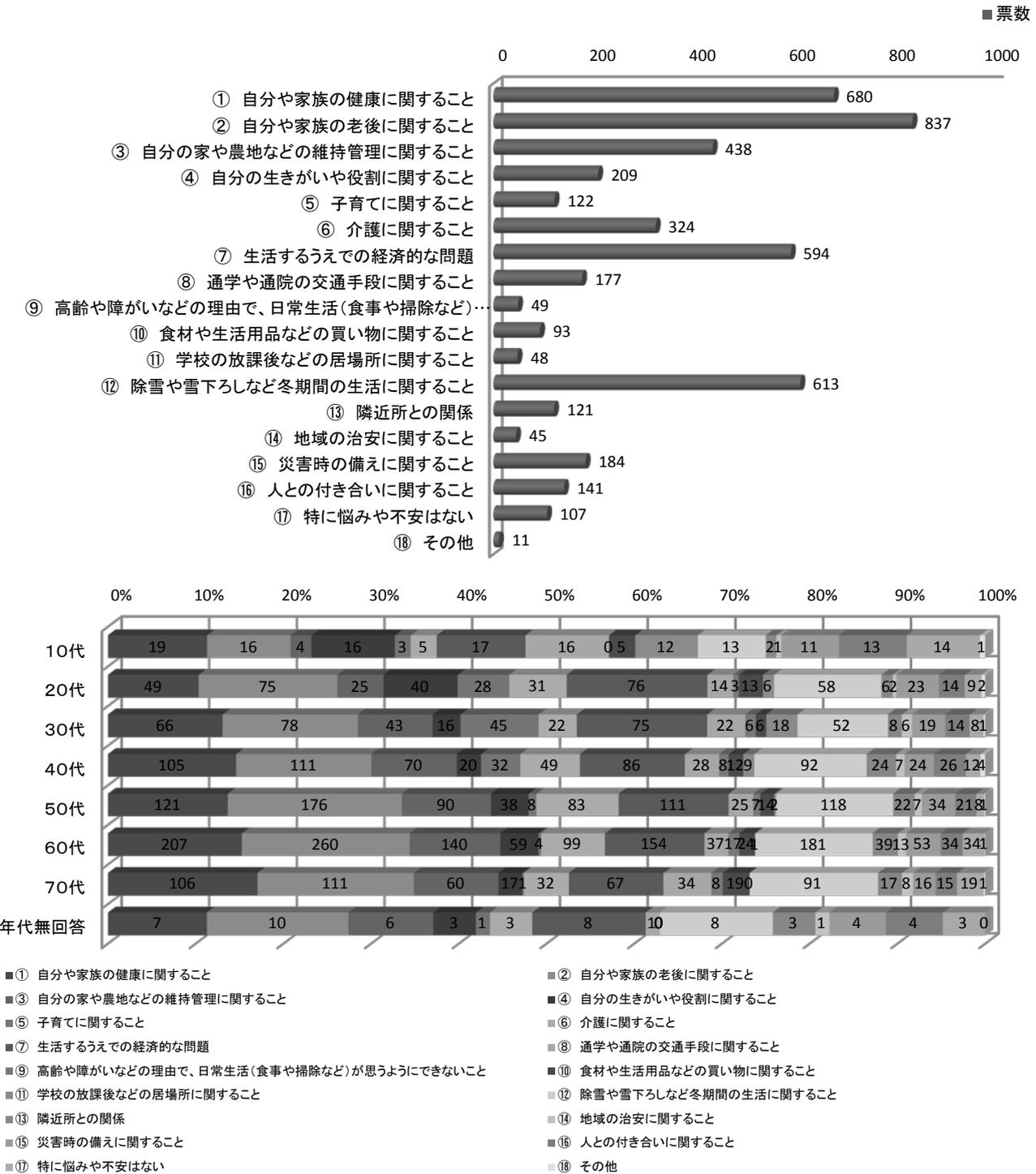


分析

「近所同士でのあいさつや声掛け」が、地域で気軽にできることとして圧倒的に多い結果です。50代以上になれば「おすそわけ」、「相談相手」などできる方が増えている傾向です。

1-3 集計結果 【3】日常生活についておたずねします

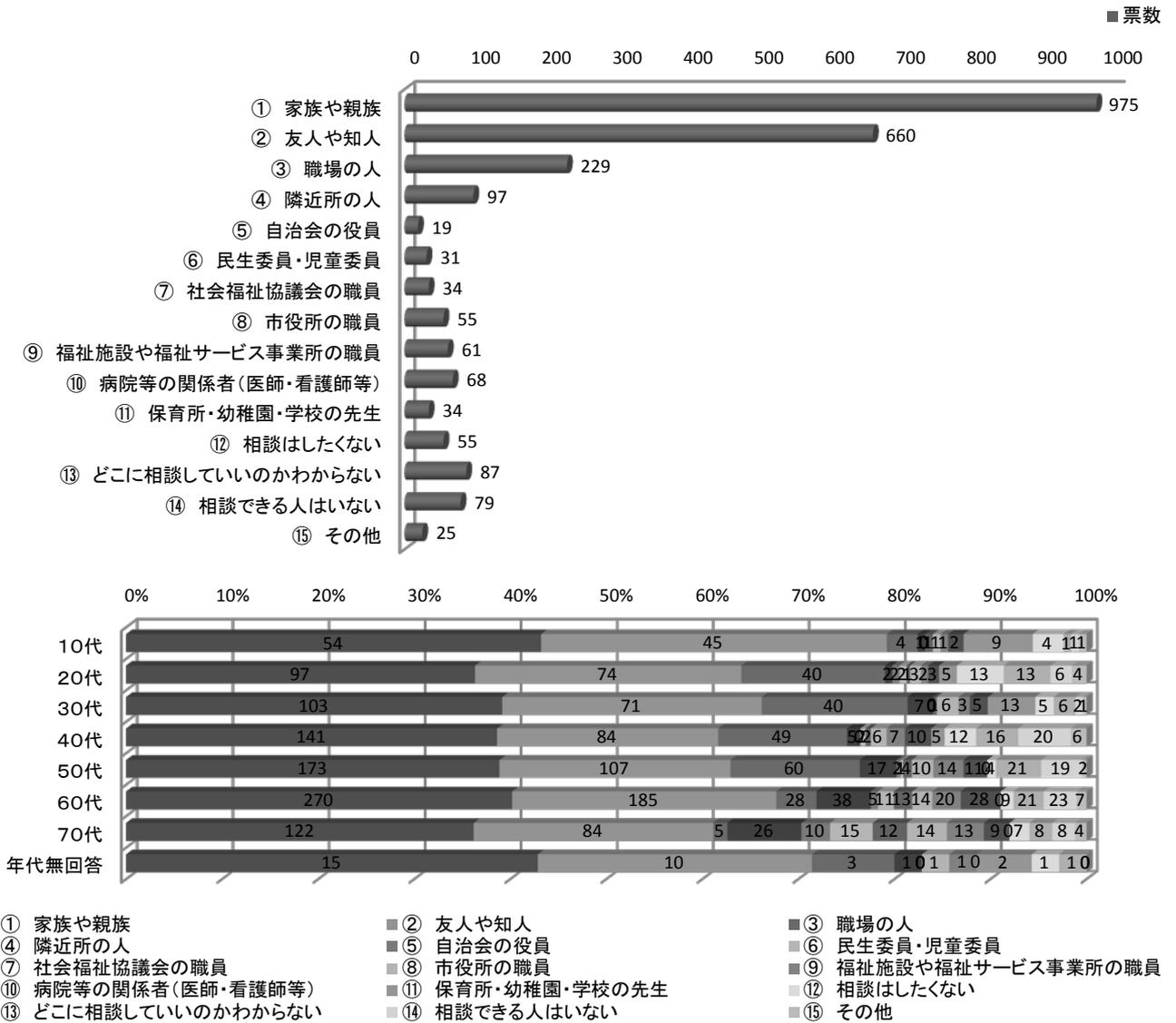
問14 あなたは現在日常生活において、主にどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)



分析

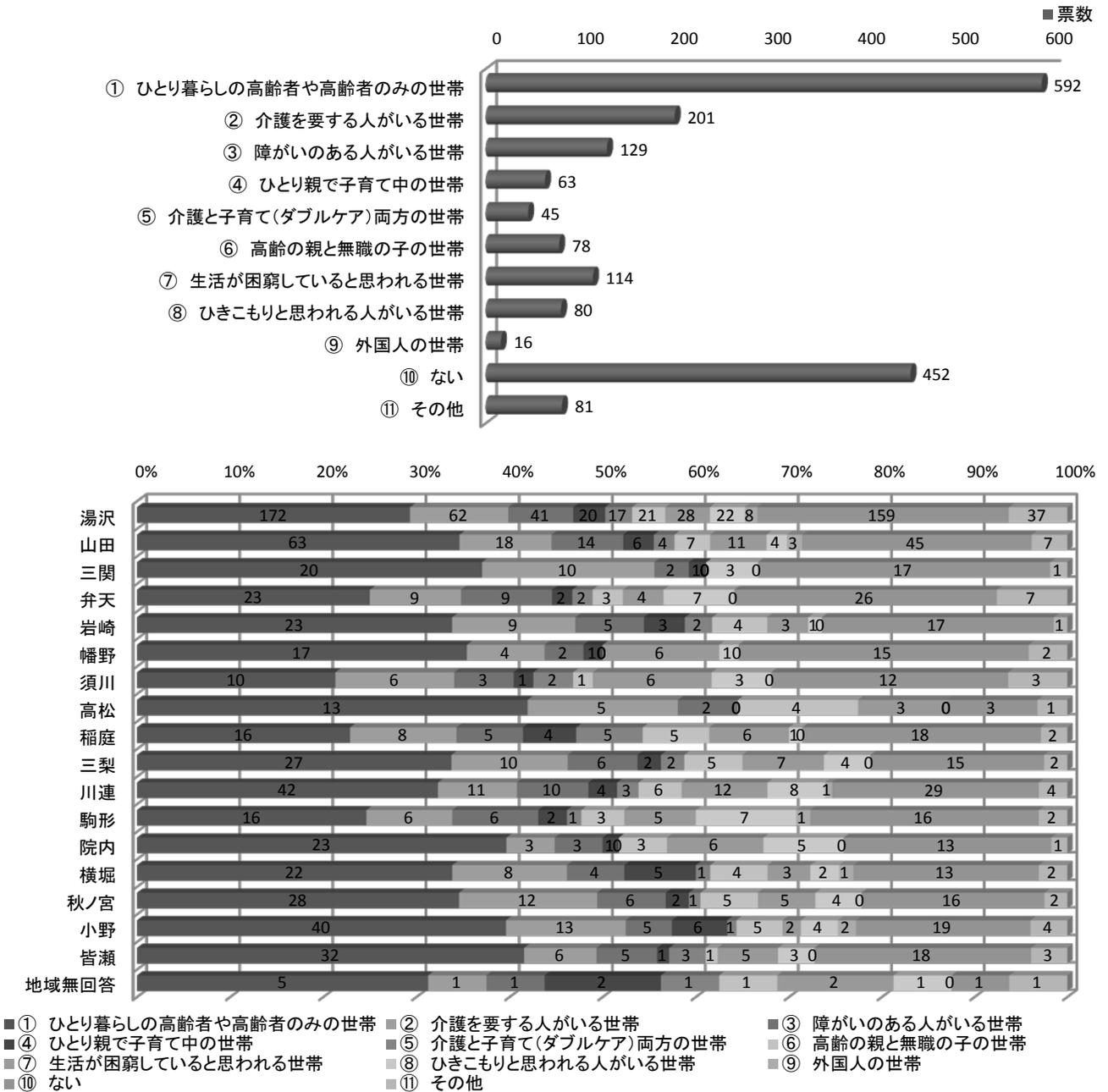
自分の健康や老後を考えている人が多く、年代があがれば増加していく傾向にあります。また、今年の豪雪を反映して若い世代を中心に冬の生活に不安を抱えていることが見受けられます。

問15 あなたは、生活上の悩みや不安を、主に誰(どこ)に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)



分析 「家族や親族」「友人や知人」が多い傾向です。専門的な相談員より身近で信頼性のある人に相談していることが伺えます。

問16 隣近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる世帯がありますか。(あてはまるものすべてに○)



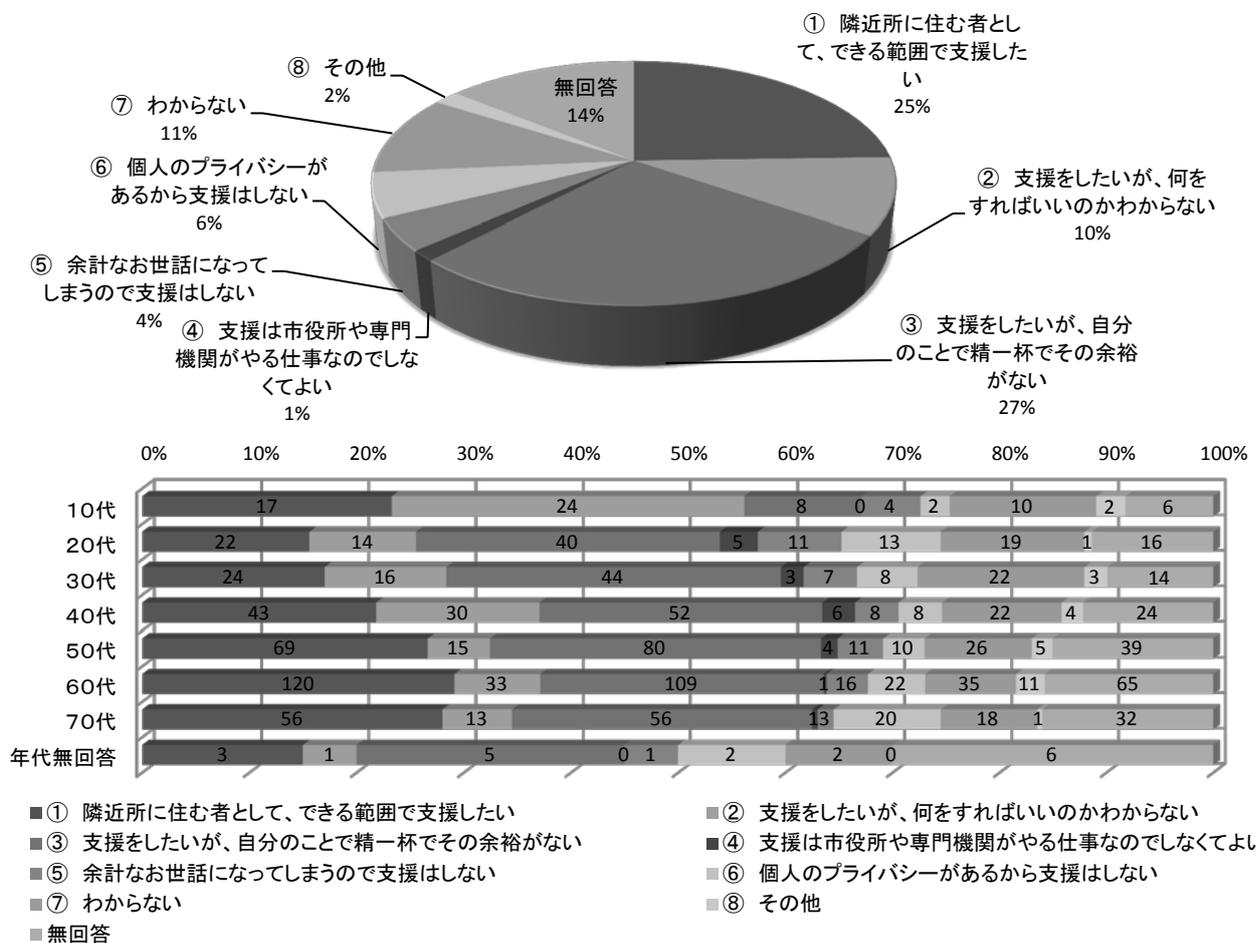
分析

「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯」が圧倒的に多く見受けられます。特に地域別では「高松」「院内」「小野」「皆瀬」地区で割合として多くなっているようです。⑥高齢の親と無職の子の世帯、⑦生活が困窮している世帯、⑧ひきこもりと思われる人がいる世帯についても272世帯あり今後の対策が必要と思われます。

問17 隣近所に住んでいる、周囲の人の手助けや協力・支援を必要としている方(問16の方)への支援(日常生活上の手助けやお手伝い)について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(〇はひとつ)

① 隣近所に住む者として、できる範囲で支援したい	354
② 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない	146
③ 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない	394
④ 支援は市役所や専門機関がやる仕事なのでなくてよい	20
⑤ 余計なお世話になってしまうので支援はしない	61
⑥ 個人のプライバシーがあるから支援はしない	85
⑦ わからない	154
⑧ その他	27
無回答	202
計	1,443

※一人の複数回答有

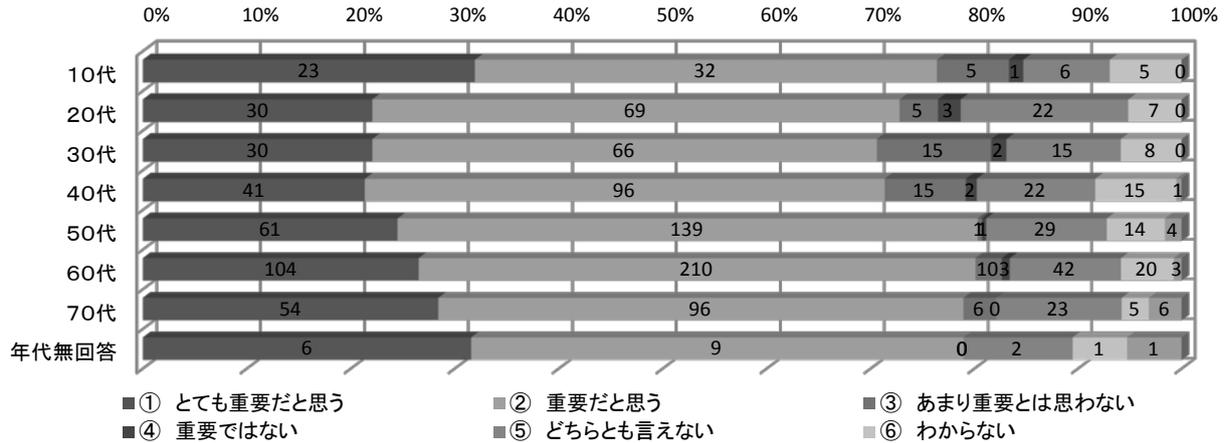
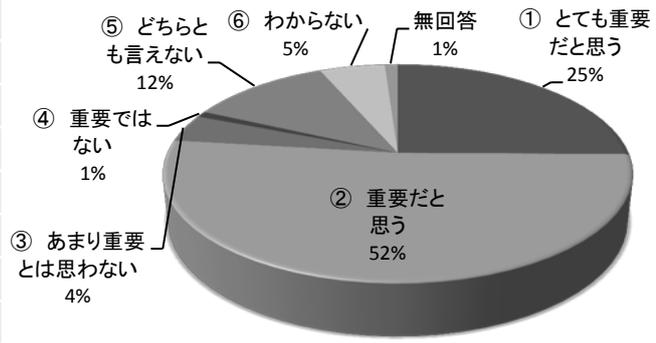


分析

最も多かったのが「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」で主に20代から50代の働き世代に多く見受けられます。「隣近所に住む者として、できる範囲で支援したい」は60代・70代に多いようです。子育てや仕事などが落ち着くとできる範囲で支援したいと考える方が増加している傾向です。

問18 あなたは、自分の住んでいる地域の支え合いや助け合いは重要だと思いますか。(〇はひとつ)

① とても重要だと思う	349
② 重要だと思う	717
③ あまり重要とは思わない	57
④ 重要ではない	12
⑤ どちらとも言えない	161
⑥ わからない	75
無回答	15
計	1,386



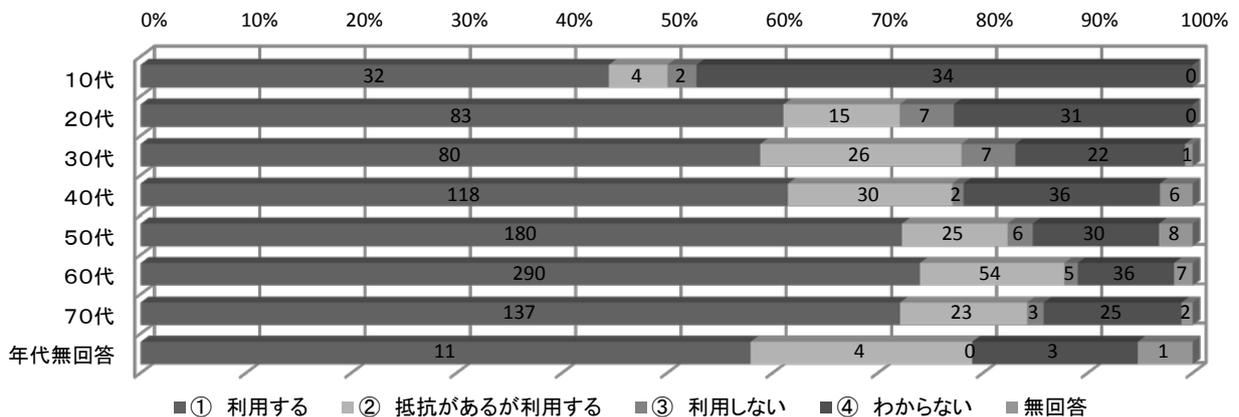
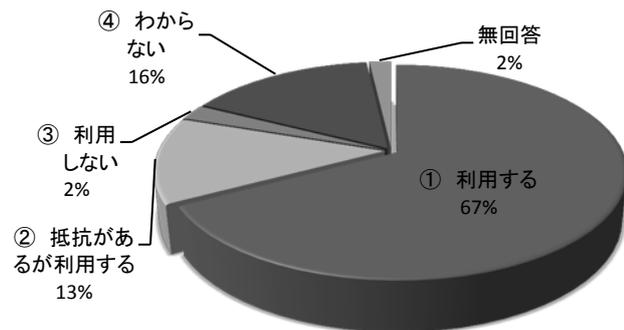
分析

「とても重要」「重要」と回答した方は全体の約8割を占めており、地域の支え合いや助け合いは重要と思っている方が多いことが把握されます。

1-3 集計結果 【4】福祉サービスについて

問19 あなた自身やあなたの家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。(〇はひとつ)

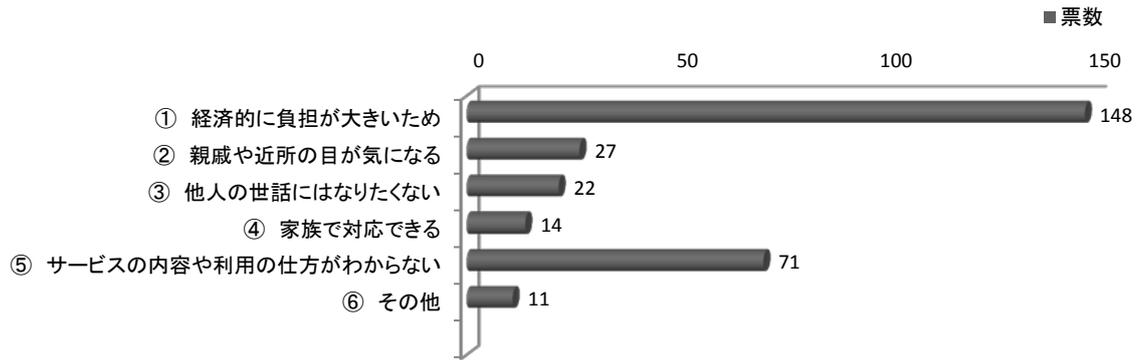
① 利用する	931
② 抵抗があるが利用する	181
③ 利用しない	32
④ わからない	217
無回答	25
計	1,386



分析

「利用する」「抵抗があるが利用する」が全体の約8割で福祉サービスの必要性が把握されます。

《問19で ②抵抗があるが利用する・③利用しない を選ばれた方にお聞きします。》
問19-1 抵抗がある理由・利用しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



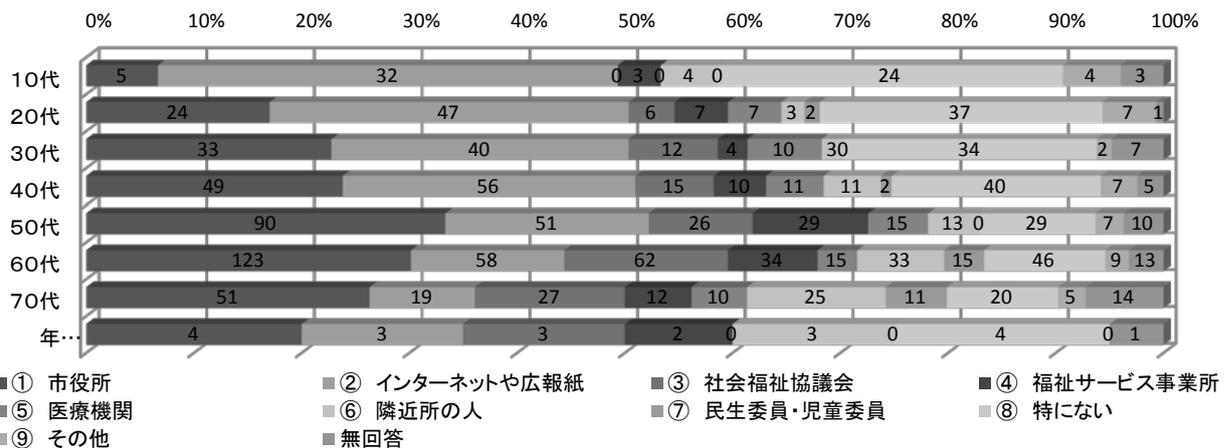
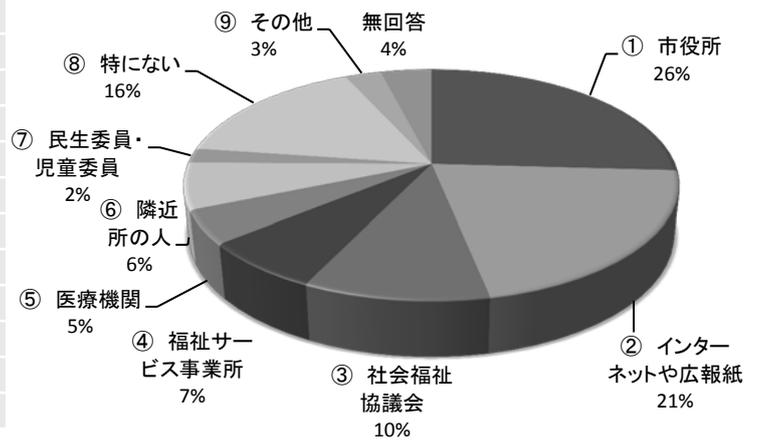
分析

経済的負担による抵抗感が圧倒的な理由であり、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」も多く見受けられ、サービスの情報提供が少ないと感じている方が多いのが見受けられます。

問20 福祉サービスに関する情報は主にどこから入手していますか。(○はひとつ)

① 市役所	379
② インターネットや広報紙	306
③ 社会福祉協議会	151
④ 福祉サービス事業所	101
⑤ 医療機関	68
⑥ 隣近所の人	95
⑦ 民生委員・児童委員	30
⑧ 特にない	234
⑨ その他	41
無回答	58
計	1,463

※一人で複数回答があるため総人数を上回る



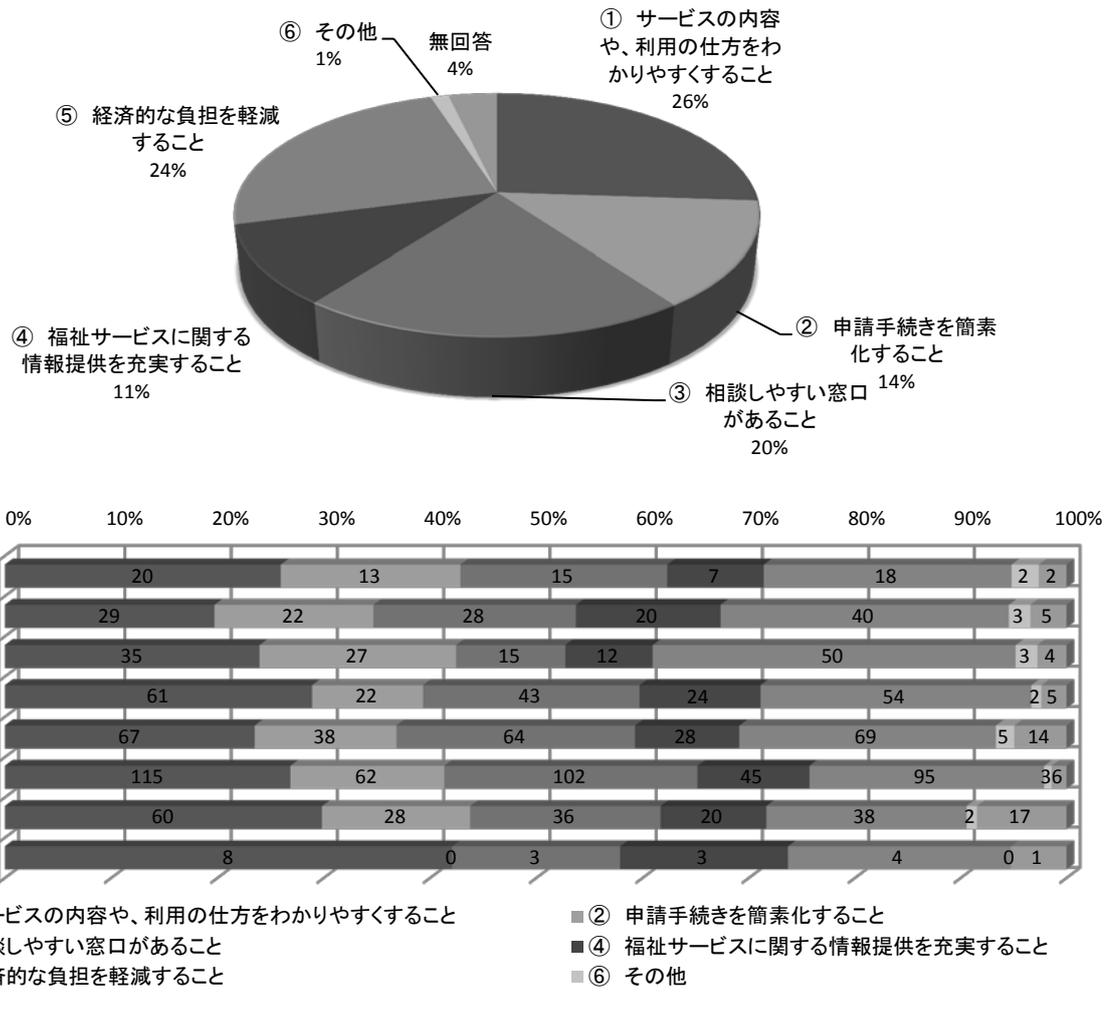
分析

「市役所」は50～70代を中心に最も多く、次いで10～40代を中心に「インターネットや広報紙」を情報の入手先にあげる人が多く見受けられます。

問21 福祉サービスを利用の際に、どのようなことを改善すればよいと思いますか。
(特に必要と思われるものひとつに○)

① サービスの内容や、利用の仕方をわかりやすくすること	395
② 申請手続きを簡素化すること	212
③ 相談しやすい窓口があること	306
④ 福祉サービスに関する情報提供を充実すること	159
⑤ 経済的な負担を軽減すること	368
⑥ その他	20
無回答	54
計	1,514

※一人で複数回答があるため総人数を上回る

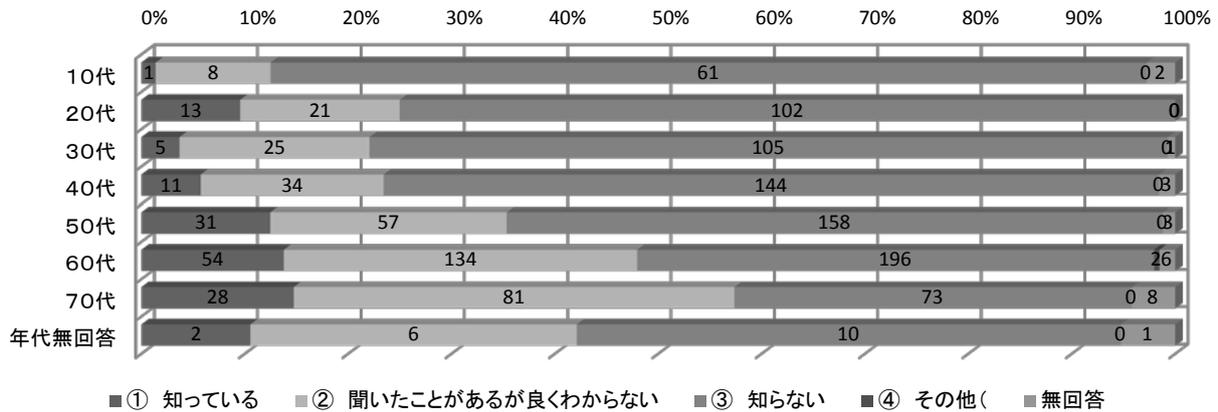
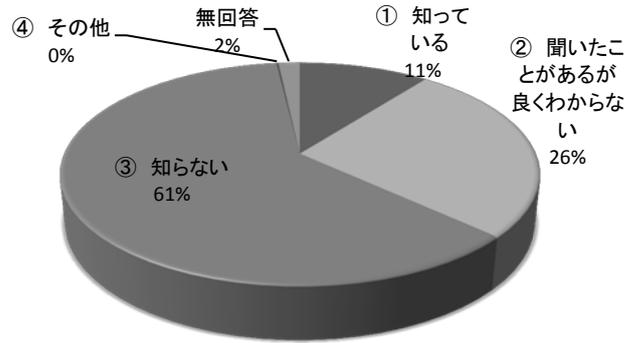


分析 「サービスの内容や、利用の仕方をわかりやすくすること」・「相談しやすい窓口があること」に改善が求められております。また「経済的な負担を軽減すること」の意見も全体の1/4を占めております。

1-3 集計結果 【5】災害時のことについておたずねします

問22 あなたは、災害時要援護者避難支援プランをご存じですか(○はひとつ)

① 知っている	145
② 聞いたことがあるが良くわからない	366
③ 知らない	849
④ その他	2
無回答	24
	1,386

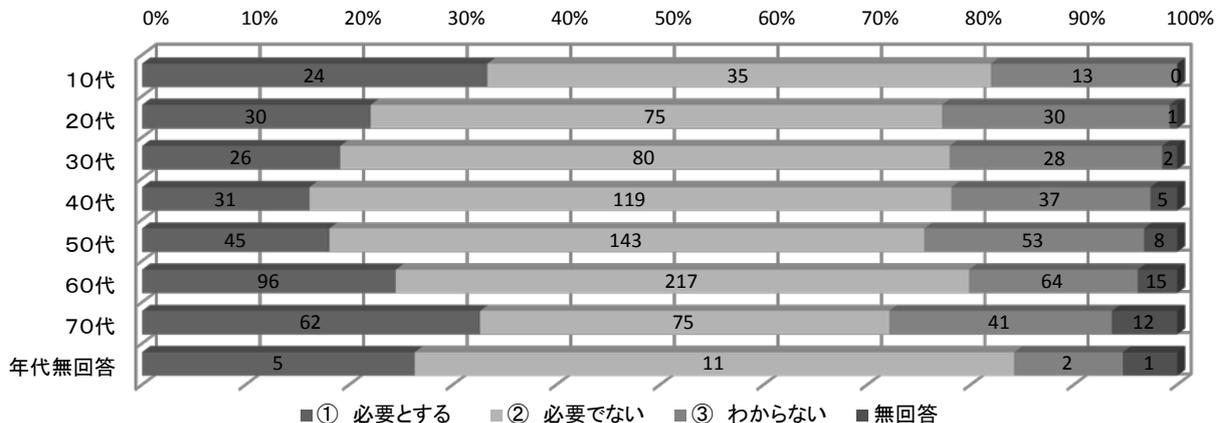
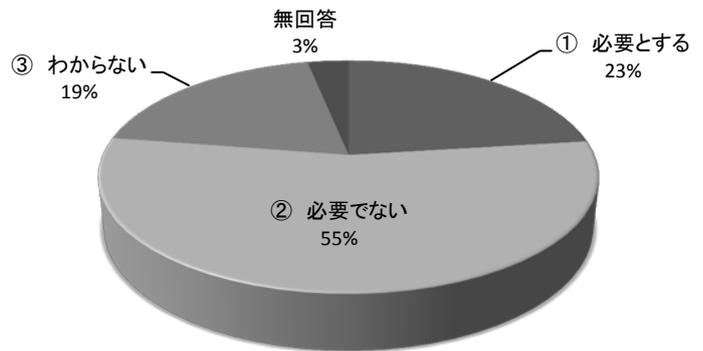


分析

「知らない」・「聞いたことがあるが良くわからない」が全体の87%を占めており、プランの説明、必要性を市民に的確に伝える必要があります。

問23 あなたは地震などの災害発生時に、避難場所までの移動や、災害情報の入手について、誰かの助けを必要としますか。(○はひとつ)

① 必要とする	319
② 必要でない	755
③ わからない	268
無回答	44
	1,386

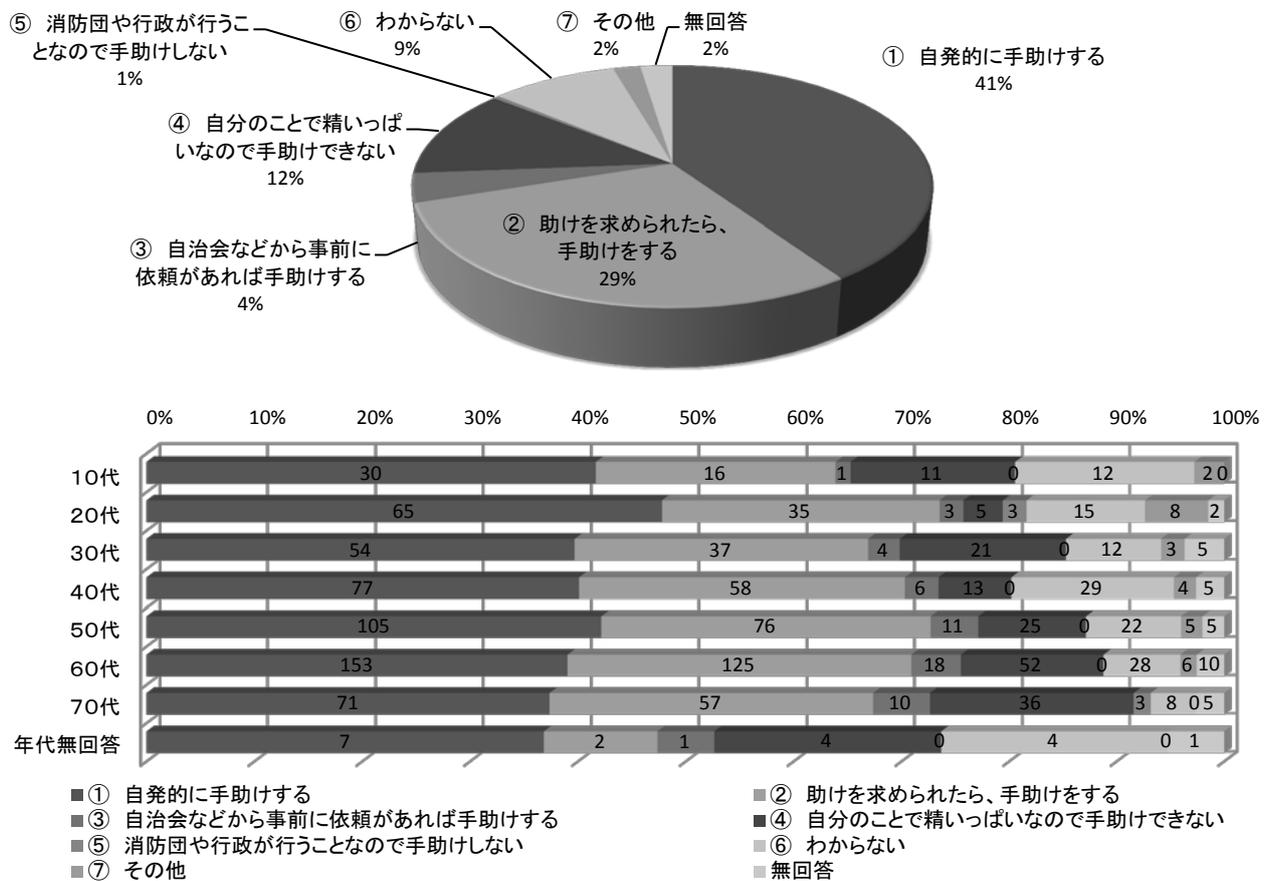


分析

70代では、「必要」としている方の割合が多くなっており、高齢者になれば誰かの助けを必要とすることが伺えます。

問24 あなたは災害などの緊急事態が発生したときに、隣近所に自力で避難できない人がいたら、どう対応しますか。(〇はひとつ)

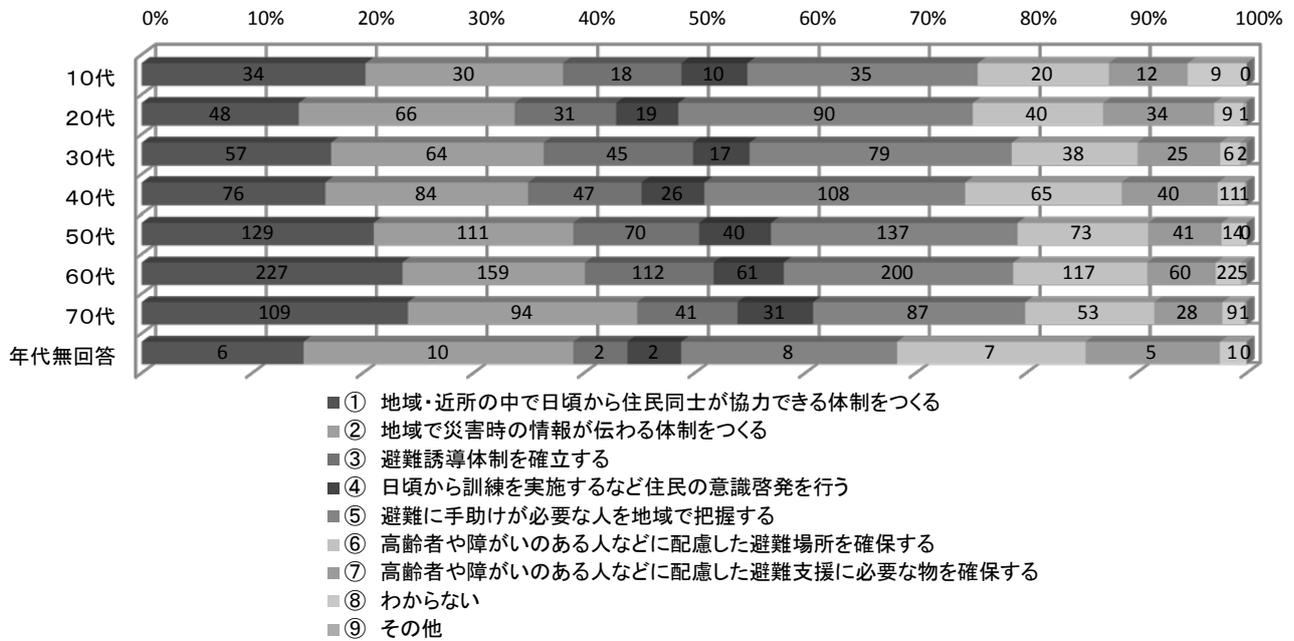
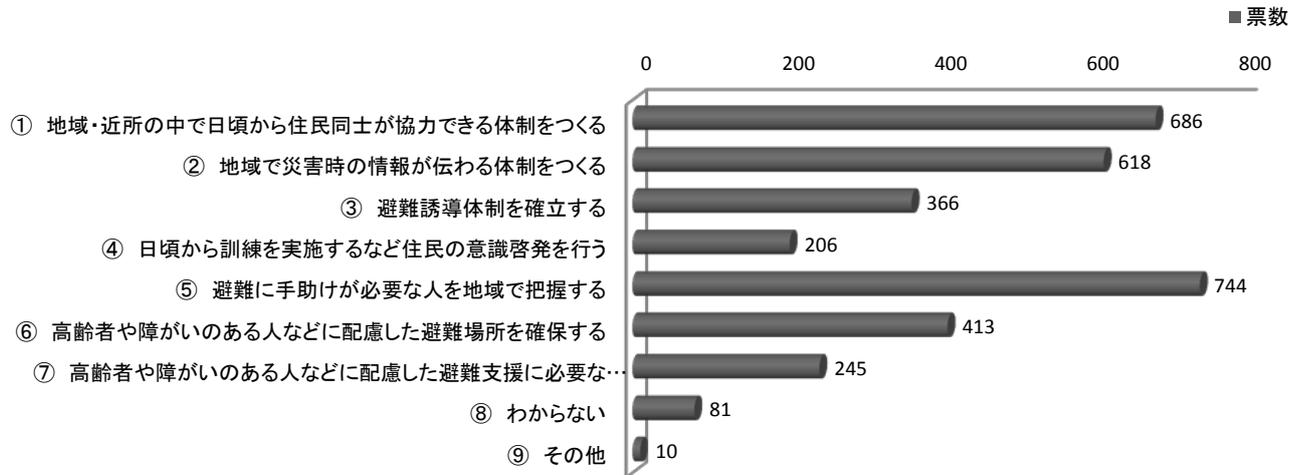
① 自発的に手助けする	562
② 助けを求められたら、手助けをする	406
③ 自治会などから事前に依頼があれば手助けする	54
④ 自分のことで精いっぱいなので手助けできない	167
⑤ 消防団や行政が行うことなので手助けしない	6
⑥ わからない	130
⑦ その他	28
無回答	33
	1,386



分析

①「自発的に手助けする」は約40%で、②助けを求められたら手助けをする、③自治会などから事前に依頼があれば手助けをするをいれて手助けする人は約75%となっており、緊急事態が発生した時手助けしたいと思っている方が多いことが把握できます。

問25 地震などの災害時に備えて、高齢者や障がいのある人など災害時に手助けが必要な方に対して、地域でどのようなことに取り組むべきだと思いますか。(特に必要と思われるもの3つまで○)

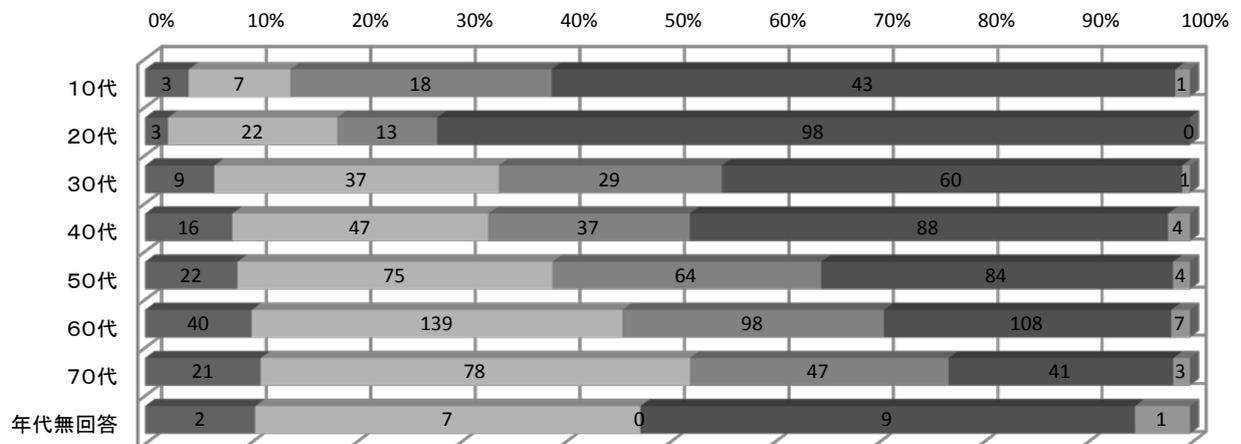
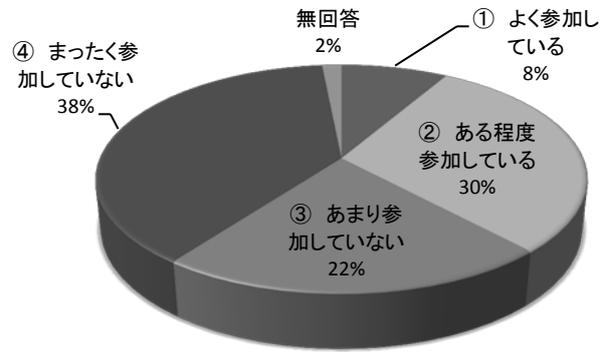


分析 「避難に手助けが必要な人を把握する」が最も割合が高くなっています。「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制、情報が伝わる体制をつくる」も多く、災害時要援護者避難支援プランの登録、地域での体制づくりの必要性が把握されます。

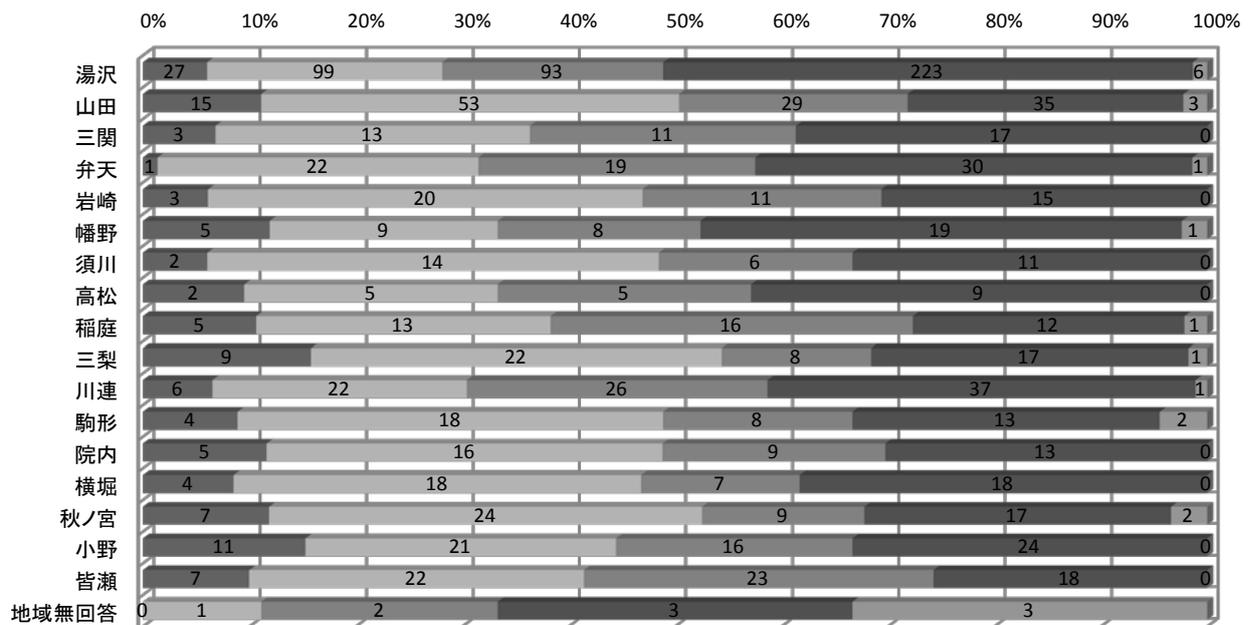
1-3 集計結果 【6】地域活動への参加についておたずねします

問26 あなたは、自治会・町内会、老人クラブ及び子ども会などの地域活動にどの程度参加していますか。(〇はひとつ)

① よく参加している	116
② ある程度参加している	412
③ あまり参加していない	306
④ まったく参加していない	531
無回答	21
計	1,386



■① よく参加している ■② ある程度参加している ■③ あまり参加していない ■④ まったく参加していない ■無回答



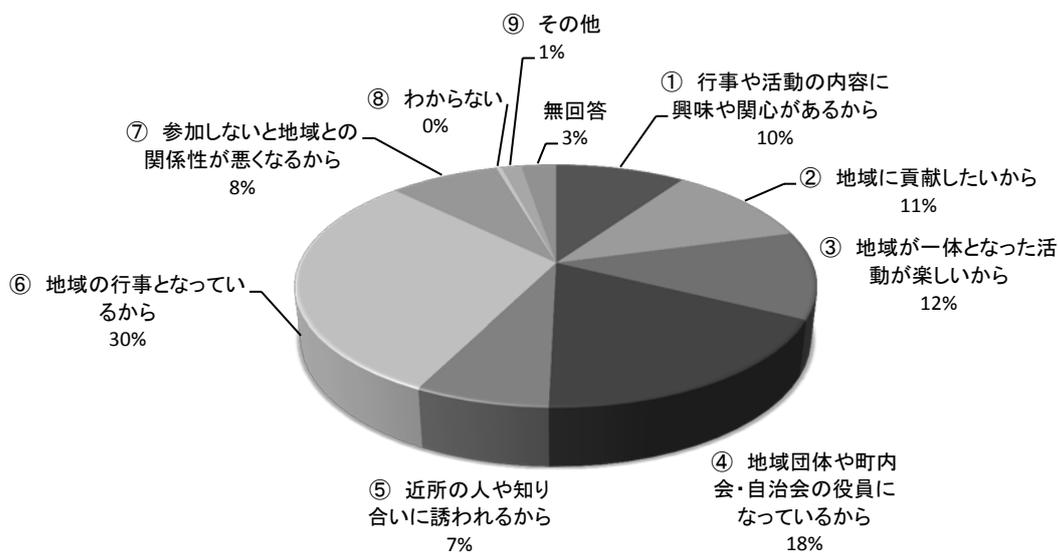
■① よく参加している ■② ある程度参加している ■③ あまり参加していない ■④ まったく参加していない ■無回答

分析

「あまり参加していない」「まったく参加していない」方が全体の約6割になります。一方、年代では唯一70代が①②の参加しているが5割を超えています。地域では「山田」「三梨」「秋ノ宮」地区が参加が5割を超えています。若者の地域活動への参加が少なく、70代の参加が多いことが把握できます。

《問26で ①よく参加している・②ある程度参加している を選ばれた方にお聞きます。》
問26-1 地域活動に参加している主な理由は何ですか。(〇はひとつ)

① 行事や活動の内容に興味や関心があるから	52
② 地域に貢献したいから	60
③ 地域が一体となった活動が楽しいから	63
④ 地域団体や町内会・自治会の役員になっているから	97
⑤ 近所の人や知り合いに誘われるから	38
⑥ 地域の行事となっているから	162
⑦ 参加しないと地域との関係性が悪くなるから	44
⑧ わからない	2
⑨ その他	8
無回答	14
計	540
※一人の複数回答有	



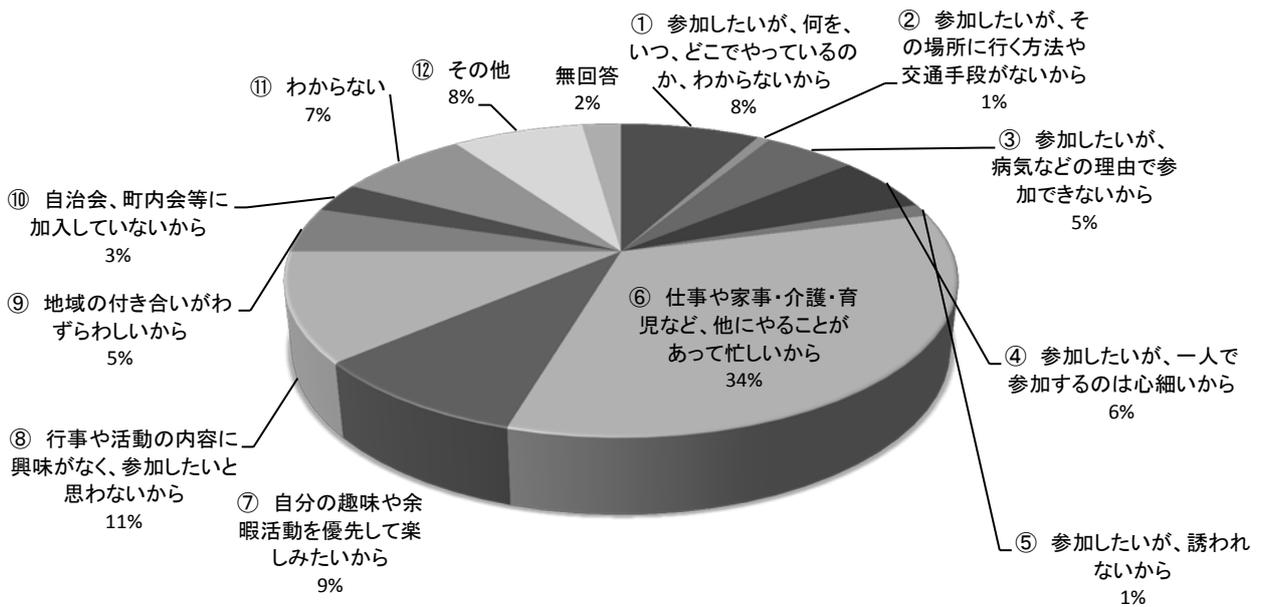
分析

「地域の行事となっているから」が一番多く、次いで「地域団体や町内会・自治会の役員になっているから」が多くなっています。いずれも受動的な部分が多く、「行事や活動の内容に興味や関心」・「地域貢献」・「活動が楽しい」として参加している方は少ないように見受けられます。

《問26で ③あまり参加していない・④まったく参加していない を選ばれた方にお聞きします。》
問26-2 地域活動に参加しない主な理由は何ですか。(〇はひとつ)

① 参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのか、わからないから	68
② 参加したいが、その場所に行く方法や交通手段がないから	6
③ 参加したいが、病気などの理由で参加できないから	45
④ 参加したいが、一人で参加するのは心細いから	49
⑤ 参加したいが、誘われないから	11
⑥ 仕事や家事・介護・育児など、他にやることであって忙しいから	286
⑦ 自分の趣味や余暇活動を優先して楽しみたいから	78
⑧ 行事や活動の内容に興味がなく、参加したいと思わないから	96
⑨ 地域の付き合いがわずらわしいから	40
⑩ 自治会、町内会等に加入していないから	26
⑪ わからない	64
⑫ その他	64
無回答	19
計	852

※一人の複数回答有

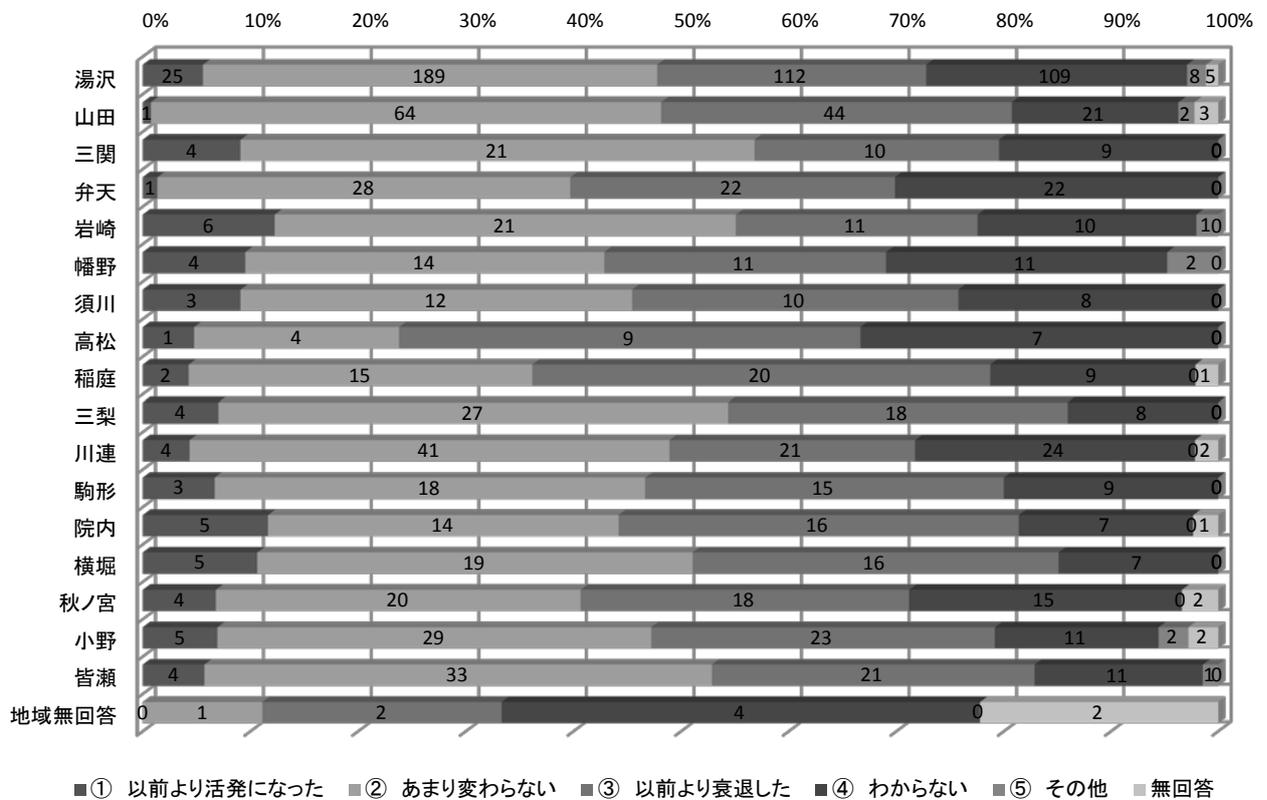
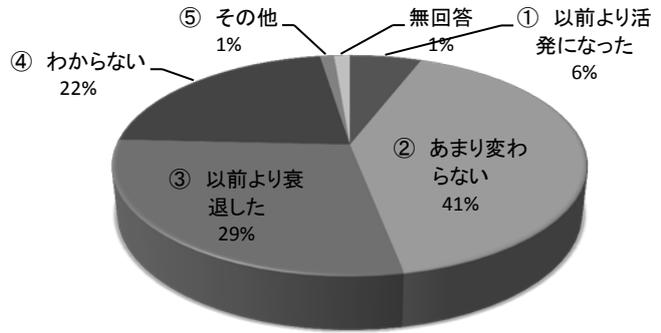


分析

「仕事や家事・介護・育児など、他にやることであって忙しいから」が最も多いようです。学生は勉強、20～50代は仕事・育児のため参加できない旨の記述が多いように思います。

問27 あなたの地域の行事や活動について、以前と比べて(約5年前と比べて) どのように変化したと感じますか。(〇はひとつ)

① 以前より活発になった	81
② あまり変わらない	570
③ 以前より衰退した	399
④ わからない	302
⑤ その他	16
無回答	18
	1,386

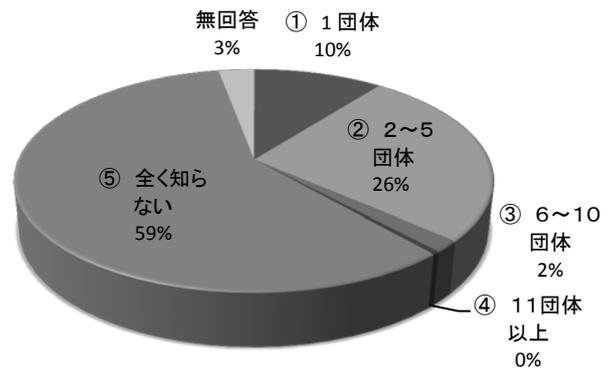


分析

「あまり変わらない」が約4割、「以前より衰退した」で約3割にのぼり、5年前よりも行事や活動が衰退していると感じている人が多くなっています。地域別でも全体的に活発になっているところがないように見受けられます。

問28 あなたは、湯沢市内でボランティア活動をしている団体をいくつご存じですか。(〇はひとつ)

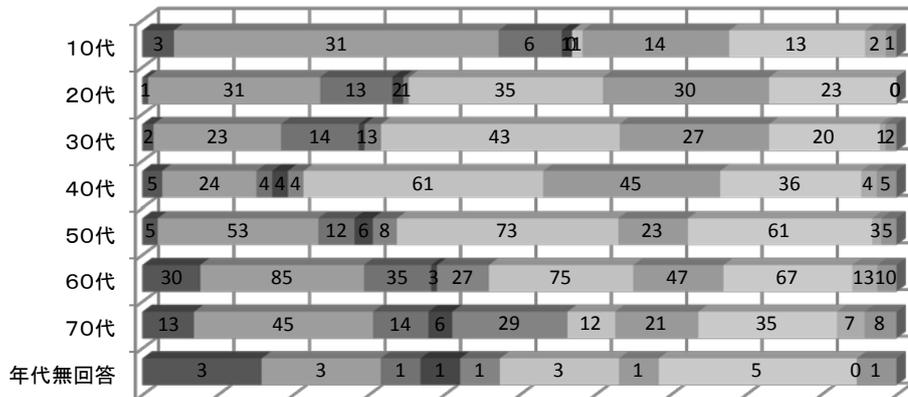
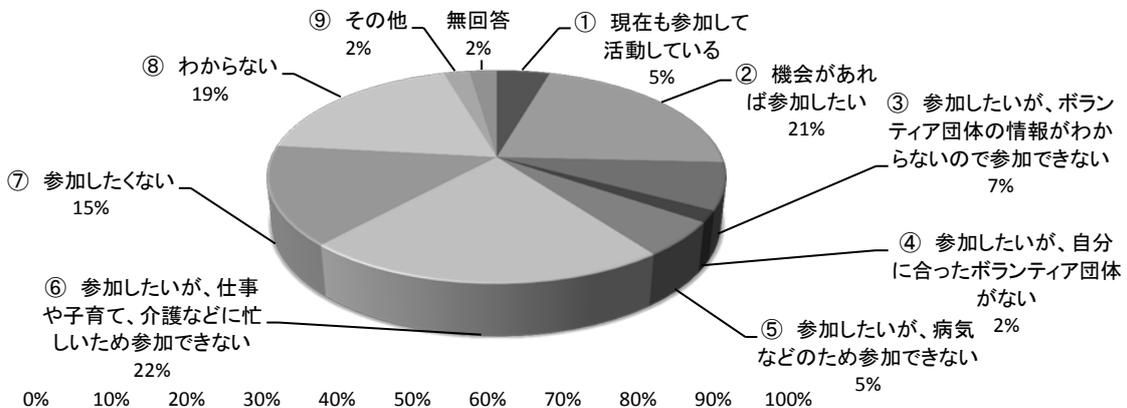
① 1団体	145
② 2～5団体	361
③ 6～10団体	23
④ 11団体以上	6
⑤ 全く知らない	811
無回答	40
計	1,386



分析 「全く知らない」が約6割でボランティア活動を広く周知していく必要があることが伺えます。

問29 あなたは、湯沢市内のボランティア活動に参加したいと思いますか。(〇はひとつ)

① 現在も参加して活動している	62
② 機会があれば参加したい	295
③ 参加したいが、ボランティア団体の情報がわからないので参加できない	99
④ 参加したいが、自分に合ったボランティア団体がない	24
⑤ 参加したいが、病気などのため参加できない	73
⑥ 参加したいが、仕事や子育て、介護などに忙しいため参加できない	303
⑦ 参加したくない	208
⑧ わからない	260
⑨ その他	30
無回答	32
計	1,386



分析

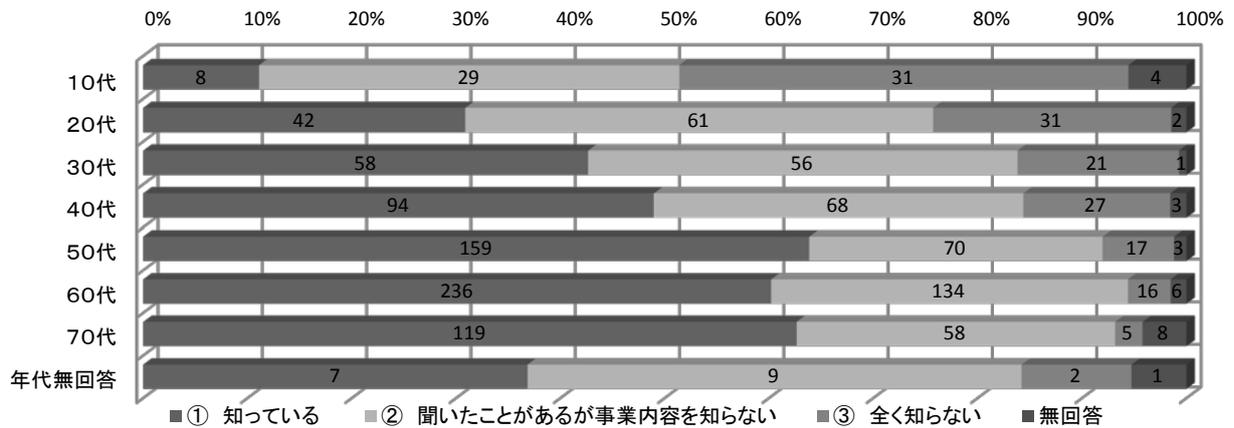
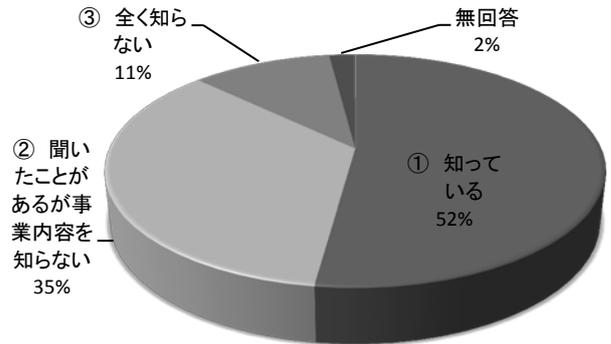
20代から50代までは、「参加したいが、仕事や子育て、介護などで忙しいため参加できない」が一番多いですが、10代や60・70代では「機会があれば参加したい」が多く見受けられるのでボランティア参加の情報を提供していく必要があると思われます。

- ① 現在も参加して活動している
- ② 機会があれば参加したい
- ③ 参加したいが、ボランティア団体の情報がわからないので参加できない
- ④ 参加したいが、自分に合ったボランティア団体がない
- ⑤ 参加したいが、病気などのため参加できない
- ⑥ 参加したいが、仕事や子育て、介護などに忙しいため参加できない
- ⑦ 参加したくない
- ⑧ わからない

1-3 集計結果【7】地域福祉全般についておたずねします

問30 あなたは、社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会をご存じですか。(〇はひとつ)

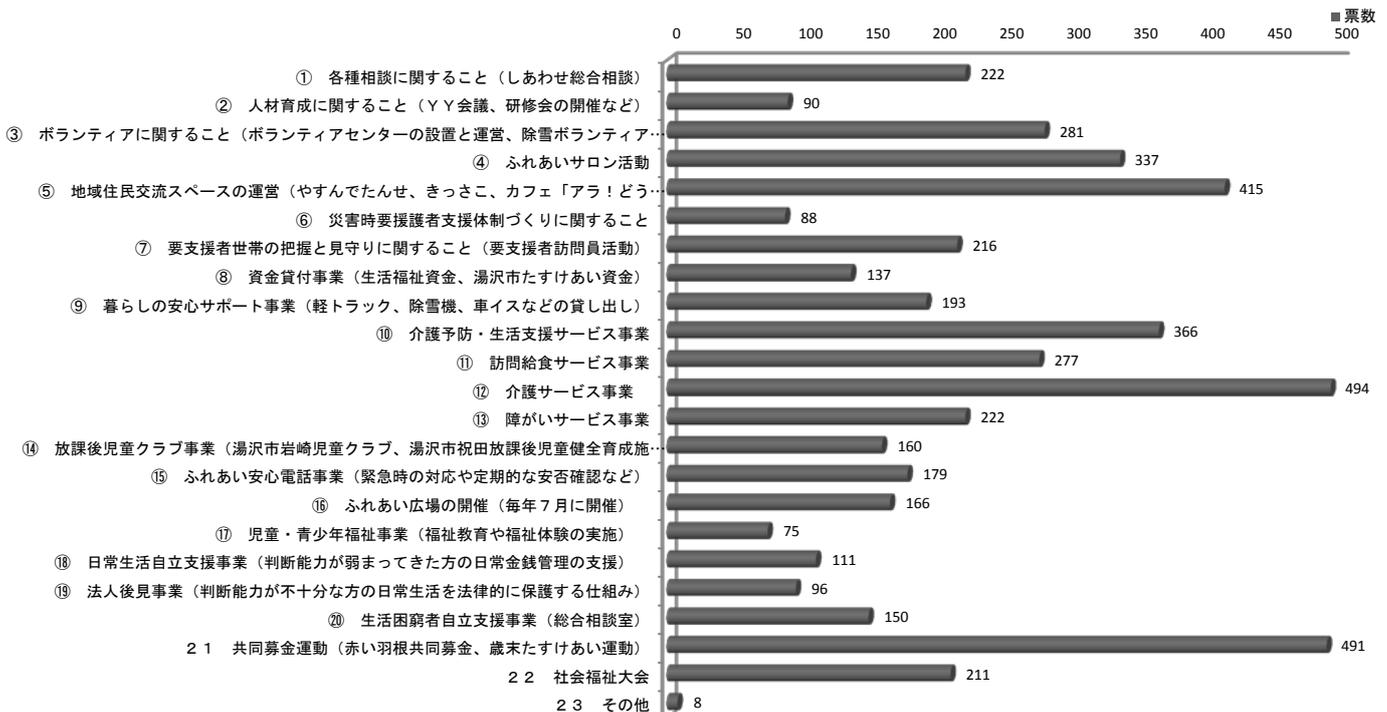
① 知っている	723
② 聞いたことがあるが事業内容を知らない	485
③ 全く知らない	150
無回答	28
計	1,386



分析 ①②をあわせると約9割が聞いたことがあるという結果になっていますが事業内容を知らないという結果も多いことから、活動内容をより周知していく必要があります。

《問30で ①知っている を選ばれた方にお聞きします》

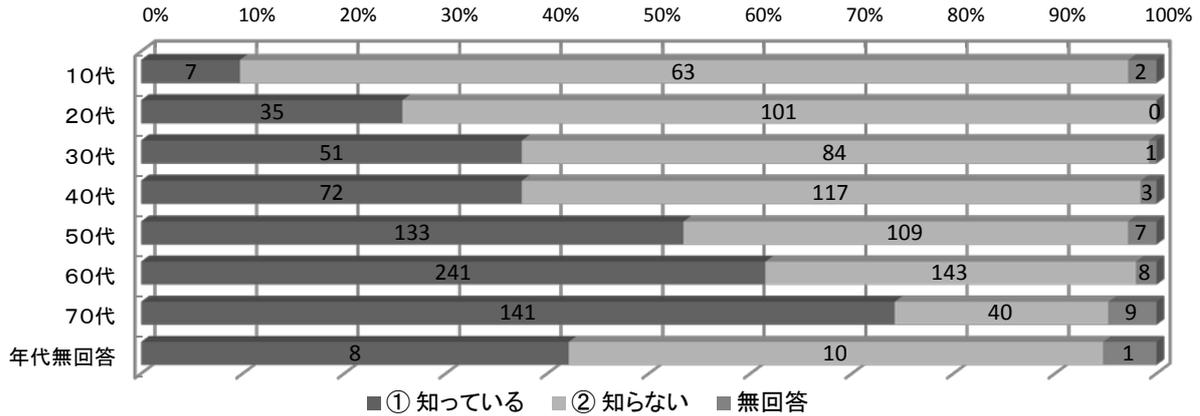
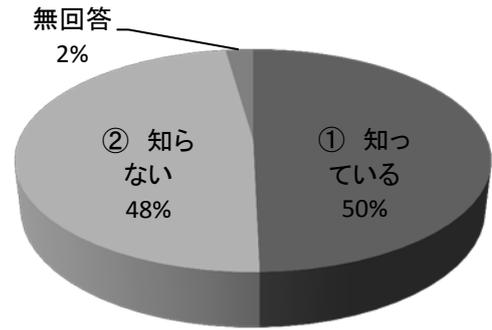
問30-1 湯沢市社会福祉協議会が行っている主な事業について、知っているものすべてに〇をつけてください。



分析 「介護サービス業」「共同募金運動」が同数で最も知っている事業になっています。次いで「地域住民交流スペースの運営」「ふれあいサロン活動」など比較的市民に目にしやすいものが知られている傾向にあるように見受けられます。

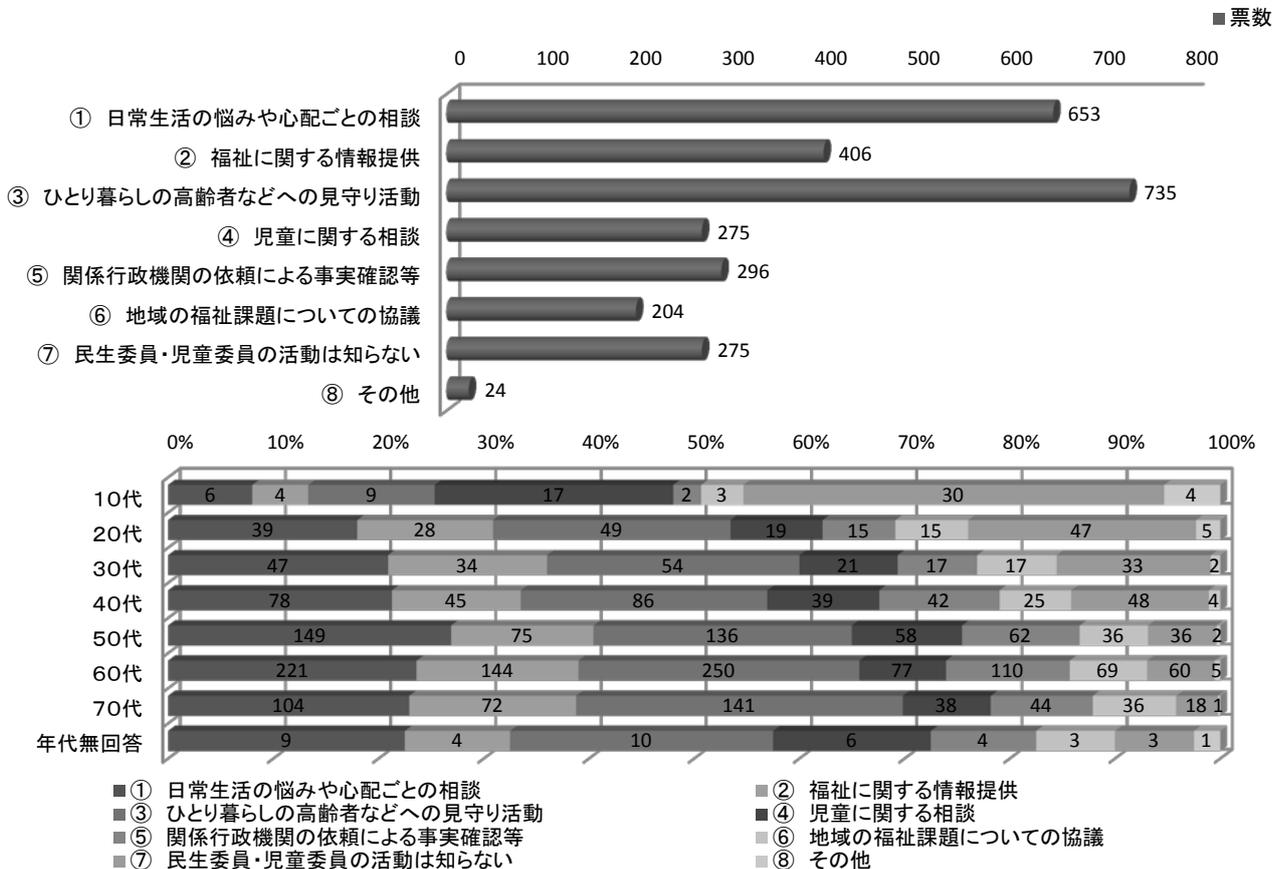
問31 あなたがお住まいの地区を担当している民生委員・児童委員をご存じですか。(〇はひとつ)

① 知っている	688
② 知らない	667
無回答	31
計	1,386



分析 住む地区を担当する民生委員・児童委員を知っている市民は5割程度であり、その多くが50代以上となっています。

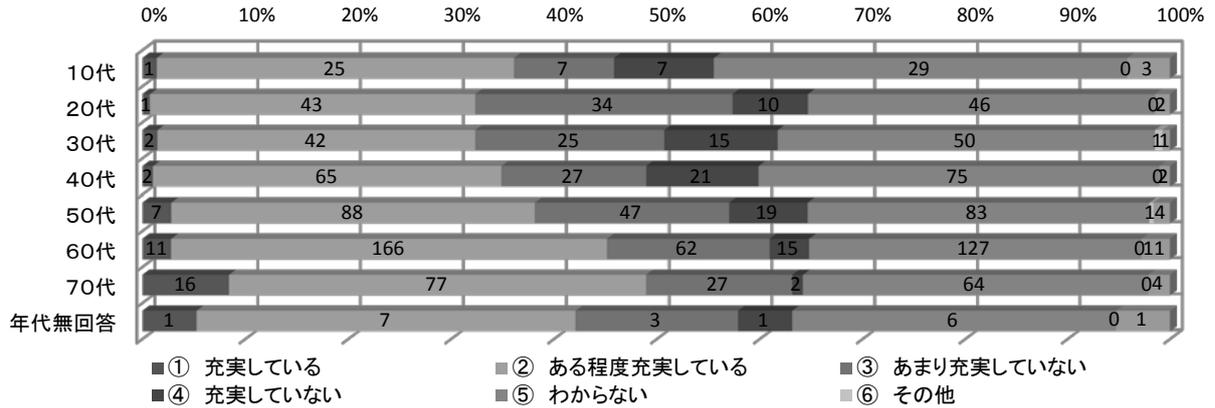
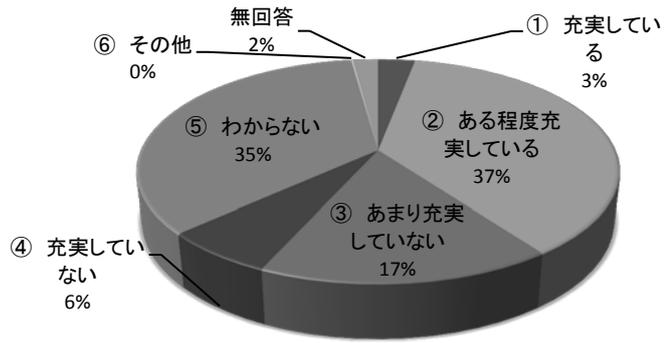
問32 民生委員・児童委員が行う活動として、知っているものすべてに〇をつけてください。



分析 「ひとり暮らしの高齢者などへの見守り活動」や「日常生活の悩みや心配ごとの相談」など身近な民生委員活動が知られております。「地域の福祉課題について協議」は、市民に見えるような活動が必要と思われます。

問33 現在の湯沢市の福祉施策は充実していると思いますか。(〇はひとつ)

① 充実している	41
② ある程度充実している	513
③ あまり充実していない	232
④ 充実していない	90
⑤ わからない	480
⑥ その他	2
無回答	28
	1,386



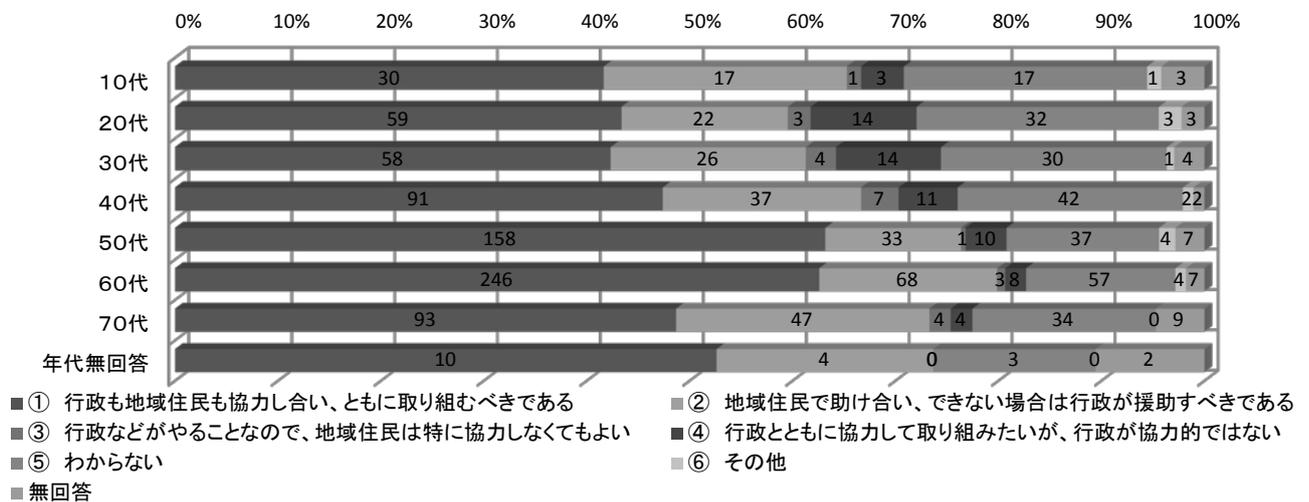
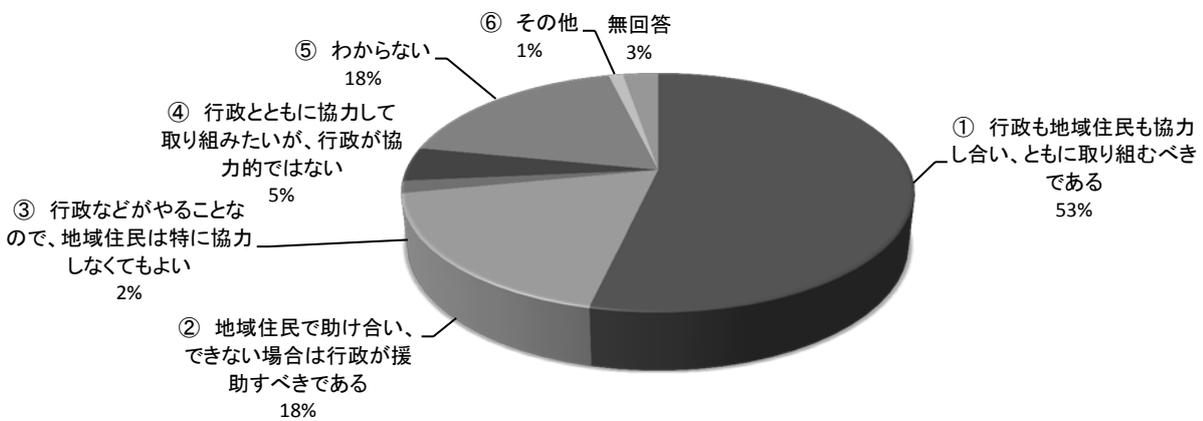
分析

「ある程度充実している」が約37%ともっとも多くなっています。一方で「わからない」も約35%となっており、市民にとって身近な事業として認識されていない傾向が見受けられます。

問34 今後、地域の生活課題を解決するうえで、行政と地域住民の関係性について、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(〇はひとつ)

① 行政も地域住民も協力し合い、ともに取り組むべきである	745
② 地域住民で助け合い、できない場合は行政が援助すべきである	254
③ 行政などがやることなので、地域住民は特に協力しなくてもよい	23
④ 行政とともに協力して取り組みたいが、行政が協力的ではない	64
⑤ わからない	252
⑥ その他	15
無回答	37
計	1,390

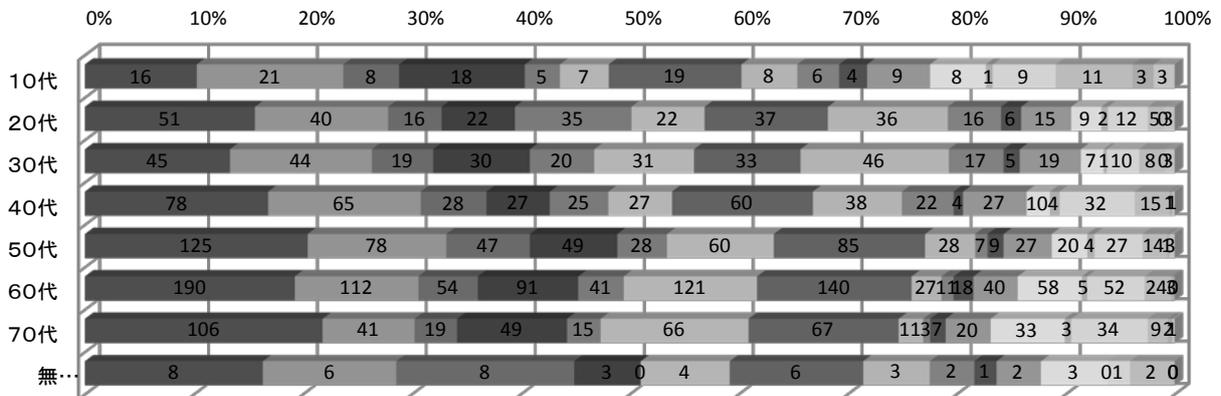
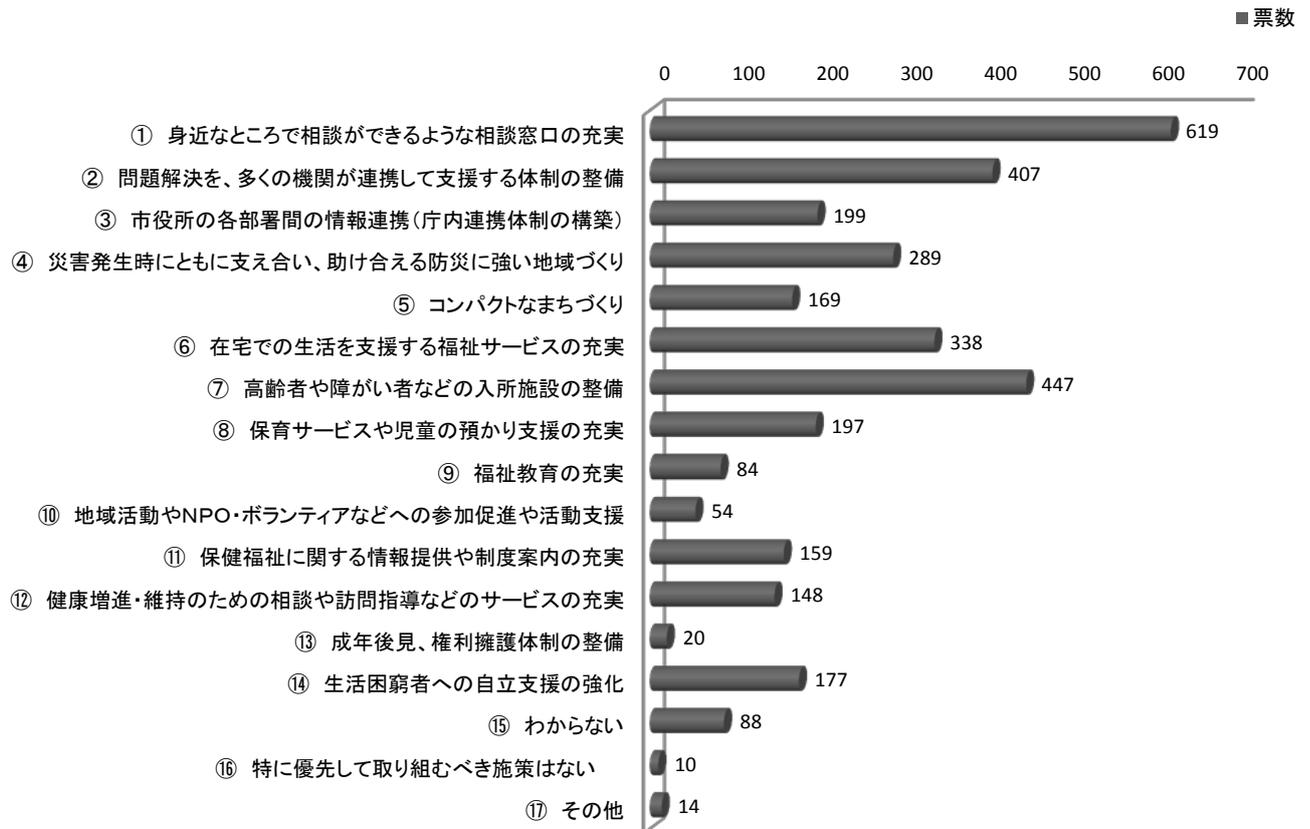
※一人の複数回答有



分析

「行政も地域住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」・「地域住民が助け合いできない場合は行政が援助すべきである」との回答が多く、住民自らが行政とともに課題を解決していこうという意思が把握できます。

問35 今後、地域福祉を推進するために湯沢市はどのような施策を優先的に取り組むべきだと思いますか。(特に必要と思われるもの3つまで○))



- ① 身近なところで相談ができるような相談窓口の充実
- ② 問題解決を、多くの機関が連携して支援する体制の整備
- ③ 市役所の各部署間の情報連携(庁内連携体制の構築)
- ④ 災害発生時にも支え合い、助け合える防災に強い地域づくり
- ⑤ コンパクトなまちづくり
- ⑥ 在宅での生活を支援する福祉サービスの充実
- ⑦ 高齢者や障がい者などの入所施設の整備
- ⑧ 保育サービスや児童の預かり支援の充実
- ⑨ 福祉教育の充実
- ⑩ 地域活動やNPO・ボランティアなどへの参加促進や活動支援
- ⑪ 保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実
- ⑫ 健康増進・維持のための相談や訪問指導などのサービスの充実
- ⑬ 成年後見、権利擁護体制の整備
- ⑭ 生活困窮者への自立支援の強化
- ⑮ わからない
- ⑯ 特に優先して取り組むべき施策はない
- ⑰ その他

分析 市民が行政に特に望んでいる施策として、「身近なところの相談窓口」「問題を多くの機関が連携して解決する体制」が求められております。また「入所施設の整備」も必要であるということが見受けられます。

福祉全般について(自由記載)

※皆様の意見を抜粋させていただきました。

【高齢化に関すること 意見40代～70代】

- ・免許返納後の交通対策への不安⇒交通機関の整備や宅配サービスの充実を望む。
- ・雪下ろしや除雪など雪対策に関する不安。
- ・老々介護の不安。
- ・特別養護老人ホームは少ない。また入所を希望したいが経済的不安が大きい。
- ・福祉サービスの情報がわかりにくい。高齢な家族が急な介護が必要になったとき最初の窓口がわからない。もっとわかりやすい窓口を設置してほしい。
- ・高齢者が週1回でも血圧を測ったり、軽い運動やおしゃべりをする場がほしい。
- ・ゆざわ広報にたくさんの配布物を入れても、高齢になると読むことに抵抗がある。会合や訪問などの対人で伝えていただかないと情報は伝わらない。
- ・高齢の親を気軽に夕方まで預かってもらえる施設がほしい（子供の放課後児童クラブのような低料金で、仕事が終わるまで預かってほしい）。
- ・医師の往診や訪問介護など、自宅で最期を迎えられるためのサービス・体制づくりが必要。
- ・入院費について、無利子で融資が受けることができないか。
- ・高齢による経済的不安。
- ・冬期限定のグループホームが身近な地域にあると良い。

【子育て・保育に関すること 意見10代～30代】

- ・子どもたちが放課後に過ごせる場がほしい。
- ・赤ちゃんや乳幼児が楽しく遊べる場がほしい。
- ・湯沢市の保育料は高すぎる。
- ・3人目に保育料の無償化を望む。
- ・保育料は全て無償化にすること。
- ・病児・病後児預かり保育を増やしていただきたい。
- ・日曜や祝日も保育に対応していただく施設を増やしていただきたい。
- ・放課後児童クラブの帰宅時間（6:30）は早すぎる。もっと遅くまで預かっていただきたい。
- ・保護者が仕事が休みの際は、保育所に預けずしっかりと子どもを保育していただきたい。子どもにとって親が一番であり、現在の保育所は保護者支援＝保護者の甘やかしになっているのが現状。もっと保育のありかたを共通理解していただきたい。

福祉全般について(自由記載)

※皆様の意見を抜粋させていただきました。

【地域に関すること 意見50代～70代】

- ・過疎地域に住んでいる人たちの声を拾いあげて、これからの湯沢市を考えていただきたい。
- ・一人暮らしの老人や障がい者が安心して暮せるよう、体調が悪くなった時に電話すればかけつけてくれるネットワークや訪問して相談を聴いていただけるボランティアがほしい。また買い物やごみ出しなどなんでも気軽に頼めるボランティアも必要である。
- ・空き店舗を無料開放して自由に利用できるスペースにしてほしい。
- ・子どもから高齢者、障がい者すべての方々が集える場所があったよい。
- ・スポーツインストラクター、弁当、栄養教室があれば地域で集える（生涯学習の場）。
- ・一人世帯の方々の話を聞くことや手紙を書くことはできる。
- ・地域の子どもたちは地域で育てるため、子どもたちと高齢者の交流が必要。
- ・通院や買い物の送迎のため、低価格でお互いさまの仕組み（有償ボランティア）が必要。
- ・地域づくりを若い世代へバトンタッチを望む（地域の人材育成）。
- ・食料品、日用品の移動販売に助成金を出していただきたい。
- ・スクールバスの空き時間を高齢者の送迎に活用していただきたい。
- ・災害時に地域で支え合う仕組みが急務。避難訓練を地域で年1回必ず行うこととしていただきたい。
- ・地域のボランティア活動に参加しやすい仕組みや支援が必要。
- ・ボランティア活動をしたいが、どのような団体があるのかわからない。
- ・専門のアドバイザーを中心に「自分らしく住み続けられる町」の成功例をつくりあげていくことが必要。

【相談に関すること 意見30代～50代】

- ・高齢者に対してはサポートが手厚いが、単身50代にはサポートがない。私達の声をお願いしたい。
- ・自分のライフステージに突然のリスクが生じた場合に備えて、普段からの情報収集が必要。行政は広く情報提供、周知を図るべき。
- ・民生委員の活動をもっと周知すべき。
- ・何年か前本当に困り福祉に相談したが、何の解決にもならなかった。本当に困っている人はわらをもつかむ思いで相談にいらっていることを忘れないでほしい。
- ・相談にいったら、各相談機関のたらいまわしにあった。
- ・相談・話しやすいところ、地域と行政の連携体制をもっと構築していただきたい。
- ・相談窓口が平日のため相談ができない。メールでの対応ができないものか。

【行政に関すること 意見20代～70代】

- ・湯沢市は情報発信が充実していないように思われます。
- ・市役所内の横の連携をもっとしっかりとしていただきたい。
- ・福祉分野においては、経験職員（介護、障がい施設での経験）や専門的知識を持つ職員の配置が必要。
- ・福祉に関する手続きを市で教えていただきたい。
- ・勤労者は手話教室や傾聴ボランティアの講座を受講したくても、開催日が平日のため参加できない。土・日・祝日の開催を検討してほしい。
- ・アンケート調査だけでなく、市は現場に足を運び実際の現状をしっかり把握していただきたい。現場でのシュミレーションをワークスケジュールに加えていただきたい。
- ・市の窓口は事務的対応が多い。もっとひとりひとりを思いやる気持ちが必要である。
- ・福祉関係の書類が複雑。言葉もローマ字が多い。日本語でわかりやすく説明してほしい。

第3期湯沢市地域福祉計画

平成31年3月策定

発行者 湯沢市福祉保健部福祉課

住 所 〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

T E L 0183-73-2122

F A X 0183-72-8301

E-mail fukushi@city.yuzawa.lg.jp